

大樹町地域防災計画

令和4年3月

大樹町防災会議

目 次

第 1 章 総 則	1
第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 用語	1
第 3 節 計画の修正	1
第 4 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第 5 節 町民及び事業所の基本的責務	6
第 6 節 大樹町の地勢と災害の概要	8
第 2 章 防 災 組 織	14
第 1 節 大樹町防災会議	14
第 2 節 大樹町災害対策本部の設置	15
第 3 節 非常配備体制	21
第 4 節 気象業務に関する計画	27
第 3 章 予防計画	40
第 1 節 水害予防計画	40
第 2 節 風害予防計画	44
第 3 節 雪害予防計画	45
第 4 節 融雪災害予防計画	51
第 5 節 高波、高潮災害予防計画	52
第 6 節 土砂災害予防計画	53
第 7 節 建築物災害予防計画	64
第 8 節 消防計画	65
第 9 節 災害時備蓄計画	69
第 10 節 避難体制整備計画	77
第 11 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	84
第 12 節 自主防災組織の育成等に関する計画	88
第 13 節 積雪・寒冷対策計画	91
第 14 節 複合災害に関する計画	93
第 15 節 業務継続計画の策定	94

第 4 章	災害応急対策計画	9 6
第 1 節	災害情報通信計画	9 6
第 2 節	災害通信計画	1 1 0
第 3 節	災害広報・情報提供計画	1 1 3
第 4 節	応急措置実施計画	1 1 6
第 5 節	避難救出計画	1 2 0
第 6 節	災害警備計画	1 3 2
第 7 節	交通応急対策計画	1 3 4
第 8 節	輸送計画	1 3 8
第 9 節	食糧供給計画	1 4 0
第 1 0 節	給水計画	1 4 2
第 1 1 節	上下水道施設対策計画	1 4 4
第 1 2 節	衣料・生活必需物資供給計画	1 4 5
第 1 3 節	電気施設対策計画	1 4 7
第 1 4 節	医療救護計画	1 4 8
第 1 5 節	防疫計画	1 5 0
第 1 6 節	廃棄物処理等計画	1 5 2
第 1 7 節	家庭動物等対策計画	1 5 4
第 1 8 節	文教対策計画	1 5 5
第 1 9 節	住宅対策計画	1 5 8
第 2 0 節	被災地宅地安全対策計画	1 6 1
第 2 1 節	行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画	1 6 3
第 2 2 節	障害物除去計画	1 6 5
第 2 3 節	応急土木対策計画	1 6 6
第 2 4 節	応急飼料計画	1 6 7
第 2 5 節	労務供給計画	1 6 8
第 2 6 節	ヘリコプター活用計画	1 7 0
第 2 7 節	自衛隊派遣要請計画	1 7 2
第 2 8 節	広域応援対策計画	1 7 5
第 2 9 節	職員応援派遣計画	1 7 6
第 3 0 節	災害ボランティア計画との連携計画	1 7 7
第 3 1 節	災害応急金融計画	1 8 1
第 3 2 節	災害救助法の適用計画	1 9 4
第 3 3 節	石油類燃料供給計画	1 9 7
第 5 章	地震・津波災害対策計画	1 9 8

第 1 節	地震災害予防計画	2 0 0
第 2 節	防災訓練計画	2 0 2
第 3 節	津波災害予防計画	2 0 4
第 4 節	火災予防計画	2 0 9
第 5 節	危険物等災害予防計画	2 1 1
第 6 節	建築物等災害予防計画	2 1 2
第 7 節	土砂災害予防計画	2 1 2
第 8 節	食糧等の調達・確保及び防災資機材の整備	2 1 2
第 9 節	避難体制整備計画	2 1 2
第 1 0 節	災害時要援護者対策計画	2 1 2
第 1 1 節	積雪・寒冷対策計画	2 1 2
第 1 2 節	地震、津波に関する防災知識の普及・啓発に関する計画	2 1 3
第 1 3 節	住民の心構えに関する計画	2 1 5
第 1 4 節	自主防災組織の育成の関する計画	2 1 7
第 1 5 節	地震・津波災害応急対策計画	2 1 8
第 6 章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画	2 2 8
第 1 節	総 則	2 2 8
第 2 節	災害対策本部等の設置	2 3 0
第 3 節	地震発生時の応急対策等	2 3 1
第 4 節	積雪・寒冷対策	2 3 3
第 5 節	津波からの防護及び円滑な避難の確保	2 3 4
第 6 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	2 4 0
第 7 節	防災訓練計画	2 4 1
第 8 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	2 4 2
第 7 章	事故災害対策計画	2 4 4
第 1 節	海上災害対策計画	2 4 4
第 2 節	道路災害対策計画	2 4 8
第 3 節	危険物等災害対策計画	2 5 2
第 4 節	大規模な火事災害対策計画	2 5 8
第 5 節	林野火災対策計画	2 6 1
第 6 節	大規模停電災害対策計画	2 6 5
第 8 章	災害復旧計画	2 7 0

第 9 章	防災訓練計画	272
第 10 章	防災思想普及・啓発計画	273
第 11 章	津波避難計画	275
第 1 節	総則	275
第 2 節	避難計画	277
第 3 節	初動体制	279
第 4 節	高齢者等避難・避難指示（緊急）及び緊急安全確保の発令	281
第 5 節	津波対策の教育・啓発	282
第 6 節	津波避難訓練の実施	282
第 7 節	積雪・寒冷対策	282
第 8 節	その他の留意点	282
資 料	資料 1 大樹町防災会議条例	284
	資料 2 大樹町災害対策本部条例	286
	その他資料 大樹町揺れやすさマップ	287

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大樹町防災会議が作成する計画であり、大樹町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め地域の防災に万全を期することを目的とする。

- 1 大樹町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱に関すること。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備、改善等災害予防に関すること。
- 4 災害時の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|--------------------------|
| 1 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 町防災会議 | 大樹町防災会議 |
| 4 本部（長） | 大樹町災害対策本部（長） |
| 5 町計画 | 大樹町地域防災計画 |
| 6 防災関係機関 | 大樹町防災会議条例第3条に定める委員の属する機関 |
| 7 災害 | 災害対策基本法第2条第1号に定める災害 |

第3節 計画の修正

町防災会議は、基本法第42条の定めるところにより、町計画に検討を加え、概ね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い町計画が社会生活の実態と著しく乖離したとき。

- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって町計画の変更を必要とするとき。
- 3 国の防災基本計画及び防災業務計画、北海道地域防災計画の修正が行われたとき。
- 4 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な修正(組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更等)については、知事との協議を要せず、町防災会議の採決により行うこととし、その結果を知事に報告するものとする。

第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が防災上処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道開発局 帯広開発建設部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の伝達・収集に関すること。 2 災害対策用資機材等の地域への支援に関すること。 3 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関すること。 4 国道の整備並びに災害復旧に関すること。
十勝西部森林管理署 大樹森林管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所轄国有林につき保安林の配置の適正化に関すること。 2 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山に関すること。 3 林野火災の予防対策に関すること。
釧路海上保安部 広尾海上保安署	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶に対する気象情報の通報に関すること。 2 災害時における船舶の避難誘導及び救助、航路障害物の除去を行うこと。 3 災害時における被災者、救援物資、人員等の海上輸送を行うこと。 4 海上における人命の救助を行うこと。 5 海上における船舶交通の安全の確保を図ること。 6 海上における犯罪の予防及び治安を図ること。
北海道農政事務所 帯広地域拠点	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急用食料の調達及び供給に関すること。
北海道財務局 帯広財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における資金の融資並びに金融機関の業務の指導及び監督(緊急措置の指示等を含む)に関すること。 2 災害時における国有財産の緊急利用等に関すること。

釧路地方気象台 帯広測候所	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象等の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 観測成果を解析、総合し、予報(注意報を含む)、警報、並びに防災気象情報等を発表に関すること。 3 災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象報告書に関すること。 4 防災知識の普及及び指導に関すること。
------------------	--

2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第5旅団	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。 2 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 3 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。

3 北海道

機 関 名		事 務 又 は 業 務
北 海 道 (十勝総合 振興局)	地域政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 2 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置を講ずること。 3 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 4 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。 5 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。
	帯広建設管理部大樹出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、海岸、急傾斜地、漁港等、所管公共施設の維持、修繕及び災害復旧に関すること。 2 水位、雨量等の情報収集、伝達を行うこと。 3 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。
	保健環境部広尾支所	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設、衛生施設等の被害情報の収集に関すること。 2 災害時における医療救護活動に関すること。 3 災害時における防疫活動に関すること。 4 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関すること。 5 医療、防疫、薬剤の確保及び供給に関すること。

4 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道釧路方面広尾警察署	1 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 2 災害情報の収集に関すること。 3 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 4 犯罪の予防、取締り等に関すること。 5 危険物に対する保安対策に関すること。 6 広報活動に関すること。

5 大樹町

事 務 又 は 業 務
1 町防災会議に関すること。 2 本部の設置及び組織の運営に関すること。 3 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 4 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 5 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。 6 大樹消防団に関すること。

6 大樹町教育委員会

事 務 又 は 業 務
1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関すること。 2 文教施設の被害調査及び報告に関すること。 3 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

7 とかち広域消防事務組合

大 樹 消 防 署	1 消防業務及び水防業務に関すること。 2 災害時における住民の生命及び財産の保護に関すること。 3 災害時における避難誘導、救助及び救急に関すること。 4 町の要請に基づいた防災対策の支援及び協力に関すること。
-----------	---

8 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東日本電信電話株式会社 北海道支店（委任機関～ 株式会社N T T東日本北 海道帯広支店）	1 気象官署からの警報を町に伝達すること。 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

北海道電力ネットワーク(株) 大樹ネットワークセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力供給施設の防災対策を行うこと。 2 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。 3 電力供給施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。
日本郵便株式会社 (大樹町内郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便局ネットワークを活用した広報活動 2 日本郵便株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いに関すること。

9 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
十勝医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療関係機関との連絡調整、救急医療に関すること。
(社)十勝歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における歯科医療活動に関すること。
(社)北海道薬剤師会十勝支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時において医療機関と連携し、薬剤の調達を行うこと。
(社)北海道獣医師会十勝支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害における家畜等の処方・処置に関すること。
北海道放送株式会社帯広放送局 札幌テレビ放送株式会社帯広放送局 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報業務に関すること。
(社)十勝地区バス協会及び (社)十勝地区トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
北海道警備業協会帯広支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に関すること。

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
大樹町農業協同組合 大樹町森林組合 大樹漁業協同組合 大樹町社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと。 2 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 3 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 4 保険金及び共済金支払いの手続きに関すること。 5 災害ボランティアに関すること。

大 樹 町 商 工 会	1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと。 2 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力を行うこと。 3 被災商工業者の経営指導及び融資斡旋に関すること。
一 般 診 療 所	1 災害時において医療、防疫対策に協力すること。
十 勝 バ ス 株 式 会 社	1 災害時におけるバス等輸送の確保を行うこと。 2 災害時における救助物資の緊急輸送及び避難者輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
帯 広 信 用 金 庫 大 樹 支 店	1 災害時の金融に関すること。
大 樹 町 日 赤 奉 仕 団	1 災害時のボランティア活動の協力に関すること。
一 般 運 送 事 業 者	1 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。
大 樹 町 建 設 業 協 会	1 災害時における災害応急対策、災害復旧の支援を行うこと。
危 険 物 関 係 施 設 の 管 理 者	1 災害時における危険物の保安に関すること。
避 難 場 所 管 理 者	1 施設の適正な管理・運営に当たるとともに、応急対策の実施について協力すること。

第5節 町民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。町民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、一般的には自分は大丈夫という思い込みが働くことを自覚し、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する町民運動を展開する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

1 町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ① 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- ② 最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー、女性用品、マスク、消毒液、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備

- ③ 隣近所との相互協力関係の構築
 - ④ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
 - ⑤ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
 - ⑥ 町内会や自治会における要配慮者への配慮
 - ⑦ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
 - ⑧ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。
 - ⑨ 自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (2) 災害時の対策
- ① 隣近所の安否確認
 - ② 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
 - ③ 地域における被災状況の把握
 - ④ 初期消火活動等の応急対策
 - ⑤ 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
 - ⑥ 防災関係機関の活動への協力
 - ⑦ 自主防災組織の活動
- (3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業所の責務

従業員及び施設利用者の安全確保を図るとともに、経済活動の維持、地域住民への貢献など、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

- (1) 平常時の備え
- ① 災害時行動マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成
 - ② 防災体制の整備
 - ③ 事業所の耐震化・耐浪化
 - ④ 予想被害からの復旧計画策定
 - ⑤ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
 - ⑥ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
 - ⑦ 取引先とのサプライチェーンの確保
- (2) 災害時の対策
- ① 事業所の被災状況の把握
 - ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
 - ③ 施設利用者の避難誘導
 - ④ 従業員及び施設利用者の救助

- ⑤ 初期消火活動等の応急対策
- ⑥ 事業の継続又は早期再開・復旧
- ⑦ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- ① 町内の一定の地域内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下「地域居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- ② 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携に努めるものとする。
- ③ 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときには、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- ④ 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。
- ⑤ 町は、個別計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

4 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する道民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取り組みを行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第6節 大樹町の地勢と災害の概要

1 位置及び面積

大樹町は、十勝の南部北緯 42 度 22 分から 42 度 40 分まで、東経 142 度 49 分から 143 度 31 分までの間に位置し、北は中札内村、更別村、幕別町及び豊頃町、南部は広尾町、西部は日高山脈を隔てて浦河町と隣接、東部は太平洋に面している。

面	積	815.68km ²
位置	北緯	42度22分（極南）⇔42度40分（極北）

	東 経	142 度 49 分 (極西) ⇔ 143 度 31 分 (極東)
広さ	東西の距離	56.9km
	南北の距離	33.5km
標高	最 高	1,794m
	最 低	0m

2 地勢

日高山脈を源に発する歴舟川は、町の中央を流れ太平洋に流下し、東部は比較的流れのゆるい小規模河川が太平洋に注いでいる。これら河川周辺には、大小の扇状地と段丘地を形成、この段丘式平坦地は全面積のほぼ 30% で、他は山陸山岳地となっている。段丘地の地質は、素粒な樽前火山灰と有珠火山灰に被われていて、下層には砂岩や凝灰質地層が重なっている。

3 気象

(1) 概況

春は東南及び西の風が強く、5月下旬から8月上旬には継続的に海霧の襲来を受け9月下旬から秋晴れとなり比較的好天に恵まれるが、同時に北西の季節風となり気温が低下し初霜が早く、冬は寒冷で12月頃から急激に気温が低下し、特に1月から2月中旬までは大陸からの寒気の影響で最低気温が氷点下20度以下となることもある。

また、年平均気温は5℃前後で、年間の降水量は1,000mm程度、降雪については1日に10cmから20cm程度の降雪が比較的多いが、年によっては60cmを超える降雪があるなど変動が激しい。

(2) 過去の気象記録

年	降水量(mm)			気温(℃)		風向・風速(m/s)		雪(寒候年・cm)		
	合計	日最大	最大	最高	最低	平均風速	最大風速	降雪の合計	日降雪の最大	最深積雪
			1時間							
H2	1433	95	17	31.1	-26.7	1.9	10	549	32	86
H3	1202	130	22	29.7	-23.8	1.9	13	664	63	168
H4	968	81	17	30.4	-21.8	1.9	11	612	22	59
H5	1628	218	25	30.5	-22.9	2	10	1474	48	88
H6	1118	73	15	33.3	-24	2.1	10	1929	47	117
H7	1350	106	23	33.3	-24.4	2.1	9	710	40	95
H8	1184	93	16	30.3	-26.3	2.2	10	1514	77	140
H9	1024	92	15	31.3	-22.1	2.4	11	687	33	91
H10	1602	313	59	31.5	-27.4	2.4	12	560	35	78
H11	1144	137	25	33	-23.6	2.4	12	608	39	77

H12	1438	122	18	33.4	-27.3	2.3	13	679	33	124
H13	1051	134	16	29.9	-28.9	2.3	12	543	47	109
H14	1282	129	36	30.5	-25.1	2.4	13	376	26	89
H15	1009	122	23	29.8	-28.1	2.4	12	824	45	113
H16	927	75	10	33.8	-26	2.4	14	734	42	143
H17	915	146	22	33.6	-25.8	2.3	15	687	69	108
H18	949	74	10	32.1	-25.6	2.4	13	431	38	57
H19	1110	171	37	34.6	-21.7	2.3	16	408	27	75
H20	754	69.5	19.5	31	-26.9	2.4	14.1	320	55	91
H21	1358	68.5	24.5	29.8	-25.2	2.5	12.6	660	55	110
H22	1142	89	30.5	35.2	-28.0	2.6	13.8	625	41	106
H23	1090	86	26.5	32.2	-25.6	2.4	10.4	399	38	64
H24	1396	210	25.0	32.8	-28.1	2.5	12.0	598	44	105
H25	1215	113	29.5	31.9	-25.7	2.6	15.5	396	40	88
H26	1025.5	78.5	23.0	32.8	-23.8	2.7	13.9	270	36	79
H27	956.5	99.0	15.5	35.8	-23.8	2.7	14.3	351	33	129
H28	1452.0	99.5	31.5	31.5	-24.1	2.7	16.1	317	60	115
H29	1035.0	220.0	85.0	34.9	-25.5	2.6	13.3	376	35	81
H30	1186.5	63.0	13.5	34.0	-26.0	2.6	13.3	494	47	117
R1	1017.0	90.0	16.5	33.6	-29.8	2.6	12.7	254	21	63
R2	850.0	48.5	34.5	34.5	-25.3	2.5	14.6	323	65	142
R3	1443.5	103.5	17.0	34.5	-28.1	2.6	14.0	288	31	75

4 災害の概要

大樹町の災害の発生は、暴風雨（台風等）による被害が最も多いが、海溝を震源とするマグニチュード8前後の地震による被害が発生している。

発生年月日	種 別	被 害 状 況
昭和40年1月9日	高波	床上浸水2世帯、床下浸水2棟、漁船23隻
昭和41年5月2日 ～7日	融雪水害	床下浸水17棟、河川決壊54ヶ所、道路決壊14ヶ所
昭和43年5月16日	十勝沖地震 M7.9	河川決壊1ヶ所、道路決壊2ヶ所
昭和47年9月17日 ～18日	大雨(台風20号) 降水量259mm	死者1名、住家全壊4世帯、住家半壊8棟、床上浸水27世帯、床下浸水59世帯、農作物被害

		2,924ha、停電 1070 世帯、河川決壊 31 ヶ所、道路決壊 52 ヶ所
昭和 50 年 4 月 30 日	融雪水害	床上浸水 1 世帯、床下浸水 30 世帯、道路決壊 8 ヶ所
昭和 50 年 5 月 17 日	大雨 降水量 126mm	床下浸水 6 世帯、農作物被害 865ha、河川決壊 6 ヶ所、道路決壊 6 ヶ所
昭和 50 年 8 月 24 日	大雨(台風 6 号)	農作物被害 1,295ha
昭和 52 年 4 月 19 日	強風	住家一部損壊 10 世帯、学校屋根破損 1 ヶ所、ビニールハウス破損 70 件
昭和 52 年 7 月 5 日	大雨 降水量 205mm	河川決壊 11 ヶ所、道路決壊 1 ヶ所
昭和 54 年 9 月 30 日 ～10 月 1 日	大雨(台風 16 号)	農業用施設 5 件
昭和 54 年 10 月 19 日	大雨(台風 20 号) 降水量 135mm	床上浸水 1 世帯、床下浸水 9 世帯、河川決壊 4 ヶ所、道路決壊 3 ヶ所、漁具 9 ヶ所
昭和 56 年 8 月 5 日 ～6 日	大雨(台風 12 号) 降水量 160mm	農作物被害 581ha、河川決壊 12 ヶ所、道路決壊 2 ヶ所
昭和 56 年 8 月 20 日 ～21 日	大雨・強風(台風 15 号) 降水量 95mm	農業施設 6 ヶ所、農作物被害 1,857ha、河川決壊 1 ヶ所、道路決壊 4 ヶ所、公共施設屋根破損 2 ヶ所、町有林倒木 197ha
昭和 59 年 5 月 2 日 ～3 日	大雨 降水量 129mm	床下浸水 5 世帯、河川決壊 6 ヶ所、道路決壊 1 ヶ所
昭和 60 年 7 月 1 日	大雨	農業用施設 5 ヶ所
昭和 61 年 9 月 3 日 ～4 日	大雨	農業用施設 4 ヶ所
昭和 63 年 11 月 24 日 ～25 日	大雨 降水量 251mm	床上浸水 19 世帯、床下浸水 69 世帯、農業用施設 11 ヶ所、道路決壊 20 ヶ所、漁船破損 16 隻、漁具破損 19 件
平成元年 6 月 29 日	大雨 降水量 200mm	河川決壊 12 ヶ所、衛生施設床上浸水 1 ヶ所
平成 2 年 11 月 5 日	大雨 降水量 84mm	床下浸水 6 世帯、農作物被害 96.4ha、河川決壊 16 ヶ所、道路決壊 3 ヶ所、漁具破損 9 件
平成 5 年 1 月 15 日	釧路沖地震 M7.8	軽傷 2 名、橋梁損傷 5 ヶ所、道路損傷 17 ヶ所、漁港損傷 8 ヶ所、公共施設損傷 12 ヶ所
平成 5 年 6 月 3 日 ～6 日	大雨 降水量 309mm	床下浸水 1 世帯、農作物 8.4ha、河川決壊 10 ヶ所、道路決壊 13 ヶ所、
平成 6 年 9 月 16 日 ～20 日	大雨	農業施設 3 件、農作物被害 571.1ha、河川決壊 7 ヶ所、道路冠水 8 ヶ所、漁港施設損傷 3 ヶ所

平成 10 年 9 月 16 日	大雨(台風 5 号) 降水量 315mm	床上浸水 16 世帯、床下浸水 126 世帯、農作物被害 216.6ha、河川決壊 2 ヶ所、道路損傷 132 ヶ所、漁具損傷 6 件
平成 13 年 9 月 11 日 ～12 日	大雨(台風 15 号) 降水量 203mm	床下浸水 1 世帯、河川決壊 4 ヶ所、道路損傷 14 ヶ所、橋梁損傷 2 ヶ所
平成 14 年 10 月 1 日 ～2 日	大雨、強風 (台風 21 号) 降水量 155mm	床下浸水 2 世帯、農業施設 6 ヶ所、農作物被害 156 h a、道路決壊 16 ヶ所、河川決壊 1 ヶ所、漁具損傷 5 件
平成 15 年 9 月 26 日	十勝沖地震 M8.0 震度 6 弱	軽傷 19 名、住家半壊 1 世帯、一部損壊 6 世帯、学校施設損壊 5 ヶ所、公共施設損傷 4 ヶ所、農業施設 6 ヶ所、道路損傷 48 ヶ所、漁業施設損傷 2 ヶ所、水道施設及び設備損傷 7 ヶ所、
平成 19 年 9 月 7 日 ～8 日	大雨(台風 9 号) 降水量 195mm (美成地区 373mm)	床上浸水 1 世帯、床下浸水 1 世帯、道路損傷 14 ヶ所
平成 22 年 3 月 21 日	強風 最大瞬間風 23.2m/s 最大風速 11.9m/s	住宅損傷 2 ヶ所、非住宅損傷 1 ヶ所、公共建物損傷 3 ヶ所、農業被害 30 か所、電話線切断 1 ヶ所
平成 23 年 3 月 11 日	三陸沖地震 大津波警報	漁業施設浸水 3 ヶ所、漁業施設損傷 1 ヶ所、漁船漂流 1 隻・転覆 3 隻
平成 25 年 2 月 4 日	十勝地方中部 M6.5 震度 5 弱	負傷者 1 名
平成 27 年 9 月 11 日	高潮(台風 17 号)	漁業被害(漁具) 5 件
平成 27 年 10 月 2 日	強風 最大瞬間風速 28.9m/s	住宅損傷 1 ヶ所、非住家損傷 1 ヶ所、公共建物損傷 1 ヶ所、農業施設損傷 6 ヶ所、林業被害 8.85ha、電線・電話線切断数か所、漁業被害(漁具) 4 件
平成 27 年 10 月 8 日	強風(台風 23 号)	共同利用施設 2 件
平成 27 年 11 月 27 日	大雪(着雪)	電線切断約 50 ヶ所、延停電戸数 1212 戸
平成 28 年 8 月 17 日	強風(台風 7 号) 最大瞬間風速 25.5m/s	営農施設被害 19 件、農作物被害 570ha、生乳廃棄 4 件 8.5t、公共施設被害 4 施設、林業被害 519.7ha、延停電戸数 1,400 戸
平成 28 年 8 月 30 日 ～31 日	大雨(台風 10 号) 山間部で 300mm 超 の大雨	ヌビナイ橋橋台背面洗掘による水道送水管損壊及び河川高濁度のため取水不能により町内全戸断水、道路 15 路線 26 ヶ所(道路閉塞、側溝埋塞、路肩決壊、道路決壊、法面崩壊等)、河川(普通

		河川紋別川 5ヶ所護岸決壊等)、農業用排水路 8箇所(排水路埋塞)、農業被害 8圃場 15.13ha(草地への土砂流入)、漁業被害(流木堆積)、林業被害 2ヶ所(治山施設排水路埋塞)、公共施設被害 3ヶ所
平成 29 年 9 月 18 日	大雨(台風 18 号、記録的短時間大雨情報)、降水量 220mm、85mm/h(過去最大)	道路損壊 14ヶ所、農作物被害 967ha、漁業被害(流木流出、定置網被害)、上水道一部地区で断水、避難所 3箇所開設
平成 30 年 3 月 2 日	大雪(47cm)	農業用施設被害 13 件、家畜(牛)被害 16 頭死亡又は廃用
平成 30 年 3 月 9 日	大雨(72.5mm) 3月の雨としては、観測史上 3位の雨量	道路冠水等により、道道 3 路線が一時通行止め、その他町道も各所で冠水、融雪が進み各河川で水量が増加し、生花苗川では氾濫危険水位超過のため、2世帯 1 事業所に避難指示発令
平成 30 年 9 月 6 日	胆振東部地震 M6.7 最大震度 7 (大樹町震度 4)	北海道胆振地方中東部を震央とする地震で、北海道内では、初めて震度 7 が観測された。 また、苫東火力発電所が停止したことにより、ブラックアウトが発生。町内の給油所が稼働不能となった。 町内 6 施設を避難所として開設。
令和元年 10 月 13 日	台風 19 号	東和地区で畑からの水が道路に流出し、道路の一部が崩れる。他被害なし。
令和 3 年 12 月 1 日	強風(低気圧) 最大瞬間風速 27.5m/s	町内施設等 5 7 件の被害 旧尾田小学校の屋根が飛ばされるなどの被害。

第2章 防 災 組 織

災害の予防、応急対策、復旧等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する非常配備体制の確立並びに災害対策本部の編成及び運営などを定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 大樹町防災会議

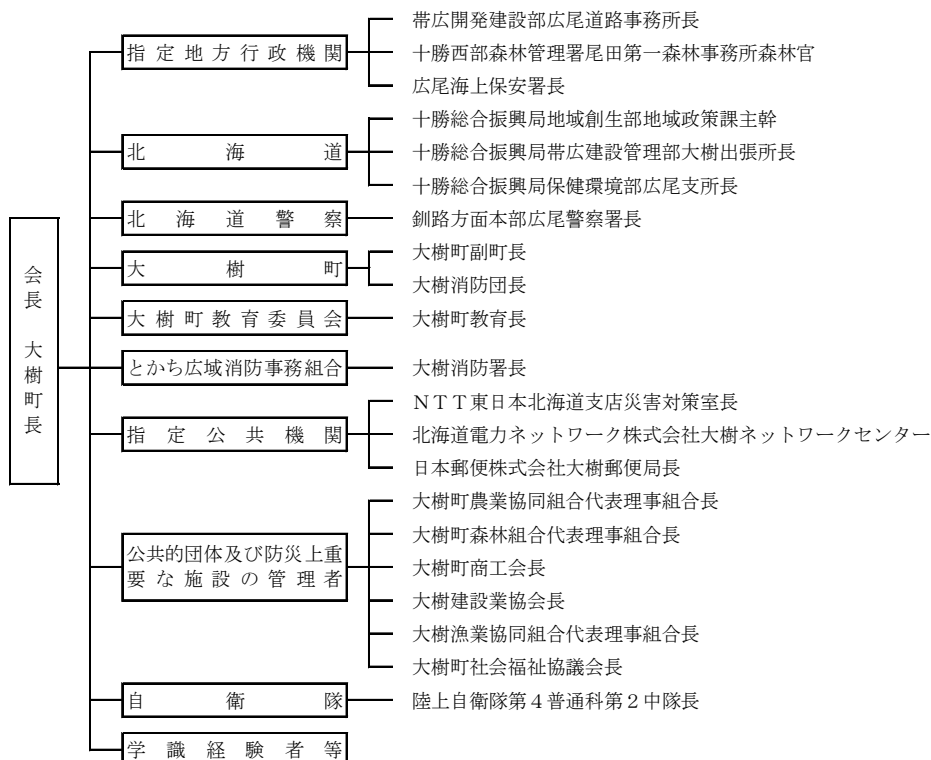
町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく大樹町防災会議条例（昭和37年条例第13号）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、本町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行うものである。

1 防災会議の組織構成

防災会議の構成は、大樹町防災会議条例第3条第5項の規定により、次のとおりとする。

2 防災会議の運営

大樹町防災会議条例及び大樹町防災会議運営規定の定めるところによる。



第2節 大樹町災害対策本部の設置

町長は、大樹町区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策を実施するため、必要と認めるときは、基本法第23条の2の規定により、「大樹町災害対策本部」を設置する。町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

1 本部の組織、事務分掌

本部に部及び班を置く。

- (1) 本部の組織は（別記1）のとおりとする。
- (2) 部及び班の名称、部長、副部長及び班長にあてられる職員、担当する課、並びに部、班の事務分掌は（別記2）のとおりとする。
- (3) 各班の編成及び事務分掌については、原則として別記2によるが、災害状況等により部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行うものとする。この場合、部内での変更分担事務は各部長が定め、指示するとともに、本部長へ報告する。
- (4) 災害状況、又は特に必要と認めるときは、本部長は別記と異なる編成を各部班に指示することができる。

2 本部の設置基準

本部の設置は、次の各号の一に該当し、町長が必要と認めたときにこれを設置する。

- (1) 気象、地象及び水象について警報が発表され、甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (3) 津波警報が発表されたとき。
- (4) 大規模停電により、人命救助等の案件が発生又は交通通信網などへの影響拡大が予想されるとき。

3 本部設置の周知

本部を設置したときは、直ちに関係者、関係機関に周知する。

- (1) 周知する範囲
全職員、防災関係機関、北海道（十勝総合振興局）、一般住民
- (2) 周知の方法
防災無線、電話、広報車等の方法で周知する。

4 本部の名称及び設置場所

- (1) 名称 大樹町災害対策本部
- (2) 設置場所 大樹町東本通33番地 大樹町役場内

5 災害対策本部の運営

本部が設置された場合は、本部に「本部会議」及び「災害情報連絡責任者」を置く。

(1) 本部会議

① 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長及び指定の本部員をもって構成する。

ア 本部長 町長

イ 副本部長 副町長、教育長

ウ 本部員 災害対策本部組織の各対策部長及び各対策副部長

② 本部会議の協議事項

ア 災害情報、被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。

イ 災害予防、災害応急対策の実施並びに総合調整に関すること。

ウ 職員の配備体制の切替え及び廃止に関すること。

エ 関係機関に対する応援要請に関すること。

オ 災害救助法の適用要請に関すること。

カ その他災害対策に関すること。

③ 本部会議の開催

ア 本部会議は、本部長が招集するものとする。

イ 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない

ウ 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。

エ 本部員が会議の招集を必要と認めたときは、総務対策部長にその旨申出るものとする。

(2) 災害情報連絡責任者

① 災害情報連絡責任者（以下「情報連絡責任者」という。）は各対策部長とする。

② 情報連絡責任者の業務は次のとおりである。

ア 所属部内の職員の動員、配備体制の状況把握

イ 所属部の災害、被害の状況の調査収集

ウ 応急対策の実施・活動状況の掌握

エ 応急災害対策実施に伴う応援などの必要な対策の要求

オ 所属部内の各班に係る災害に関する情報（以下「災害情報等」という。）の取りまとめ

6 現地災害対策本部の設置

(1) 本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、災害発生地域に現地本部を設置することができる。

(2) 現地本部には、現地本部長及び現地本部員を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てるものとする。

(3) 現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により、適切な措置を講ずるものとする。

7 災害対策本部の廃止基準

- (1) 本部長は、次に各号の一つに該当する場合に、災害対策本部を廃止する。
- ① 予想された災害発生の危険が解消したと認められたとき。
 - ② 災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められたとき。
 - ③ 公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、住民生活に障害となる状況が解消されたと認められたとき。
- (2) 本部を廃止したときは、設置に準じて関係機関等に通知するものとする。

8 町長の職務代理

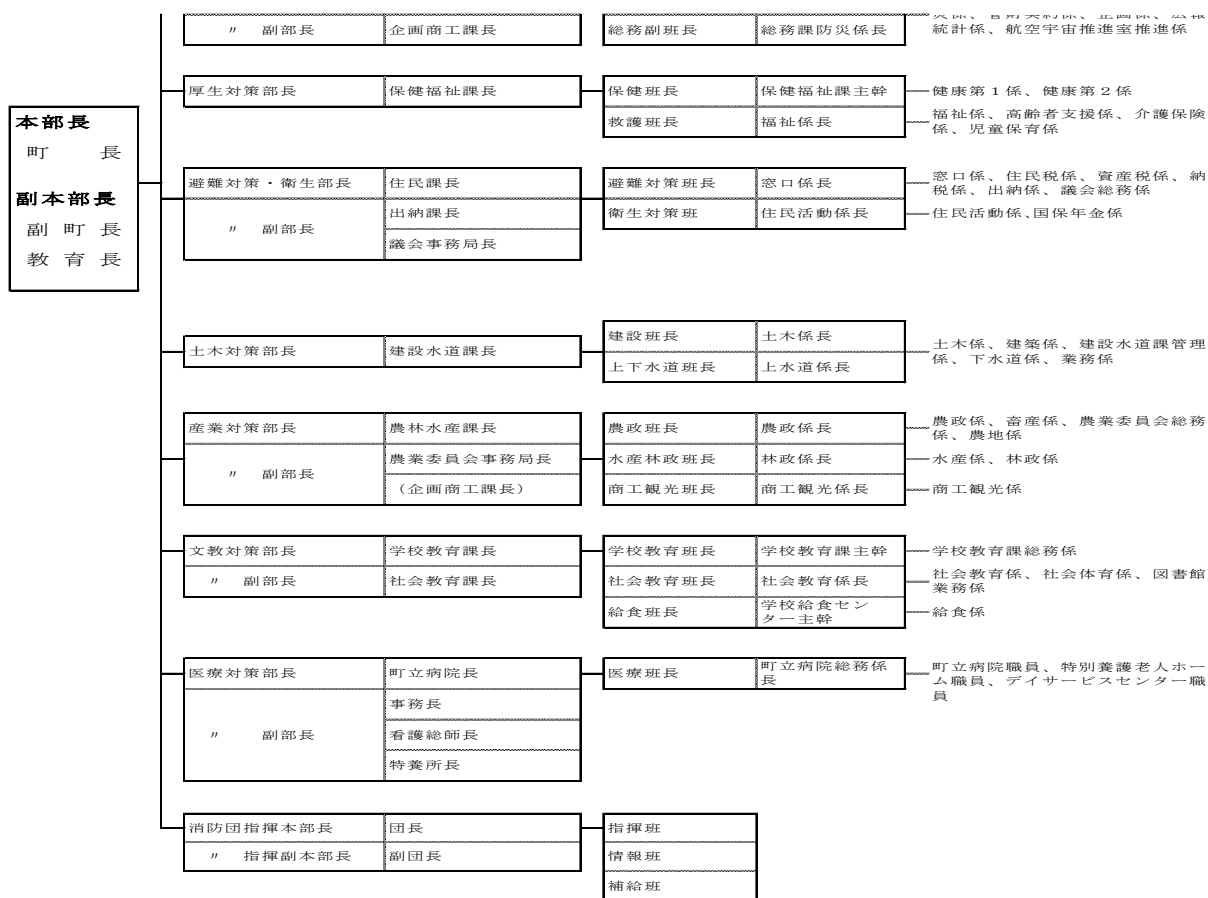
災害対策本部の設置をはじめとし、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故等あるときには、副町長がこの職務を代理する。

9 応急給水及び応急復旧時の活動拠点

陸上自衛隊派遣部隊車両、応急給水車両、警察車両、消防車両等の活動拠点として、次の場所を指定する。

活動拠点場所 大樹町役場敷地内駐車場（大樹町東本通33番地）

別記1 大樹町災害対策本部組織図



別記2 災害対策本部の事務分掌

部名	班 名	所 掌 事 務
総務 対策 部	総 務 班	1. 本部会議運営に関する事。
		2. 防災会議および防災関係機関との連絡調整に関する事。
		3. 団体等協力者の出動要請に関する事。
		4. 災害予報・警報及び情報等の収集、伝達に関する事。
		5. 災害広報、災害記録に関する事。
		6. 自衛隊の派遣要請及び調整に関する事。
		7. 労務者の雇上げに関する事。
		8. 旭地区における避難広報及び海岸監視活動に関する事。（津波予報時）
		9. その他、その他の班に属さないこと。
厚生 対策 部	保 健 班	1. 避難所での保健指導及び応急手当に関する事。
		2. 被災者など住民の健康管理に関する事。
		3. 感染症などの予防に関する事。
		4. 救急薬品及び衛生用品の確保に関する事。
	救 護 班	1. 災害時要援護者の安否確認及び支援に関する事。
		2. 応急物資の調達及び配布に関する事。
		3. 応急食料の確保及び配給に関する事。
		4. 義援金品の受付、配分に関する事。
		5. 日赤救助活動の連絡調整に関する事。
		6. 災害ボランティアの受入に関する事。
		7. 災害見舞金に関する事。
		8. 罹災証明の支援に関する事。
避難 対策 ・ 衛生 部	避 難 対 策 班	1. 避難所の開設、初期の管理に関する事。
		2. 避難者の誘導及び収容に関する事。
		3. 被災者の調査に関する事。
	衛 生 班	1. 死亡者の収容及び安置に関する事。
	2. 被災地の衛生環境保持に関する事。	
土木 対策 部	建 設 班	1. 道路、橋梁及び河川の被害調査に関する事。
		2. 道路、橋梁及び河川の保全及び復旧に関する事。
		3. 派遣自衛隊の誘導、撤収及び連絡調整に関する事。
		4. 町有施設の被害調査及び保全に関する事。
		5. 建設型応急住宅の設置に関する事。
	上 下 水 道 班	1. 上下水道施設の被害調査に関する事。
		2. 上下水道施設の保全及び復旧に関する事。

		3. 災害時の飲料水の確保及び給水に関すること。
産業 対策 部	農政班	1. 農地、農業施設、農作物、家畜の被害調査に関すること。
		2. 農作物の病虫害、家畜伝染病予防及び防疫に関すること。
		3. 農畜産関係の被害対策及び復旧に関すること。
		4. 家畜の避難対策及び飼料の確保に関すること。
		5. 農業関係機関との連絡調整に関すること。
	水産・林政班	1. 林道、林業施設の被害調査に関すること。
		2. 林政関係の被害対策及び復旧に関すること。
		3. 漁業施設及び船舶、漁具等の被害調査に関すること。
		4. 水産関係の被害対策及び復旧に関すること。
		5. 水産・林業関係機関との連絡調整に関すること。
		6. 浜大樹地区における避難広報及び海面監視活動に関すること。 (津波予報時)
	商工観光班	1. 商工観光関係の被害調査に関すること。
2. 商工観光関係の被害対策及び復旧に関すること。		
3. 商工観光関係機関との連絡調整に関すること。		
4. 晩成地区における避難広報及び海岸監視活動に関すること。 (津波予報時)		
文教 対策 部	学校教育班	1. 児童生徒の避難及び安全確保に関すること。
		2. 教育施設の被害調査及び復旧に関すること。
		3. 災害時の応急教育に関すること。
		4. 教科書及び学用品の給与に関すること。
	社会教育班	1. 関係施設利用者の避難及び安全確保に関すること。
		2. 関係施設の被害調査及び復旧に関すること。
給食班	1. 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関すること。	
医療 対策 部	医療班	1. 救護班の編成、救護所の開設に関すること。
		2. 負傷者の収容に関すること。
		3. 被災者の医療及び助産に関すること。
		4. 医薬品の確保に関すること。

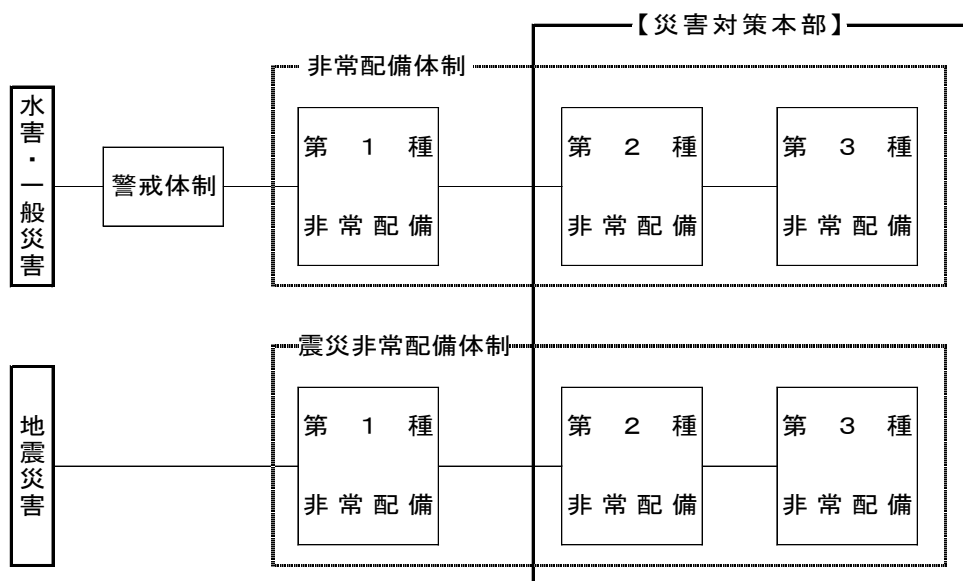
第3節 非常配備体制

1 非常配備体制の種類と基準

町長は、災害時に予防対策、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を立ち上げる前にも必要に応じて種別を指定して非常配備体制を指令する。

(1) 非常配備区分

非常配備の種別、配備体制、活動内容に関する基準は次の「非常配備体制の種類と配備基準」の区分による。



「非常配備の種類と配備基準」

①水害、一般災害

種別	【警戒体制】
配備基準	気象業務法に基づく気象、地象、及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。
配備体制及び活動内容	(1) 総務課は、気象、地象、水象に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。 (2) 総務課は、関係課へ状況報告や災害警戒体制であることをメール等で伝達する。
勤務時間外の場合 第1種非常配備体制の所属長は自宅待機とし、状況により速やかに参集できる状態とする。	

種 別	【第 1 種 非 常 配 備 体 制】
配 備 基 準	(1) 今後、災害が発生する恐れがあり、災害に備える必要があるとき。 (当町で 1 時間の雨量 50mm、3 時間の雨量が 90mm、24 時間の雨量が 150mm を超える恐れがあるとき)
配 備 体 制	(1) 次の所属長及び所属職員により、巡視、情報収集及び災害対策にあたる。 ①総務課 ②建設水道課 ③その他課 (必要に応じて総務課が招集)
活 動 内 容	(1) 総務課は、気象、地象、水象に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。 (2) 総務課は、各課に第1種非常配備体制であることメール等で連絡する。 (3) 総務課、建設水道課は、町内パトロールなどにより情報収集を行う。
そ の 他 の 課 及 び 連 絡 先 機 関	企画商工課・住民課・保健福祉課・農林水産課・出納課・学校教育課・社会教育課・農業委員会事務局・議会事務局・図書館・学校給食センター・大樹消防署・特別養護老人ホーム・大樹町立病院

種 別	【第 2 種 非 常 配 備 体 制】
配 備 基 準	(1) 第1種非常配備体制により状況を把握した結果、災害対策本部を立ち上げることが必要と判断したとき。
配 備 体 制	(1) 災害対策本部を設置して、次の所属長及び所属職員により、災害対策にあたる。 ①総務課 ②企画商工課 ③住民課 ④保健福祉課 ⑤農林水産課 ⑥建設水道課 ⑦出納課 ⑧学校教育課 ⑨社会教育課 ⑩農業委員会事務局 ⑩議会事務局 ⑪図書館 ⑫学校給食センター ⑬特別養護老人ホーム ⑭大樹町立病院
活 動 内 容	(1) 総務課は災害対策本部を設置したことを各所属長に連絡する。 (2) 各所属長は災害対策本部に参集、本部会議の決定に基づき、各対策部指定の事務分掌を行う。 (3) 所属職員は本部及び各所属長の指示により活動する。
連 絡 先 機 関	大樹消防署

種 別	【第 3 種 非 常 配 備 体 制】
配 備 基 準	(1) 全町にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
配 備 体 制	(2) 災害対策本部を立上げ、全職員で災害対策にあたる。 ①総務課 ②企画商工課 ③住民課 ④保健福祉課 ⑤農林水産課 ⑥建設水道課 ⑦出納課 ⑧学校教育課 ⑨社会教育課 ⑩農業委員会事務局 ⑪議会事務局 ⑫図書館 ⑬学校給食センター ⑬特別養護老人ホーム ⑭大樹町立病院

活 動 内 容	<p>(1) 総務課は災害対策本部を設置したことを各所属長に連絡する。</p> <p>(2) 各所属長は災害対策本部に参集、本部会議の決定に基づき、各対策部指定の事務分掌を行う。</p> <p>(3) 所属職員は本部及び各所属長の指示により活動する。</p>
---------	---

②地震災害

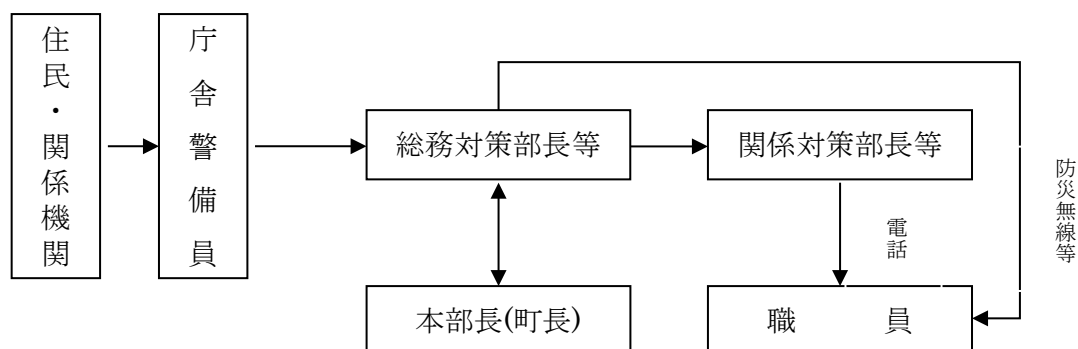
種 別	【第 1 種 非 常 配 備 体 制】
配 備 基 準	<p>(1) 震度4の地震が発生したとき。</p> <p>(2) 気象官署から津波注意報が発表されたとき。</p>
配 備 体 制	<p>次の所属長及び所属職員による。</p> <p>(1) 配備基準(1)のみの場合 ①総務課</p> <p>(2) 配備基準の(1)及び(2)の場合 ①総務課 ②企画商工課 ③農林水産課</p> <p>配備体制以外の所属長においても担当する業務における被害状況確認に当たり、被害が発生している場合は総務課に連絡する。</p>
活 動 内 容	<p>(1) 総務課は、地震等に関する情報の収集を図る。また、配備体制など必要に応じ各課との連絡調整を行う。</p> <p>(2) 総務課は、津波注意報が発表された場合、防災無線で海岸地域に注意喚起を行う。</p> <p>(3) 各所属長及び所属員は、担当する業務における被害状況の確認に努め、被害が発生している場合は総務課に速やかに連絡する。</p> <p>(4) 津波注意報が発表されたときは、企画商工課、農林水産課の職員は、次の場所で海岸監視にあたる。 企画商工課：旭浜・晩成・生花 農林水産課：浜大樹</p>

種 別	【第 2 種 非 常 配 備 体 制】
配 備 基 準	<p>(1) 震度5弱・強の地震が発生したとき。</p> <p>(2) 第1種非常配備体制の結果、災害対策本部を設置すると判断する被害などが発生したとき。</p> <p>(3) 気象官署から津波警報が発表されたとき。</p>
配 備 体 制	<p>1) 配備基準(1)もしくは(2)の場合は、災害対策本部を設置して、次の所属長が本部に参集する。 ①総務課 ②企画商工課 ③住民課 ④保健福祉課 ⑤農林水産課 ⑥建設水道課 ⑦出納課 ⑧学校教育課 ⑨社会教育課 ⑩農業委員会事務局 ⑪議会事務局 ⑫図書館 ⑬学校給食センター ⑭特別養護老人ホーム ⑮大樹町立病院</p>

活 動 内 容	<p>(1) 総務課は、地震等に関する情報の収集を図る。また、災害対策本部の立上げを行う。</p> <p>(2) 総務課は、津波警報が発表された場合、災害対策本部長の指示を受け、防災無線で海岸地域に避難指示を行う。</p> <p>(3) 各所属長は災害対策本部に参集、本部会議の決定に基づき、各対策部指定の事務分掌を行う。</p> <p>(4) 津波警報が発表されたときは、企画商工課、農林水産課の職員は、次の場所で海岸監視及び海岸からの避難広報に努める。 企画商工課：旭浜・晩成・生花 農林水産課：浜大樹</p> <p>(5) 津波警報が発表されたときは、住民課・出納課・議会事務局の職員は、次の避難所の開設及び運営にあたる。 中島地域コミュニティセンター、歴舟地域コミュニティセンター、晩成行政区会館、生花行政区会館</p> <p>(6) 所属職員は本部及び各所属長の指示により活動する。</p>
---------	---

種 別	【第 3 種 非 常 配 備 体 制】
配 備 基 準	<p>(1) 震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>(2) 町全域に渡り、甚大な被害が発生又は予想されるとき。</p> <p>(3) 気象官署から特別警報（大津波警報）が発表されたとき。</p>
配 備 体 制	<p>(1) 配備基準（1）もしくは（2）の場合は、災害対策本部を設置して、次の所属長が本部に参集する。</p> <p>①総務課 ②企画商工課 ③住民課 ④保健福祉課 ⑤農林水産課 ⑥建設水道課 ⑦出納課 ⑧学校教育課 ⑨社会教育課 ⑩農業委員会事務局 ⑪議会事務局 ⑫図書館 ⑬学校給食センター ⑭特別養護老人ホーム ⑮大樹町立病院</p>
活 動 内 容	<p>(1) 総務課は、地震等に関する情報の収集を図る。また、災害対策本部の立上げを行う。</p> <p>(2) 総務課は、大津波警報が発表されたときは、災害対策本部長の指示を受け、防災無線で海岸地域に避難指示を行う。</p> <p>(3) 各所属長は災害対策本部に参集、本部会議の決定に基づき、各対策部指定の事務分掌を行う。</p> <p>(4) 大津波警報が発表されたときは、企画商工課、農林水産課の職員は、海面監視を行わず災害対策本部に参集する。</p> <p>(5) 大津波警報が発表されたときは、住民課・出納課・議会事務局の職員は、次の避難所の開設及び運営にあたる。 中島地域コミュニティセンター、歴舟地域コミュニティセンター、晩成行政区会館、生花行政区会館</p>

- (イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (ウ) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。



イ 職員への指示伝達体制の確保

各対策部長及び各対策副部長は、所属課の職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後、直に関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

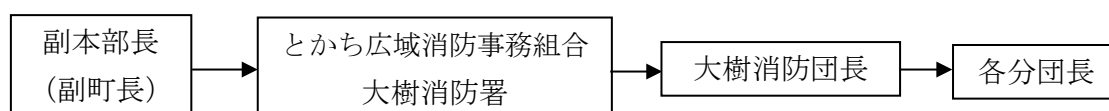
(2) 職員の非常登庁

①職員は閉庁や退庁後に登庁の指示を受けたとき、又は災害発生し、若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害状況により所属課長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

②職員の非常登庁を要する事態が発生した場合において、各対策部長又は各対策副部長は、必要に応じ、総務対策部長に参集状況を報告するものとする。

(3) 消防機関に対する伝達

災害対策本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は、次により行うものとする。



第4節 気象業務に関する計画

暴風、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、その被害を軽減するため、気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象(地震に密接に関連するものを除く。)等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通知義務等に関する組織、業務等は次の定めるところによる。

なお、国及び道は、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

1 気象業務組織

(1) 予報区と担当官署

北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区(札幌管区気象台担当)と7つの予報区に分かれている。当地域(十勝地方)は、釧路総合振興局及び根室振興局とともに釧路地方気象台が担当しており、さらに一次細分区域である当地域は、帯広測候所が分担している。

府 県 予 報 区 名 称	区 域	担 当 官 署
釧路、根室、十勝地方	釧路総合振興局、根室振興局及び十勝総合振興局管内	釧路地方気象台 帯広測候所*

注) *印の帯広測候所は、分担気象官署。十勝地方の気象等に関する特別警報・警報・注意報発表を担当する官署である。

府県予報区名称	一次細分区域名	市町村等をまとめた地域	二 次 細 分 区 域 名
釧路、根室、十勝地方	十勝地方	十勝北部	新得町、鹿追町、上士幌町、陸別町、足寄町
		十勝中部	帯広市、音更町、本別町、芽室町、幕別町、池田町、浦幌町、豊頃町、清水町、士幌町
		十勝南部	大樹町、広尾町、中札内村、更別村

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年法律第165号)、水防法(昭和24年法律第193号)、及び消防法(昭和23年法律第186号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

(1) 種類及び発表基準

① 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

現象の種類	基準
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても、警戒が呼びかけられる。

② 気象警報

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

③ 気象注意報

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。具体的には、通信線や送電線、船体等などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。具体的には、浸水害、土砂災害等などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。具体的には、低温による農作物等への被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される

④ 高潮警報及び注意報

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可

	能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
--	---

⑤ 波浪警報及び注意報

波 浪 警 報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
波 浪 注 意 報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたとき

⑥ 洪水警報及び注意報

洪 水 警 報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪 水 注 意 報	河川の上流域での降雨や融雪等などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

⑦ 洪水警報及び注意報の発表基準

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 ・ 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 ・ 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 ・ いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 ・ 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に

		相当。
	氾濫警戒情報	・基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれる時、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれる時、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回った時（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続している時（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	・基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続している時、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれない時に発表される。 ・ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

⑧ 警報発表基準（数値はいずれも予想値）

気象官署	帯広測候所	
区	十勝南部	
暴風（平均風速）	陸上：20m/s、海上：25m/s	
暴風雪（平均風速）	陸上：18m/s、海上：25m/s（雪による視程障害を伴う）	
波浪（有義波高）	6m	
高潮（潮位T・P上）	1.4m	
大雨	雨量基準	1時間雨量 50mm
	土壌雨量指数基準	138
洪水	流域雨量指数基準	歴舟川流域=33、当縁川流域=25、生花苗川流域=16
大雪		12時間降雪の深さ 50
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 90mm

⑨ 注意報発表基準（数値はいずれも予想値）

気象官署	帯広測候所
区	十勝南部
強風（平均風速）	陸上 12m/s 海上 15m/s
風雪（平均風速）	陸上 10m/s 海上 15m/s（雪による視程障害を伴う）
波浪（有義波高）	3m
高潮（潮位：TP上）	1.0m

大雨（雨量）	雨量基準	1時間雨量 30mm
	土壌雨量指数基準	85
洪水	流域雨量指数基準	歴舟川流域=26、当縁川流域=20、生花苗川流域=9
大雪		12時間降雪の深さ 30cm
雷		落雷等により被害が予想される場合
乾燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%
濃霧（視程）		200m
霜（最低気温）		3℃以下
なだれ		①24時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で日平均気温 5℃以上
低温		4月、5月、10月：平年より 5℃以上低い（最低気温） 11月～3月：平年より 8℃以上低い（最低気温） 6月～9月：平年より 4℃以上低い日が 2日以上継続（平均気温）
着雪		気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
着氷（船体）		水温 4℃以下、気温 -5℃以下で風速 8m/s 以上
融雪		60mm 以上 24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計

（2）防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

これまでの災害で、課題となっていた「避難をしなかった」「避難が遅れたことによる被災や屋外移動中の被災」「高齢者等の被災が多い」など、いまだ住民の「自らの命は自らが守る」という意識が十分とは言えず、また、警戒レベルの運用により「避難情報等は分かりやすくなった」という意見の一方で、避難勧告で避難しない人が多い中、警戒レベル4の中に「避難勧告と避難指示の両方がある方があってわかりにくい」との意見も多数あり、「避難勧告等に関するガイドライン」の見直しがされた。災害対策基本法を令和3年5月に改正されたことにより、警戒レベル4では避難指示に一本化され、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生、切迫し、避難所等への避難がかえって危険であると考えられる場合に、直ちに安全確保を促すことができることとするなど、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」を「避難情報に関するガイドライン」として改めた。

これにより、発令基準や伝達方法など、より高度又は臨機応変に運用できるように改善された。

① 防災気象情報

防災気象情報とは、国や都道府県等が発表するもので、町が発令する避難指示の判断を支援する役割と、住民が自主的に避難行動をとるための参考となる情報の役割がある。

また防災気象情報が発表されても、町からの避難指示が出されない場合もあるので、防災気象情報を参考にしながら、適切な避難行動をとること。

② 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生の危険度と、住民がとるべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報である。

日本では、毎年のように大雨や台風などによる洪水や土砂災害等が発生し、多くの被害が出ており、これまでも気象庁から注意報や警報、市町村から避難勧告や避難指示など様々な情報が発信されましたが、住民に正しく理解されていないなどの課題がありました。

こうしたことを踏まえ、住民が災害発生の危険度を直感的に理解し、的確な行動ができるよう避難に関する情報や防災情報を5段階の「警戒レベル」として伝えるものである。

防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報が ある場合 <small>(下段:国管理河川の 洪水の危険度分布※1)</small>	水位情報が ない場合 <small>(下段:洪水警報 の危険度分布)</small>	内水氾濫に 関する情報	<small>(下段:土砂災害の 危険度分布)</small>	
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 <small>(必ず発令されるものではありません)</small>	氾濫発生情報 <small>(危険度分布:黒 (避難している可能性))</small>	大雨特別警報 <small>(浸水害)※2</small>	大雨特別警報 <small>(土砂災害)</small>	高潮氾濫発生情報※3	
<警戒レベル4までに必ず避難!>								
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 <small>(従来の避難勧告の タイミングで発令)</small>	氾濫危険情報 <small>(危険度分布:紫 (氾濫危険水位超過相当))</small>	危険度分布:うす紫 <small>(非緊急危険)※4</small>	内水氾濫 危険情報 <small>(水位超過/下水道 に於いて発令される 情報)</small>	土砂災害警戒情報 <small>(危険度分布:うす紫 (非緊急危険)※4)</small>	高潮特別警報※5 高潮警報※5
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報 <small>(危険度分布:赤 (避難判断水位超過相当))</small>	洪水警報 <small>(危険度分布:赤 (警戒))</small>		大雨警報(土砂災害) <small>(危険度分布:赤 (警戒))</small>	高潮警報に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	氾濫注意情報 <small>(危険度分布:黄 (氾濫注意水位超過))</small>	危険度分布:黄 <small>(注意)</small>		危険度分布:黄 <small>(注意)</small>	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や橋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からフラッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難

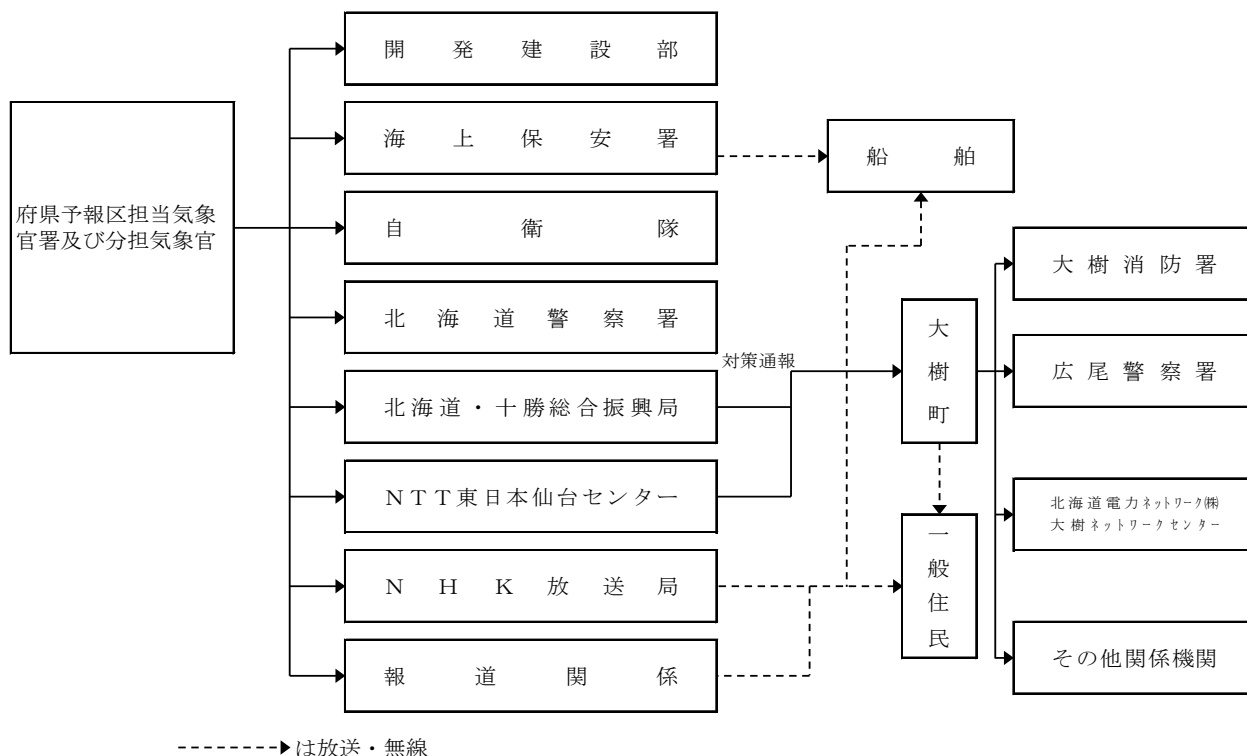
※1 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル3~5相当の危険度を表示。
※2 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
※3 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
※4 大雨警報(土砂災害)・洪水警報の危険度分布については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みにも活用する。
※5 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
注)本資料では、気象庁が提供する大雨警報(土砂災害)の危険度分布と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_h.html)を参照
- (5) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- (6) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。
1km四方毎の基準値については、
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/kushiro/dosha_kushiro.pdf)を参照
- (7) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

(3) 注意報、警報の伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。

なお、この伝達は、府県予報区担当官署及び分担気象官が実施する。



(4) 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄の掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。

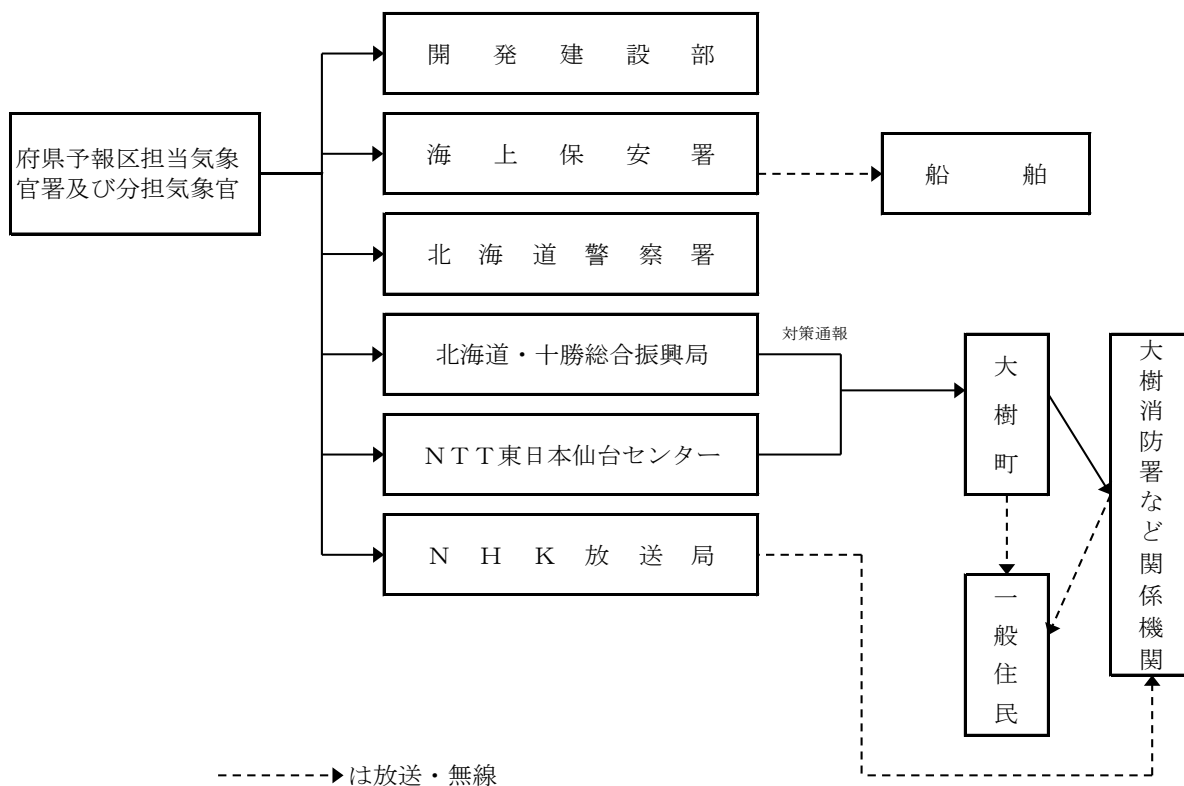
その種類や伝達系統は次のとおりである。

①種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報

②伝 達

水防活動用気象注意報・気象警報



(5) 火災に関するもの

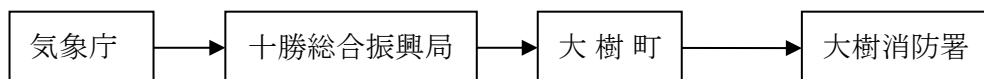
①火災気象通報

府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法(第22条)の規定に基づき、気象官署から総合振興局長に通報するものとする。

通報を受けた総合振興局長は、管内市町村に通報するものとし、市町村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができるものとする。

ア 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



イ 通報基準

火災気象通報基準は次のとおりである。

地方名	発表官署	通 報 基 準
十 勝	帯広測候所	実効湿度 60%以下の場合、若しくは、平均風速で 12m/s 以上が予想される場合とする。なお、平均風速が 12m/s 以上であって

		も、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。
--	--	-----------------------------------

②林野火災気象通報

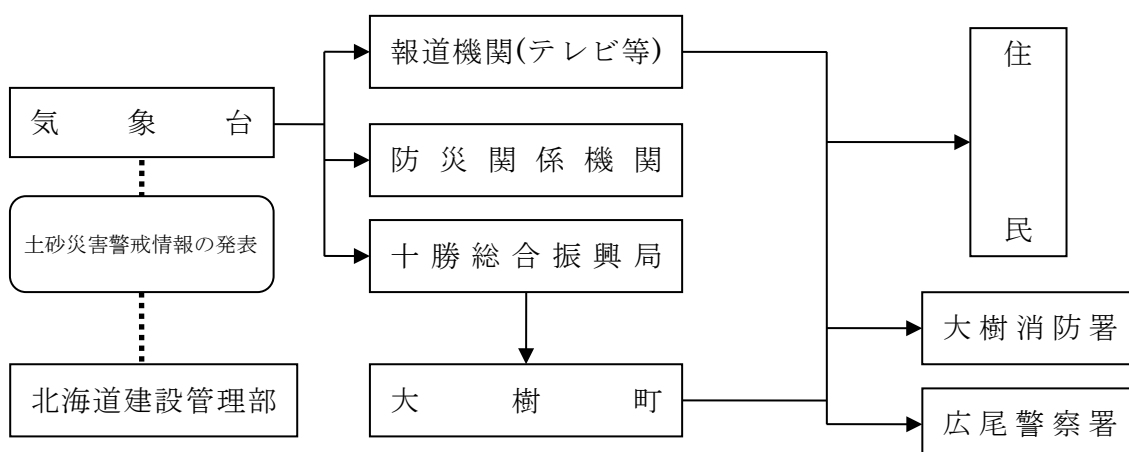
林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第7章第5節（林野火災対策計画）により実施する。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、総合振興局又は振興局と気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。



(7) 気象情報等

① 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

② 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別

警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

③ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

④ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

- ※土砂キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>
- 浸水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>
- 洪水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

⑤ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

キキクルの種類と概要

※ 「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用。

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

⑥ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

3 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように努力しなければならない。

(2) 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

(3) 町長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、帯広測候所に通報しなければならない。

第3章 予 防 計 画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

国、道及び市町村は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、国、道及び町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、町の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、道、町及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、次に定めるところによる。

1 現 況

本町の河川は、2級河川の歴舟川をはじめ多くの川があるが、このうち、特に降雨、融雪等で河川が増水、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想される危険予想区域は次のとおりである。

（平成21年4月1日現在）

番号	危険区域						整備計画	
	地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域延 長 (m)	災害の 要因	実施機関	概 要

1	生花	生花苗川	2級 生花苗川	河口から 1.1~2.7	左岸 1,600	決壊(無 堤)	道(建設部)	実施済
2	生花	生花苗川	2級 生花苗川	河口から 6.2~7.0	左岸 800	決壊氾濫	道(建設部)	実施済
3	生花	生花苗川	2級 生花苗川	河口から 6.2~7.0	右岸 800	決壊氾濫	道(建設部)	実施済
4	美成	当縁川	2級 当縁川	河口から 1.0~2.0	1,000	決壊氾濫	道(建設管 理部)	H29~ H30
5	美成	当縁川	2級 当縁川	河口から 5.1~7.5	2,400	決壊氾濫	道(建設管 理部)	H30~ H35
6	旭浜	歴舟川	2級 歴舟川	河口から 24.6	24,600	決壊氾濫	道(建設管 理部)	H29~ H35
7	大全	ヌビナイ川	2級 ヌビナイ 川	起点から 4.0	4,000	決壊氾濫	道(建設管 理部)	H29
8	旭浜~ 開進	紋別川	2級 紋別川	河口から 12.0	12,000	決壊氾濫	道(建設管 理部)	H29~ H35

2 予防対策

国、道及び町等は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道開発局、北海道、町

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時するなど、河川の管理に万全を期するものとする。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

(2) 町

- ① 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化

を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

- ② 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数のものが利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

(ウ) 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。）

- ③ 市町村地域防災計画において上記②ウに掲げる事項を定めるときは、町地域防災計画において、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

ア 地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員

イ 要配慮者利用施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

ウ 大規模な工場その他の施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

- ④ 浸水想定区域をその区域に含む町長は、町地域防災計画において定められた上記②ア～ウに掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

- ⑤ 町は、水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該

指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。) から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

3 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した大樹町水防計画の定めるところによる。

第2節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するための計画は、次に定めるところによる。

1 予防対策

国、道及び町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道森林管理局、北海道

風害を防ぐため、防風林造成事業等の治山事業を推進するものとする。

(2) 北海道

農作物の災害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の生育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

(3) 北海道、大樹町

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

(4) 大樹町、施設管理者

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第3節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪等の災害時における防災関係機関の業務については、次に定めるところによる。

1 気象官署の収集

気象官署の発する予警報及び情報並びに釧路地方気象台の情報等を収集する。

2 実施者と作業基準

(1) 実施者

- ①国道路線の除雪は、北海道開発局が行う。
- ②道道路線の除雪は、北海道が行う。
- ③町道路線の除雪は、町(建設課)が行う。

(2) 道路除雪に係る各機関の作業の基準は、次のとおりである。

①北海道開発局

種類	除 雪 目 標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施して、常時交通を安全に確保する。
第2種	2車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第3種	1車線確保を原則として、必要な待避所を設ける。夜間除雪は行わない。

②北海道

種類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪等において、極力2車線確保を図る。
第2種	300～1,000台/日	2車線以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によって1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

③大樹町

種類	除 雪 目 標
1次路線	通学路、生活道路、牛乳搬出路を優先に、交通を安全に確保する。
2次路線	1次路線開通後除雪する。
3次路線	2次路線開通後除雪する。

(3) 町の出動基準

- ①積雪10cm程度を目安として、午前7時までに完了することを原則とする。

- ②吹雪等で通行不能状態が予想される場合。
- ③火災や救急患者等の緊急事態が発生した場合。

(4) 交通規制

広尾警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行の禁止、駐車制限等の交通規制を行う等の措置を講ずるものとする。

3 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、特に次の事項に配慮するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。
- (2) 河川を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議のうえ、決定するものとし、投下の際には溢水災害等の防止に努めなければならない。

4 警戒体制

関係機関は、気象官署の発表する予報(注意報を含む。)、警報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

- (1) 町長は、「大樹町雪害対策要綱」に従い、早期かつ総合的な雪害対策を講じるものとする。
- (2) 町長は、現地状況調査及び孤立地区との連絡の必要があると認めるときは、除雪機械等を出動して、事態に対処するものとする。
- (3) 町長は、路上通行車両の故障者(障害車)等の孤立車は努めて機械力で救出するが、不可能なときは乗員を救出して避難収容することとする。

大樹町雪害対策要綱

1 目 的

この要綱は、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪災害に対処するため、大樹町地域防災計画に定めるところに従い、各部の業務を明らかにし、雪害対策を早期かつ総合的に推進することを目的とする。

2 常備態勢

各部は、降雪、豪雪、暴風雪に対し、常に常備の態勢を整えておくものとする。

(1)総務課

ア 気象予報(注意報を含む)、警報、情報等の受理、伝達について大樹町地域防災計画書に定めるところにより、その対策の万全を期すること。

イ 情報の収集に努めること。

ウ 各班報告事項の取りまとめ及び処理状況の把握に関すること。

エ 非常配備態勢は建設課と協議し、町長の指示を求めること。

オ 雪害対策について町民への周知及び協力要請等に関すること。

カ 住宅の倒壊等に伴う、人的災害が発生した場合の消防団員の召集については、大樹消防署と連携しながら配慮すること。

(2)建設水道課

ア 常に降雪等の状況及び職員の出動態勢を整えておくこと。

イ 路線別に除雪計画を立てておくこと。

ウ 車両を管理し配車計画を立てておくこと。

エ 大樹町道維持補修及び除排雪業務委託業者(以下、委託業者という。)に対し、緊急時における除雪車両の借上げ態勢について指示をすること。

オ 雪捨場所の設定及びその設備に努めること。

カ 国・道その他関係機関とあらかじめ連絡調整を行っておくこと。

(3)大樹消防署

ア 町民の防火意識を高めるため、啓蒙活動を通じ火災の予防に努めること。

イ 水利の万全を図るため、消火栓、防火水槽等の除雪を早急に進めるよう配慮すること。

ウ 住宅の倒壊等に伴う、人的災害が発生した場合の出動体制について配慮すること。

エ 救急患者輸送のため、交通路確保について建設水道課と協議しておくこと。

3 除排雪の体制

(1)除雪の推進

ア 交通路の確保

建設水道課は、除雪に対して気象条件及び降雪の状況を常に把握し、かつ常備計画に従い、交通路確保のため、除雪の推進に努めなければならない。

また、現有機能をもって、緊急に交通路の確保が困難と判断したときは、委託業者に指示をし、民間の車両を借上げ、これに対処するものとする。

イ 除雪の実施の方針

除雪車の運行路線及びその順位は、基本方針に従いあらかじめ定めたところによる。

ただし、気象条件、降雪の状況により関係機関と協議のうえ変更することができる。

ウ 病人搬送、火災等で緊急に交通路の確保の要請があった場合は、優先的かつ速やかに対応するように措置することとする。

(2) 排雪の促進

ア 排雪作業は、町道及びその範囲の交差点付近とする。

4 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置基準は、地域防災計画書第2章第3項「大樹町災害対策本部」で定めるところによるものとするが、概ね次のとおりとする。

(1) 大規模な災害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき。

(2) 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命に係る事態が発生し、その規模、範囲から緊急応急措置を要するとき。

(3) 町民生活に大きな支障をきたすような状況が発生し、又は発生が見込まれるとき。

(4) 全庁的に協力、動員を要する場合。

5 災害対策本部の組織体制

災害対策本部の組織体制は「大樹町災害対策本部」の定めるところによるものとし、全体総括事務は「総務対策部」とする。

6 災害対策連絡室は、次のことを行うものとする。

(1) 気象予警報等情報の収集に関すること。

(2) 雪害対策に関する各種情報の収集及び処理状況の取りまとめに関すること。

(3) 雪害時における関係機関、協力機関との連絡調整に関すること。

(4) 除排雪の現状把握に関すること。

(5) その他雪害対策の推進に関すること。

7 各部の業務の推進

各部は、豪雪、暴風雪に対処し、交通路確保との関連において、関係機関との連携のもとに、次によりその手配に万全を期するものとする。

(1) 産業対策部

ア ビニールハウス等営農施設の倒壊防止対策

イ 牛乳搬出路確保対策

ウ 早期融雪の促進指導

(2) 医療対策部

ア 救急患者受入対策

イ 除雪の実施の方針

除雪車の運行路線及びその順位は、基本方針に従いあらかじめ定めたところによる。

ただし、気象条件、降雪の状況により関係機関と協議のうえ変更することができる。

ウ 病人搬送、火災等で緊急に交通路の確保の要請があった場合は、優先的かつ速やかに対応するように措置することとする。

(2) 排雪の促進

ア 排雪作業は、町道及びその範囲の交差点付近とする。

4 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置基準は、地域防災計画書第2章第3項「大樹町災害対策本部」で定めるところによるものとするが、概ね次のとおりとする。

(1) 大規模な災害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき。

(2) 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命に係る事態が発生し、その規模、範囲から緊急応急措置を要するとき。

(3) 町民生活に大きな支障をきたすような状況が発生し、又は発生が見込まれるとき。

(4) 全庁的に協力、動員を要する場合。

5 災害対策本部の組織体制

災害対策本部の組織体制は「大樹町災害対策本部」の定めるところによるものとし、全体総括事務は「総務対策部」とする。

6 災害対策連絡室は、次のことを行うものとする。

(1) 気象予警報等情報の収集に関すること。

(2) 雪害対策に関する各種情報の収集及び処理状況の取りまとめに関すること。

(3) 雪害時における関係機関、協力機関との連絡調整に関すること。

(4) 除排雪の現状把握に関すること。

(5) その他雪害対策の推進に関すること。

7 各部の業務の推進

各部は、豪雪、暴風雪に対処し、交通路確保との関連において、関係機関との連携のもとに、次によりその手配に万全を期するものとする。

(1) 産業対策部

ア ビニールハウス等営農施設の倒壊防止対策

イ 牛乳搬出路確保対策

ウ 早期融雪の促進指導

(2) 医療対策部

ア 救急患者受入対策

8 被害調査

各部（班）は応急対策業務が概ね完了しだい、速やかに次により被害状況を調査し、総務対策部にその都度報告するものとする。

- (1) 町施設の被害については、その所管する班が行う。
- (2) 商工業者関係については、産業対策部商工観光班、農業関係については、産業対策部農政班がそれぞれ行う。
- (3) 町内における建築物被害については、土木対策部建設班が行う。

9 除排雪機械の町有保有状況

道路除排雪機械は次の町車両によるほか、民間借上げにより実施する。

【町保有車両】

所在地	大樹町柏木町14番地
連絡先	6-3345
車種	除雪ダンプ：1台 除雪専用車：2台 除雪ショベル：2台 ロータリー：2台 グレーダー：1台

第4節 融雪災害予防計画

融雪期に災害が発生し、又は災害が発生すると予想される場合の予防対策及び応急対策については、次に定めるところによる。

1 気象情報等の把握

町は、融雪期においては気象官署関係機関と緊密な連携をとり、地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は、降雨及び気温の上昇等、気象状況等に留意し融雪出水の防止、予測に努めるものとする。

2 河川の警戒

町は、各河川について巡視警戒を図ること。

3 河道内障害物の除去

町は、町管理の河川について、必要に応じて河道内の除雪結氷の破砕等障害物を除去の対策を立てること。

4 道路の除雪等

町は融雪、なだれ、結氷、滞流水等により、道路交通が阻害される恐れがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、排水確保を行い道路の効率的な活用を図るものとする。

5 水防資器材の整備点検

町は、水防活動を迅速かつ効率的に進めるため、水防資器材の整備、点検を行うとともに関係機関及び資器材保持業者等とも十分打合せを行い、資器材の効率的な活用を図るものとする。

第5節 高波、高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防計画は、次に定めるところによる。

1 現況

高波、高潮、津波等危険区域は、次のとおりである。

番号	危険区域					法令等における指定状況					整備計画		
	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	指定機関	法令名	指 定 年 月 日	指 定 番 号	危険区域との関連		実施機関	概要
										全 部	一 部		
1	旭	4,123	3,200	3,200	高波津波 5.0	道	海岸法	S39.3.2 S36.5.30	529	○		道(建設管理部)	消波堤工事完了
2	浜大樹	9,300	9,300	9,300	高波津波 5.0	道	海岸法	S39.2.1 S36.5.30	488	○		道(建設管理部)	消波堤工事完了
3	晩成	3,140	3,140	3,140	高波津波 5.0	道	海岸法	S39.2.1 S36.5.30	1228	○		道(建設管理部)	一部完成残り長期計画実施中
4	生花	3,660	3,660	3,660	高波津波 5.0	道	海岸法	S36.5.30	1228	○		道(建設管理部)	計画無し
5	更生	720	720	720	高波津波 5.0	道	海岸法	S36.5.30	1228	○		道(建設管理部)国土交通省	計画無し

2 予防対策

- (1) 高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- (2) 住民に対し高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

第6節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次に定めるところによる。

1 現況

(1) 地すべり危険区域

地すべり危険区域は次ページ別表1のとおり

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域は次ページ別表2のとおり

(3) 土石流危険区域

土石流危険区域は次ページ別表3のとおり

2 予防対策

(1) 町は、関係機関と連携して、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等の調査や防災パトロールを実施し、その実態把握や対策について協議、検討を行う。

(2) 町は関係機関との連携により山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行う。

(3) 町は防災マップの作成や広報誌を活用し、住民等に対し、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等の周知に努めるものとする。

(4) 警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(5) 町地域防災計画において、前項エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

また、前項エに掲げる管理者は次の事項に留意し、避難計画を策定することが有効である。

① 施設の立地条件と想定される土砂災害のリスクの確認

② 情報の入手方法をその発信者に確認するとともに、受けた情報を伝達する相手及びその方

法を定める

- ③ 施設職員の参集基準や役割分担等の防災体制
 - ④ 設内の垂直待避も含めた施設利用者ごとの避難場所・避難経路、避難方法を定めるとともに、避難先での場所を確保する
 - ⑤ 避難誘導に関する責任者の明確化
 - ⑥ これらの計画を避難経路図等に分かりやすくまとめる
- (6) 警戒区域等をその区域に含む町は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難経路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (7) 土砂災害警戒情報等が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

3 形態別予防計画

(1) 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び町は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

- ① 町は、住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

(2) 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び市町村は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

ア 急傾斜地崩壊(崖崩れ)防止対策

町は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

別表1 地すべり危険箇所

(令和4年3月1日現在)

番号	危険区域の現況			法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
								全部	一部		
1	生花 986番地 2	生花		農林水産省	地すべり法	42.9.6	1270		○	道(水産林務部)	完了
2	坂野の沢	光地園	107.43	農林水産省	地すべり法	39.12.4	1455		○	道(水産林務部)	昭和61年度完了
3	柏台団地	拓進	10							道(水産林務部)	事業継続中昭和58年度～一部実施
4	林道の沢	振別	2							道(水産林務部)	平成6年度～一部実施
5	振別団地	振別	2							道(水産林務部)	計画検討中
6	生花の沢	生花	15							道(水産林務部)	計画検討中
7	学校の沢	生花	15							道(水産林務部)	計画検討中
8	生花B	生花	27							道(水産林務部)	計画検討中
9	55号の沢支流	生花	8							道(水産林務部)	計画検討中

10	生花苗林道の沢	生花	8							道(水産林務部)	計画検討中
11	鹿の沢	光地園	106							道(水産林務部)	事業継続中一部実施
12	町道の沢	振別	6							道(水産林務部)	計画検討中

別表2 急傾斜地崩壊危険箇所

(令和4年3月1日現在)

番号	危険区域の現況			法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
								全部	一部		
1	ヨコベツの沢	生花	3							道(水産林務部)	計画検討中
2	牧場の沢	光地園	4							道(水産林務部)	一部実施済
3	柏台団地第1	拓進	4							道(水産林務部)	計画検討中
4	柏台団地第2	拓進	5							道(水産林務部)	計画検討中
5	柏台団地第3	拓進	2							道(水産林務部)	一部実施
6	砂金の沢第1	光地園	1							道(水産林務部)	一部実施済

7	砂金の沢 第2	光地園	2							道(水産林務部)	一部実施済
8	酒井地先	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
9	59号の沢 奥	生花	2							道(水産林務部)	計画検討中
10	59号の 沢前	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
11	ツクエの 沢奥	生花	3							道(水産林務部)	計画検討中
12	ツクエの 沢中	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
13	ツクエの 沢下	生花	2							道(水産林務部)	計画検討中
14	三股	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
15	ツクエの 沢支流下	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
16	ツクエの 沢合流	生花	2							道(水産林務部)	計画検討中
17	生花沢支 流	生花	3							道(水産林務部)	計画検討中
18	昇りの沢	生花	3							道(水産林務部)	計画検討中

19	生花Aの 沢下	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
20	生花Bの 沢下	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
21	オオ沢支流 下	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
22	池田の沢 下	生花	3							道(水産林務部)	計画検討中
23	苗畑の沢	生花	2							道(水産林務部)	計画検討中
24	オオガイの 沢奥	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
25	39 林班A の沢	生花	1							道(水産林務部)	計画検討中
26	飯場の沢	美成	1							道(水産林務部)	計画検討中
27	湧生の沢	生花苗	1							道(水産林務部)	計画検討中
28	幸徳	大光	2.4	国土交通省	急傾斜地の崩壊に よる災害防止法	R4.1.21	II-8-35 2042		○	道(建設部)	計画検討中
29	松山	本町	1.2	国土交通省	急傾斜地の崩壊に よる災害防止法	R4.1.21	II-8-36 2043		○	道(建設部)	計画検討中

別表3 土石流危険溪流

(令和4年3月1日現在)

番号	危険区域の現況							整備計画		
	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度溪流番号	溪流概況		砂防指定地指定番号・年月日	実施機関	概要
						溪流長(km)	面積(ha)			
1	生花の沢	生花苗川	5の沢	生花沢		5	47.5		道(水産林務部)	昭和54年度～ 実施中
2	オオノ沢	生花苗川	4の沢	オオノ沢		3	145		道(水産林務部)	昭和53年度～ 実施中
3	25林班の 沢	生花苗川	1の沢	ヨコベツの 沢		2	8		道(水産林務部)	計画検討中
4	生花(23林 班)	生花苗川		紀文塔沢A		2	40		道(水産林務部)	計画検討中
5	生花(23林 班)	生花苗川		紀文塔沢B		2.5	45		道(水産林務部)	計画検討中
6	生花(24林 班)	生花苗川		紀文塔沢C		2.4	40		道(水産林務部)	計画検討中
7	生花(24林 班)	生花苗川		湧生の沢		2	30		道(水産林務部)	計画検討中
8	生花(26林 班)	生花苗川	三沢の 沢	ギンレイの 沢		0.9	5		道(水産林務部)	計画検討中
9	生花(26林 班)	生花苗川	三沢の 沢	小雪の沢		0.5	3		道(水産林務部)	計画検討中
10	生花(27林 班)	生花苗川	三沢の 沢	ボンヘベケ シの沢		2.5	40		道(水産林務部)	計画検討中

第3章 予防計画

11	生花(28林班)	生花苗川	三沢の川	55の沢		2.5	25		道(水産林務部)	平成6年工事施工
12	生花(28林班)	生花苗川	三沢の川	管の沢		0.7	6		道(水産林務部)	昭和52年工事施工
13	生花(28林班)	生花苗川	三沢の川	池田の沢		1	12		道(水産林務部)	計画検討中
14	生花(30林班)	生花苗川	一の沢川	イトタニの沢		1.1	10		道(水産林務部)	計画検討中
15	生花(31林班)	生花苗川	一の沢川	ヨシイの沢		2	19		道(水産林務部)	計画検討中
16	光地園	歴舟川	ヌビナイ川	八巻の沢		0.2	1		道(水産林務部)	一部施行
17	光地園	歴舟川	ヌビナイ川	昭徳の沢2		0.3	1		道(水産林務部)	一部施行
18	生花(32林班)	生花苗川	一の沢川	清水の沢		3.3	35		道(水産林務部)	計画検討中
19	生花(33林班)	生花苗川	ニの沢川	五月の沢		1.2	10		道(水産林務部)	計画検討中
20	生花(35林班)	生花苗川	六の沢川	生花苗の沢		4	70		道(水産林務部)	計画検討中
21	生花(36林班)	生花苗川	五の沢川	36林班の沢		0.7	6		道(水産林務部)	昭和45年工事施工
22	生花(36林班)	生花苗川	五の沢川	ハギの沢		0.8	8		道(水産林務部)	計画検討中

23	生花(36林班)	生花苗川	五の沢川	ミヤビの沢		0.7	7		道(水産林務部)	計画検討中
24	生花(37林班)	生花苗川	五の沢川	オオカイの沢		1.6	13		道(水産林務部)	計画検討中
25	生花(38林班)	生花苗川	五の沢川	アオイの沢		0.6	5		道(水産林務部)	計画検討中
26	生花(38林班)	生花苗川	五の沢川	オシバの沢		2.5	20		道(水産林務部)	計画検討中
27	生花(39林班)	生花苗川	五の沢川	まどかの沢		1.3	15		道(水産林務部)	計画検討中
28	生花(39林班)	生花苗川	五の沢川	やまびこの沢		1.2	12		道(水産林務部)	計画検討中
29	生花(41林班)	生花苗川	四の沢	基線の沢		5	100		道(水産林務部)	計画検討中
30	晩成(43林班)	生花苗川		木の実の沢		1.7	30		道(水産林務部)	計画検討中
31	開進	紋別川	紋別川	23号の沢		0.4			道(水産林務部)	一部施行
32	振別	歴舟川	歴舟川	町有林Dの沢		0.5			道(水産林務部)	一部施行
33	光地園	ヌビナイ川	ヌビナイ川	高田の沢		0.4			道(水産林務部)	昭和45年工事施工
34	拓進	歴舟川	歴舟川	柏台牧場No.1		0.5			道(水産林務部)	計画検討中

35	大全	歴舟川	歴舟川	会館の沢		0.5			道(水産林務部)	実施済
36	光地園	ヌビナイ川	ヌビナイ川	鹿の沢		0.5			道(水産林務部)	一部施行
37	相川	歴舟川	歴舟川	山下の沢		0.5			道(水産林務部)	一部施行
38	光地園	ヌビナイ川	ヌビナイ川	熊の沢No.1		0.4			道(水産林務部)	計画検討中
39	光地園	ヌビナイ川	ヌビナイ川	熊の沢No.2		0.5			道(水産林務部)	一部施行
40	光地園	ヌビナイ川	ヌビナイ川	熊の沢No.3		0.4			道(水産林務部)	一部施行
41	大全	ヌビナイ川	ヌビナイ川	コタンの沢		0.2			道(水産林務部)	一部施行
42	拓進	歴舟川	歴舟川	柏台牧場No.2		0.4			道(水産林務部)	計画検討中
43	振別	歴舟川	歴舟川	町保林Bの沢		0.4			道(水産林務部)	一部施行
44	光地園	ヌビナイ川	ヌビナイ川	光地園の沢		0.4			道(水産林務部)	一部施行
45	光地園	ヌビナイ川	ヌビナイ川	坂野の沢		0.5			道(水産林務部)	一部施行
46	拓進	歴舟川	歴舟川	長谷川の沢		0.6			道(水産林務部)	計画検討中

47	拓進	歴舟川	歴舟川	学校の沢		0.6			道(水産林務部)	計画検討中
48	振別	歴舟川	歴舟川	林道の沢		0.6			道(水産林務部)	一部施行
49	振別	歴舟川	歴舟川	町有林の沢		0.4			道(水産林務部)	一部施行
50	振別	歴舟川	歴舟川	町保林Fの沢		0.5			道(水産林務部)	一部施行
51	大全	ヌビナイ川	ヌビナイ川	住吉の沢川		0.8		II-83-0050 R4.1.21	道(建設部)	計画検討中
52	大光	ヌビナイ川	ヌビナイ川	大光の沢川		0.3		II-83-0060 R4.1.21	道(建設部)	計画検討中
53	萌和	メム川	メム川	モイワ山の沢川		0.6		II-83-0070 R4.1.21	道(建設部)	計画検討中
54	生花	生花苗川	生花苗川	生花一の沢川		0.3		II-83-0100 R4.1.21	道(建設部)	計画検討中
55	生花	生花苗川	生花苗川	生花二の沢川		0.3		II-83-0110 R4.1.21	道(建設部)	計画検討中
56	字振別	歴舟川	振別川	町有林の沢Q		0.2			道(水産林務部)	一部施行
57	字萌和	メム川	メム川	萌和の沢第2		0.1			道(水産林務部)	一部施行

第7節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から建築物を防御するため必要な措置事項は、次に定めるところによる。

1 火災への予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、地域内の建築物を防火構造とするなど、不燃化対策に努める。

2 地震への予防対策

建築物の耐震診断及び耐震改修を推進し、地震に対する安全性の確保を図るものとする。

3 がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第8節 消防計画

火災その他の大規模災害に対して、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運営等の計画は、次に定めるところによる。

1 組織計画

(1) 平常時の組織機構

平常時における消防機関の日常業務を円滑かつ迅速に行うためにとちち広域消防局、消防団をもって消防機関を組織する。

組織図は別表1のとおりとする。

(2) 非常災害時の組織機構

非常災害時の消防機関は、災害防御活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、とちち広域消防局警防規定第8条第1号の規定による非常時災害警防対策計画に基づく消防体制をとるものとする。

(3) 非常災害時の定義

非常災害時とは、次に掲げる場合をいう。

- ①異常気象により災害が発生し、又はそのおそれ大きいとき。
- ②地震により家屋等の倒壊のため人的被害が大きいとき。
- ③大規模な爆発又は危険物による災害、その他大規模な事故が発生したとき。
- ④災害対策本部が設置されたとき。
- ⑤異常気象等により指揮本部長が必要と認めたとき。

2 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

現有消防施設等については別表2のとおりとする。

3 災害予防計画

災害を未然に防止するため、予防査察、住民の自主的予防及び協力体制の確立、指導等防災思想の普及に努める。

(1) 予防査察

査察については、特殊防火対象物の防火管理体制の整備指導及び乳幼児、高齢者、障がい者等からの焼死者防止対策の徹底等を目的として、防火査察、指導を計画的に実施して火災等の未然防止に努める。

(2) 防災思想の普及

① 諸事業による普及

火災予防運動を実施し、各事業所に対し防火に関する研修会及び消防訓練指導並びに防火チラシ、ポスター等の防火資料を配布して防火思想の普及徹底に努める。

② 民間防火組織による普及

幼年消防クラブ等の結成促進を通じ積極的に防火思想の普及拡大に努める。

③ 防火組織の育成指導

各防火協力団体に対して研修会、講習会、消火・避難訓練、指導等防火組織の育成強化に努める。

④ 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵取扱いについて指導するとともに、危険物安全協会等を通じて防火・防災思想の向上とその対策を推進する。

4 警報発令伝達

気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、とちち広域消防局警防規定第56条の規定に基づいて、火災警報等の処置を行うものとする。

5 警防活動

火災等の警戒及び鎮圧のため、概ね次の警防活動を行う。

(1) 非常参集

非直職員は、非常招集の命令を受けたときは、特に参集場所を指定されたときを除き、署に参集し、業務の指示を受けるものとする。

また、参集途上において、火災又は人身事故に遭遇したときは、その事故の規模により消火、救助等の活動が可能かどうか判断し、適切な処置をとるものとする。

(2) 消防通信連絡体制

災害等における情報の収集、伝達を迅速確実に行うため、とちち広域消防局と諸隊間及び関係機関との間の通信は、有線通信を最大限活用するとともに、有線通信が途絶、輻輳したときは、防災無線通信の活用、又は車両等の伝令により、速やかなる連絡体制を確保する。

(3) 消防部隊の体制

消防部隊の出動は、事前に定められた消防部隊出動計画に基づき出動する。

(4) 火災防御対策

① 初動時の処置

ア 町内の火災の早期発見にあたり、状況に応じて区域内の警戒を実施し、災害状況の収集にあたる。

イ 大きな被害が予想される場合、対策本部、警察等から主要道路、橋梁等の被害状況を速やかに収集し、出動経路の確認、確保を行う。

② 火災防御活動

ア 延焼火災が発生し、拡大した場合は、人命の安全を最優先とし、避難場所、避難経路確

保の防御を行うものとする。

イ 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先し防御に当たるものとする。

ウ 大規模建築物で、多数の消防部隊を必要とする火災の場合は、他の延焼火災を鎮火した後、消防部隊を集中して防御を行うものとする。

エ 大量危険物貯蔵施設等で火災が発生した場合は、隣接する建築密集地域への延焼防止を優先するとともに、延焼防止線の設定を行うものとする。

6 消防応援出動

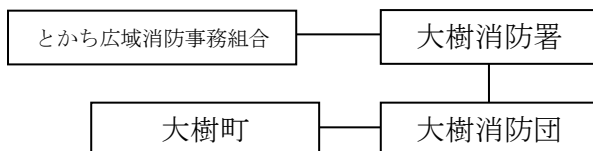
- (1) 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づく応援
- (2) 北海道広域消防相互応援協定に基づく応援

7 教育訓練

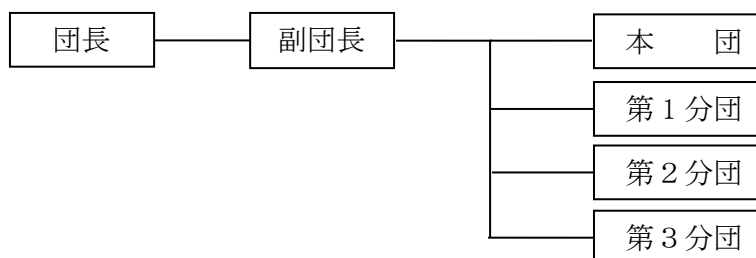
消防職員、消防団員は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であり、機械器具、水利施設等の物的消防力の拡充強化とともに、職員、団員の資質と能力向上を図り、学術、技能の習得、体力、気力の錬成、規律を保持し、もって能率的な防災活動を遂行できるようにするため計画的に教育訓練を実施するものとする。

別表1 組織図

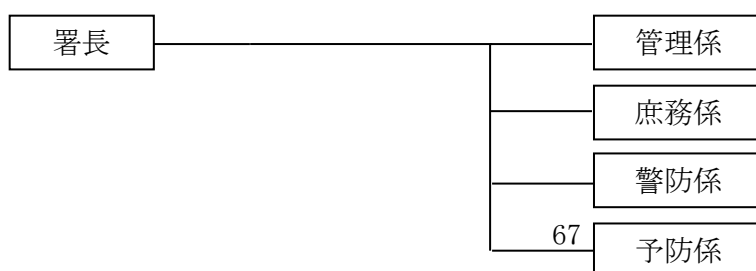
(1) 消防組織機構



(2) 大樹消防団機構



(3) 大樹消防署機構



別表 2

(1) 消防施設の配備

区 分	水槽車	タンク車	救急車	小型 動力	広報車	指令車	資機材 搬送車
大樹消防署	1	1	1	2	0	1	0
第一分団	0	3	0	0	1	0	1
第二分団	0	1	0	0	0	0	0
第三分団	0	1	0	0	0	0	0

(2) 水利の配備

区分	消火栓	防火水槽	防火井戸	計
大樹消防署	1 2 8	2 2	1	1 5 1
第一分団				
第二分団	1 5	2	5	2 2
第三分団	1 2	4		1 6

第9節 災害時備蓄計画

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、そしてそれを基に平成24年6月に公表された「太平洋沿岸に係る津波浸水予想」により、大樹町では、防災対策事業の見直しが必要となった。

また、平成28年8月31日の台風第10号により町内全域で断水となった際には、大規模な断水となり、周辺自治体等の協力により対応することができたが、大樹町としても、断水時の初動を円滑に対応するために、一定程度の備蓄が必要であることを認識した。

本計画は大樹町において大規模災害が起きた際に、被災した町民に対し、円滑な物資の提供を行うことにより被害の抑制を図ることを目的とする。

1 基本的な考え方

震災時は、被災地域における流通機能が停止したり、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが懸念されることから、「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に鑑み、町民は日頃から被災直後に必要な物資を備えておくことが必要である。

しかしながら、震災時には、家屋の倒壊、焼失等により多数の避難者、負傷者の発生が予想される。このため、町は、町民自らが非常用持出品として食糧品等の備蓄をすることを基本としつつ、町も非常用持出品を持ち出せなかった避難者等のための食糧、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材を整備するとともに、要配慮者向けの資機材等の確保にも努めるものとする。

備蓄体制については、町が行う備蓄をはじめとして、町民による平時からの家庭内備蓄の促進や、地域内備蓄、企業内備蓄、流通在庫備蓄等の考え方を踏まえ、町民、企業、行政が一体となって備蓄体制の整備を推進することを基本とします。

2 備蓄

(1) 町による備蓄

町は、大災害や局地的な災害に備えて、常に必要な物資を必要とする避難所等に配送できる環境を確保することとし、特定の避難所等に配備する。

(2) 個人による非常用持出品

町民は、災害時に備え非常用持出品として、最低3日分（推奨1週間分）の食糧や飲料水、ラジオ、懐中電灯、医療品等の備蓄を行う。

(3) 町内会、自主防災組織等による防災備蓄。

町内会や自主防災組織等において防災資機材等の備蓄を行い、災害時に対応する。

(4) 町民による炊き出し

災害時において、町民や民間事業者等の協力による炊き出しの支援を行い、避難所等へ配給を行う。

(5) 救援物資

町は災害時において、各種団体や民間事業者、個人から善意で寄せられる物資について、不足する避難所に配布する。

(6) 自治体からの支援物資

町は、道や応援協定先自治体等から不足する食料品等を支援物資として調達し、配分する。

3 備蓄物資目標数量

(1) 目標数量

全ての町民概ね5,500人の3日分の食糧及び飲料水を備蓄することを目標とする。

食糧 : 5,500人 × 3食 × 3日 = 49,500食

飲料水 : 5,500人 × 3リットル × 3日 = 49,500リットル

【町の備蓄】

町は大規模災害に備え、全ての町民概ね5,500人の30%にあたる1,650人分の食糧及び飲料水を3日分備蓄することを目標とする。4日目以降については、自衛隊や各自治体からの支援、救援物資により補うものとする。また、食糧、飲料水以外のその他の備蓄品目については、学校や公共施設の各指定避難所に配備するものとする。

食糧 : 1,650人 × 3食 × 3日 = 14,850食

飲料水 : 1,650人 × 3リットル × 3日 = 14,850リットル

【町民による持出】

各種広報活動や町内会自主防災活動により各家庭での備蓄を奨励し、最大避難者5,500人のうち、40%にあたる2,200人が非常食等を持ち出せるものとする。

【町内事業所からの確保】

町内の米穀小売登録業者、食料品小売業者等と災害時に物資を優先的に供給（有償）する旨の協定等を結ぶ等により確保できる食料品を、最大避難者5,500人の30%にあたる1,650人分とする。

【全体数量】

区分	食糧	飲料水
町	14,850食	14,850リットル
町民	19,800食	19,800リットル
事業所	14,850食	14,850リットル
計	49,500食	49,500リットル

(2) 町備蓄物資

町が行う食糧及び飲料水の備蓄目標数量は、食糧14,850食、飲料水14,850リットルとする。

(3) 事業所等からの物資の提供

町による備蓄で不足が予想される分として、食糧14,850食、飲料水14,850リットルを目標とする。

(4) 町内会、自主防災組織等による防災備蓄

町内会、自主防災組織等に配備できるよう啓発に努める。

(5) 町民自らの持出品目標数量は、食糧19,800食、飲料水19,800リットルとする。

4 備蓄品目

備蓄品目については、緊急性があり、家屋が全壊、流出し避難した住民にとって災害発生後、

行政機関等からの物資が届くまでの間の必要不可欠な食糧、生活必需品などをあらかじめ選定する。

(1) 避難所備蓄

①食糧品等

アルファ米、缶入りパン、乾パン、非常用飲料水（ペットボトル水）、育児用ミルク
羊羹、ビスケット、カレー、味噌汁類、乾麺、缶詰、ペットフードなど

②生活必需品

毛布、アルミマット、簡易トイレ、ダンボールベッド、簡易ベッド、衣料品、医薬品、マスク、生理用品、おむつ（小児用・大人用）、哺乳瓶、ビブス、消毒用品など

③資機材

発電機、ストーブ、ガスコンロ、ガス、ランタン、ライト、非常用蓄電池、エアテント、土のう袋、ブルーシート、パーテーション、災害用浄水器、飲料水用タンク、扇風機、ガソリン、軽油、灯油など

※なお、備蓄品の品目については、記載したもの以外でも必要に応じ購入できるものとする。

5 整備（購入）計画

整備（購入）計画は次のとおりとする。

(1) 避難所備蓄

① アルファ米、缶入りパン、乾パン、非常用飲料水を毎年必要に応じて配備し、常時食糧
16,200食、飲料水16,200ℓを保存する。

なお、保存期間は主に5年以上のものとし、保存期間の切れる備蓄品については、保存期間の切れる年度内において、地域や学校等の防災訓練などで使用する。

② 生活必需品、資機材

避難所等において使用した場合や、不足が生じると予想される場合には、随時補充する。

(2) 避難所資機材

避難所用資機材については、各避難所において避難所生活や災害時の応急対策活動など、避難所運営等に必要と思われる最低限の防災資機材及び生活資機材を備蓄する。

(3) 水防資機材

水防に関する資機材については、風水害や集中豪雨が発生した際に必要と思われる資機材等を消防備蓄庫、土のう袋を土木車庫に備蓄することとします。

(4) 断水時対策

断水発生時の初動対応として、最低限の給水袋を備蓄する。また、避難所等における飲料水提供のため、給水タンクを整備することで、迅速な応急給水活動が可能となるため、必要数を整備する。さらに、災害用地下給水タンクの整備など、災害時の給水体制に係る整備を進めていく。

(5) 防災備蓄庫

市街地における備蓄スペースは限られており、既存のスペースでは災害時に必要とする備蓄品を全て保管することは不可能である。郊外のコミュニティセンターの空きスペースを利用す

るほか、市街地においても保管可能な備蓄倉庫の設置を進めていく。

6 備蓄物資の管理

災害時に備蓄物資を使用するのは、主に地域住民であることから、備蓄物資の保管場所を熟知してもらうことや、資機材の使用方法を習得してもらうことが大切である。

このため、備蓄倉庫の管理方法や役割分担について、地域住民や関係機関と十分に協議を行い、管理方法などをまとめたマニュアルを作成するなどし、地域住民の理解と協力を得ながら地域が主体となって取り組むことによって、災害時の対応が速やかに行えるよう地域が主体となった備蓄倉庫の適正な管理を促進する。

7 町民による非常用持出品

大樹町地域防災計画では、大樹町は防災週間や防災関連行事を通じて住民に対し、最低3日分、推奨1週間分の食糧及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行うと規定している。住民に対して備蓄を呼びかける際には、特別なものでなくても構わないので、普段購入しているものでも震災時には十分足りることを様々な方法により継続的に周知し、家庭内備蓄の充実を図るものとする。

また、自主防災組織等の平常時の活動においても広報を行い、各家庭や地域における備蓄を促進する。

(1) 非常用持出品

各家庭では、次のものを非常用持出品として備えることが必要である。

また、非常用持出品は、直ちに持ち出せるようリュックサックなど持ち運びしやすいものに収納することが大切である。

【最低限必ず備蓄するもの】

- ・食糧
- ・飲料水（長期（3～5年）保存可能なもの）
- ・マスク、消毒液などの感染防止品
- ・ラジオ
- ・懐中電灯

【その他の備蓄品】

- ・毛布、タオル、ティッシュ、救急医薬品、常備薬（メモでもよい）、老眼鏡、携帯電話充電器、ライター、軍手など

(2) 備蓄食料の条件

次のような条件を満たしたものが、備蓄食糧として適している。

- ① 日常生活にも使え、なおかつ長期間保存に耐えられるもの（乾物類は日本の伝統食品で保存日数も長く栄養もある。）
- ② 調理にあまり手間のかからないもの
- ③ 持ち運びに便利なもの
- ④ 必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの

(3) 家庭での備蓄に適した食糧・飲料水

特別に災害用食糧を用意しなくても、普段購入しているものを上手に活用することで、賄う

ことができる。

栄養バランスを配慮し、かつ家庭の好みに合うものを、普段から購入するよう、心がけることが必要である。飲料水は、1人1日3ℓが目安となる。

例) レトルト主食（白米、五目御飯、白粥）、米、冷凍めん、個包装もち、粉類（小麦粉、ホットケーキミックス）、缶入りパン、乾パン、即席めん、ビスケット、クラッカー、煎餅、シリアル類、乾めん、缶詰、レトルト料理

8 事業所内備蓄について

事業所等は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止などに取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資機材を備蓄し、防災訓練を実施することが望ましい。

また、震災時における従業員との連絡方法を定め、最低3日分、推奨1週間分の備蓄等を確保する。地震が発生した場合には、住民と協力し、周辺地域における防災活動を行うことが求められることから、保有する施設、資機材、組織力等の防災能力や資源を提供することも必要と考えられる。

(1) 事業所等で用意することが望ましいもの

- ・食糧、飲料水最低3日分（推奨1週間分）
- ・資機材、医薬品、携帯トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ、防水シート、テント、ラジオ、乾電池、ヘルメット、軍手、マスク、消毒液などの感染防止品等など
- ※保管場所は、取り出すときの容易さ、耐震性、分散化を考慮する。
- ※食糧、飲料水、乾電池などは、定期的な更新が必要である。

(2) 従業員個人で用意するものが望ましいもの

地図、懐中電灯、防寒着、手袋、歩きやすい靴、携帯食糧、飲料水、携帯ラジオなど

9 年次備蓄配備計画

(1) 食糧、飲料水

食糧（アルファ米、缶入りパン等）は、保存期限が5年間のもの、飲料水は2ℓペットボトルで保存期限が5年間のものを、それぞれ毎年食糧3,500食程度、飲料水（ペットボトル水）1,600本程度購入し、常時14,850食以上、14,850ℓ以上を配備する。

なお、保存期間が切れる5年目の食糧及び飲料水は、年度内に行われる地域や学校等の防災訓練時に使用するものとする。

○年次計画表（食糧目標値：14,850食）

単位：食

年度	配備個数	訓練等使用個数	累計個数	備考
R2	2,500	1,122	14,540	
R3	2,500	2,760	14,280	

R4	2,500	1,700	15,080	
R5	2,500	2,050	15,530	
R6	2,500	1,350	16,680	
R7	2,500	2,500	16,680	

○年次計画表（飲料水目標値 2 L : 7,425 本）

単位：本

年度	配備個数	訓練使用個数	累計個数	備考
R2	1,620	1,468	10,744	
R3	1,620	3,960	8,404	
R4	1,620	1,648	8,376	
R5	1,620	1,908	8,088	
R6	1,620	1,620	8,088	
R7	1,620	1,620	8,088	

(2) その他の物資

その他の物資については、以下のとおり配備することとする。なお、ここで述べる主要な避難所とは、資料 1 に記載した大樹中学校、B&G 海洋センター、中島地域コミュニティセンター、歴舟地域コミュニティセンター、尾田地域コミュニティセンター、生花研修センター、晩成行政区会館、美成福祉館、旭行政区会館、浜大樹行政区会館、保健福祉推進センターを基本に備蓄を行うこととする。

また、消防備蓄庫及び大樹中学校については、災害時に町内の各避難所等に配布する物資の保管をするため、重点的に資機材の配備することとする。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染防止を目的として資機材の追加を実施。

① 毛布

家庭での備蓄を奨励するとともに、町として最低でも避難者 1 枚／人を確保し、その後の国等の大規模支援で補充するものとする。

【年次計画】

大樹町が現在備蓄している毛布の数量は 1,100 枚である。目標とする数量は、全ての町民 5,500 人の 30%にあたる 1,650 枚とする。不足分 550 枚については、今後 8 年間で必要数を確保する。

② アルミマット

【年次計画】

大樹町が現在主要な避難所、備蓄庫に備蓄しているアルミマットの数量は、540 枚である。目標とする数量は、1,650 枚とする。不足分 1,110 枚については、今後 8 年間で必要数を確保する。

③ 発電機

【年次計画】

大樹町が現在主要な避難所、備蓄庫に備蓄している発電機の数量は、21 台である。必要数は確保しているが、避難施設の状況等を再度検証し、必要数を整備していく。

④ ポータブルストーブ

【年次計画】

大樹町が現在主要な避難所、備蓄庫に備蓄しているポータブルストーブの数量は、17 台である。全体で 20 台を目標とし、不足分 3 台については、今後 3 年間で必要数を確保する。

⑤ 照明機器

【年次計画】

大樹町が現在主要な避難所、備蓄庫に備蓄している照明機器は、14 台である。目標とする数量は、避難場所に各 1 台、役場 4 台及び消防備蓄庫 1 台の計 16 台とし、不足分 2 台については、今後 3 年間で必要数を確保する。

⑥ ダンボールベッド、簡易ベッド

【年次計画】

大樹町が現在主要な避難所、備蓄庫に備蓄しているダンボールベッドは、58 個である。目標とする数量は、全ての町民 5,500 人の 10%にあたる 550 個とする。不足分 492 個については、今後 10 年間で必要数を確保する。

この他必要に応じ、ガソリン缶、コードリール、ポリタンクなどを準備する。

⑦ 体温監視カメラ

避難者が避難所に避難してきた際や避難所での生活している間、体温の監視に努め、事前感染拡大を防止する。

⑧ ワンタッチパーテーション

避難生活する上で、ソーシャルディスタンスを確保し、感染防止に繋げる。

資機材名	目標数量	
毛布	避難者 1,650 名分	1,650 枚
アルミマット	避難者 1,650 名分	1,650 枚
ダンボールベッド簡易ベッド	障害者及び高齢者などの災害弱者用	550 個
発電機	避難所 11 台、消防 1 台、役場 4 台	16 台
ポータブルストーブ	避難所 18 台、消防 2 台	20 台
照明機器	避難所 11 台、消防 1 台、役場 4 台	16 台
体温監視カメラ	避難所 7 台	7 台
ワンタッチパーテーション	避難所 150 台	150 台

※新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、避難所における感染症対策を目的に、新たに体温監視カメラ、ワンタッチパーテーション等の資機材を追加。

別表1 避難所等備蓄状況一覧（主な品目）（R4.3.1現在）

○主な指定避難所

配備場所	非常食 (食)	飲料水 (2ℓ/本)	毛布 (枚)	発電機 (台)	ダンボール ルベッド (台)	パーテーション (台)
大樹中学校	2,700	1,320	310	3	1	-
B&G海洋センター	0	180	206	3	-	-
中島地域コミュニティセンター	1,350 パン 720	0	10	-	81	67
歴舟地域コミュニティセンター	2,350	1,620	310	-	78	68
尾田地域コミュニティセンター	1,600 パン 1,560	3,268	186	-	65	22
生花研修センター	100	18	10	1	1	1
晩成行政区会館	100	18	-	1	1	1
美成福祉館	50	18	-	1	-	-
旭行政区会館	0	810	20	-	-	-
浜大樹行政区会館	0	852	48	-	-	-
福祉センター	-	0	-	1	-	-
センターハウス	-	0	-	1	-	-
保健福祉推進センター	350	0	40	1	-	-

○備蓄庫

配備場所	非常食 (食)	飲料水 (2ℓ/本)	毛布 (枚)	発電機 (台)	ダンボール ルベッド (台)	パーテーション (台)
消防備蓄庫	2,500	300	200	2	-	-
役場	900	-	20	7	54	50

○全体合計

配備場所	非常食 (食)	飲料水 (2ℓ/本)	毛布 (枚)	発電機 (台)	ダンボール ルベッド (台)	パーテーション (台)
合計	14,280	8,404	1,360	21	281	209

第10節 避難体制整備計画

地震・津波災害から住民の生命・身体を保護するため、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等に関する計画は、次に定めるところによる。

1 避難誘導體制の確立

- (1) 町は、地震・津波等による大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所（別表1）、指定避難所（別表2）等に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、危険な地域から一刻も早く高台・津波避難ビル・津波避難タワー等の指定緊急避難場所へ立ち退き避難することを基本とするが、居住者等は津波のおそれがある地域にいるときや海岸沿いに入るときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりした揺れを感じた場合、気象庁からの津波警報等の発表や、町からの「避難指示」の発令を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所へ移動するよう、町は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 道及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (6) 道及び町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (7) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (8) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 指定緊急避難場所の確保等

(1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には、発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

基準		異常な現象		大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫 (※1)	噴火に伴い発生する火山現象 (※2)	津波	地震	
		崖崩れ・土石流・地滑り									
管理の基準		居住者等に開放され、居住者等受入用部分等（*）について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> * 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる。 </div>									
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B) いずれかに該当	構造 (A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある (a 2)						施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等 (※3) に適合するもの (a 3)			
	立地 (B)	異常な現象による水圧、波力、震動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態（損壊、転倒、滑動、沈下等）を生じない構造のもの (a 1)						安全区域内（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内）にある 当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない			

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥石流等

※3 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係機関や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

3 避難所の確保等

- (1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
 - ① 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - ② 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - ③ 災害時において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 町は、避難所の指定にあつては、次の事項について努めるものとする。
 - ① 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - ② 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - ③ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調

整を図る。

- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

4 市町村における避難計画の策定等

- (1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、道は市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

- (2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (3) 町の避難計画

町は、住民、特に避難行動要支援者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

道は、津波避難計画策定指針を示し、市町村は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）や地域防災計画津波対策編等の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導す

るため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- ① 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- ② 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ③ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）
- ④ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- ⑤ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- ⑥ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- ⑦ 避難に関する広報
 - ア 市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知
 - イ 緊急速報メールによる周知
 - ウ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - エ 避難誘導者による現地広報
 - オ 住民組織を通じた広報

（4）被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、町の被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後においては、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、指定避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

5 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

る。

- (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
- (2) 避難の経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

別表1 指定緊急避難場所一覧

名 称	所 在 地	対象とする異常な現象の種類	備 考
歴舟地域コミュニティセンター	字芽武 183	地震・津波	
中島地域コミュニティセンター	字中島 172	地震・津波	

別表2 指定避難所一覧

	施設名	電話番号	所在地	面積 (㎡)	収容人数
1	尾田地域コミュニティセンター	-	字尾田 798	1,173	435
2	生花行政区会館	-	字生花 539	230	85
3	晩成行政区会館	-	字晩成 209	153	55
4	歴舟地域コミュニティセンター	-	字芽武 183	962	355
5	大樹小学校	6-2026	東本通 54	540	200
6	生涯学習センター	6-5555	双葉町 6	513	190
7	大樹高等学校	6-2063	緑町 1	886	325
8	福祉センター	6-2126	栄通 29	954	350
9	中央運動公園センターハウス	6-5400	振別 137	117	45
10	B&G海洋センター	6-3849	西本通 73	726	270
11	武道館	6-3849	西本通 73	473	175
12	大樹中学校	6-2058	鏡町 1	950	350
13	中島地域コミュニティセンター	-	字中島 172	1031	380

14	石坂行政区会館	-	字石坂 619	90	30
15	中大樹行政区会館	-	字大樹 161	43.7	16
16	大和行政区会館	-	字大樹 417	40.5	15
17	松山・下大樹行政区会館	-	松山町 14	64.8	24
18	芽武行政区会館	-	字芽武 344	64.8	24
19	萌和行政区会館	-	字萌和 342	42.1	15
20	上大樹行政区会館	-	字大樹 311	40.5	15
21	上中島福祉ホーム	-	字石坂 105	48.6	18
22	開進福祉ホーム	-	字開進 134	72.9	27
23	美成福祉ホーム	-	字美成 227	69.2	25
24	拓進福祉ホーム	-	字拓進 118	67.2	24
25	拓北福祉ホーム	-	字尾田 358	67.2	24
26	豊里福祉ホーム	-	字尾田 138	67.2	24
27	大光福祉ホーム	-	字大全 117	67.2	24
28	相川福祉ホーム	-	字相川 142	67.2	24
29	日方福祉ホーム	-	字日方 172	69.6	25
30	振別福祉ホーム	-	字振別 173	69.6	25
31	東和福祉ホーム	-	字大樹 107	70.7	26
32	更生老人憩いの家	-	字芽武 84	40.5	15
33	北大樹会館	-	字大樹 1	118.2	43
34	南町会館	-	字日方 401	34	14
35	浜大樹行政区会館	-	字浜大樹 189	97.2	36
36	旭行政区会館	-	字旭浜 96	97.2	36
37	大樹町老人と母子の家	-	鏡町 33	136.6	50
38	道の駅コスモール大樹	-	西本通 98	213	81

別表3 指定福祉避難所

名 称	電 話 番 号	所 在 地	面積 (㎡)	収 容 人 員 (名)
高齢者保健福祉推進センター (らいふ)	6-4833	暁町 8-1	247 (96)	90
特別養護老人ホーム	6-2361	暁町 6-1	623.5	256
社会福祉法人 光寿会	6-5566	字大樹 10 番地 8	459.7	189

※面積の()の数字は和室面積

第11節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における避難行動要支援者の安全の確保に関する計画は、次のとおりであり、別に定める「避難行動要支援者避難支援計画」により、その支援体制の整備を図る。

1 安全対策

災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合がみられることから、道、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導灯の防災体制の整備に努める。

(1) 町の対策

町は、防災担当課と保健福祉担当課との連携の下、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で補完する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

① 全体計画・地域防災計画の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。

② 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、市町村の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

③ 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

④ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

⑤ 個別避難計画の策定

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。

⑥ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

⑦ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

⑧ 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

⑨ 指定福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

(2) 社会福祉施設等の対策

① 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

② 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から、町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制に努める。

③ 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

④ 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

2 援助活動

町は避難行動要支援者の早期確認等に努めるとともに、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 避難行動要支援者の確認・早期発見

町は、災害発生後に、直ちに把握している避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(2) 避難所等への移送

町は避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

① 避難所への移動

② 病院への移送

③ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援

を要請する。

3 外国人に対する対策

道及び町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第12節 自主防災組織の育成等に関する計画

大規模な災害発生時には、住民の避難行動での混乱、災害の同時多発など、様々な状況が予想される。

このため、行政の対応には限界があり、災害発生時に被害の軽減を図るためには、地域住民による自主的な防災活動、被災者の救出救護、避難誘導など、地域住民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に避難行動要支援者の安全確認、保護は緊急性を要することから、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識の高揚を図る機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動を実施するため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団との連携を行い、初期活動や救出・救護活動をはじめ、避難行動要支援者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制を図るものとする。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

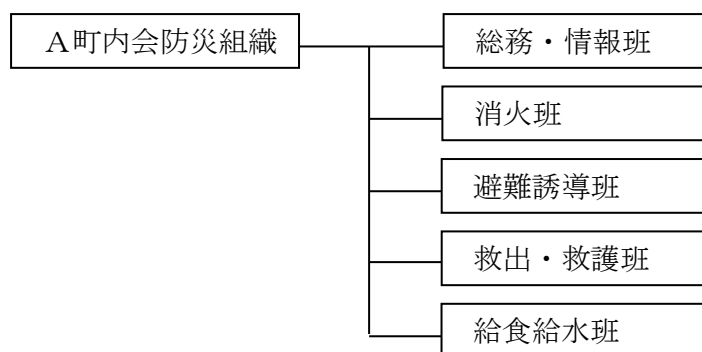
2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所は、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が重要であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要であることから、基本的な組織編成として、次のような編成が必要と考える。



4 組織の活動

(1) 平常時の活動

① 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図るものとする。

② 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得することが重要であることから、総合訓練を除く、個別訓練として次のような訓練が考えられる。

ア 情報収集伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

エ 救出救護訓練

オ 給食給水訓練

カ 図上訓練

③ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多いと考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行うこと。

④ 防災資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を、組織としてあらかじめ準備しておくことが望ましく、また、これら資機材は日頃から点検して非常時にすぐ使用できるようにする。

(2) 非常時及び災害時の活動

① 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

② 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

③ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときには、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護等を必要とするものが、救護所等へ搬送する。

④ 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者避難等（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

⑤ 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

⑥ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第13節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害時は、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所・避難経路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害による被害の軽減に努めなければならない。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立されることから、町及び防災関係機関は、本章第3節に掲げる「大樹町雪害対策要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害発生時における、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施には、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、国、道、町の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた画的な道路交通確保対策を推進するものとする。

① 除雪体制の強化

- ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
- イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

② 積雪管理地に適した道路整備の推進

- ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
- イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

③ 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

(2) 積雪期における指定緊急避難場所、避難路の確保

道、町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

5 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

町は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、あらかじめ民間企業、団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等確保に努めるものとする。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅の整備については、積雪のため早期着工が困難となること及び避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期的対策を検討するものとする。

(3) 指定避難所の運営

市町村は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 住宅対策

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第14節 複合災害に関する計画

道、町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1 予防対策

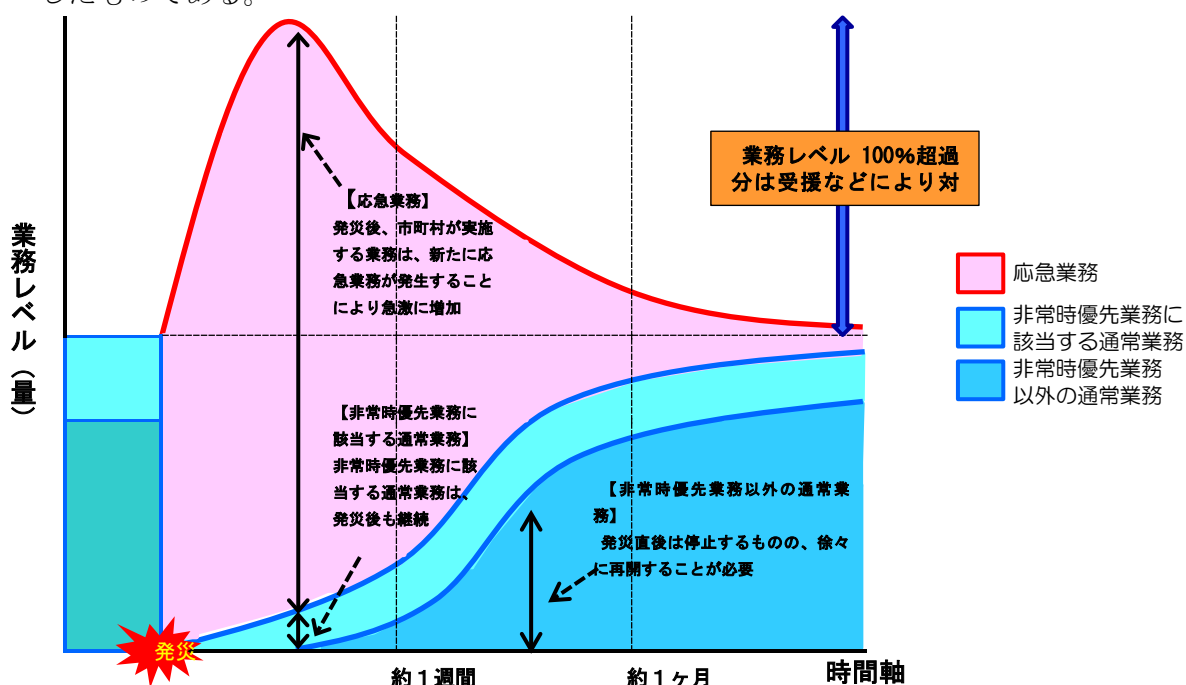
- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実にも努めるものとする。
- (3) 道及び町は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第15節 業務継続計画の策定

道及び市町村及びは、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害時に道、市町村及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>

2 業務継続計画（BCP）の策定

(1) 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市町村の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定

に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第4章 災害応急対策計画

この計画は、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画である。

第1節 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害供給対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等については、次に定めるところによる。

1 平時の情報交換及び情報伝達体制の整備

- (1) 町及び防災関係機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。

また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステム構築に努めるものとする。

- (2) 町及び防災関係機関は、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、避難行動要支援者、災害により孤立する危険のある地域の被災者に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、町は災害時において停電の発生も想定し、被災者等への情報伝達手段として、平成2年に導入した防災行政無線の維持管理に努めるとともに、計画的に全国瞬時情報警報システムの導入や防災行政無線のデジタル化への整備を図るものとする。

2 情報及び被害状況報告の収集、連絡

- (1) 町は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の対策を講ずるとともに、その状況を十勝総合振興局長に報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告については、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

- (2) 町長は、特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

3 災害等の内容及び通報の時期

町は、発災後の情報等について、次により十勝総合振興局に連絡する。

- (1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- (2) 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに
- (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了

する案で随時

(4) 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

4 被害状況報告

災害時に町長は、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき十勝総合振興局長へ報告するものとする。

但し、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも大樹消防署を通じて報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信途絶により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後 20 日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を十勝総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展する恐れがある場合、又は広域的な災害で当町が軽微であっても十勝地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告することとする。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公

共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が終了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表3のとおりとする。

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時 現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関		受信機関		
発 信 者		受 信 者		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨 量 河川水位 潮位波高 風 速 そ の 他			
ライフライン関係の状況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 そ の 他			
(1)災害対策本部等の設置状況	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分 設置			
(2)災害救助法の適用状況	地 区 名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応 急 措 置 の 状 況	(3)避難の状況	地 区 名	避 難 場 所	人 数	日 時	
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
(4)自衛隊派遣要請の状況						
	(5)その他措置の状況					
(6)応急対策 出動人員	(ア) 出 動 人 員		(イ) 主 な 活 動 状 況			
	市 町 村 職 員	名				
	消 防 職 員	名				
	消 防 団 員	名				
	その他（住民 等）	名				
	計	名				
そ の 他	(今後の見通し等)					

別表 2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在				
災害発生場所										
発信	機関（市町村）名			受信	機関（市町村）名					
	職・氏名				職・氏名					
	発信日時				受信日時					
月 日 時 分		月 日 時 分		月 日 時 分		月 日 時 分				
項 目		件数等	被害金額（千	項 目		件数等	被害金額（千			
① 人的被害	死者	人	※ 個人別の氏名、 年齢、原因は、 補足資料で報告	⑤ 土木 被害	道 工事	河川	箇所			
	行方不明	人				海岸	箇所			
	重傷	人				砂防設備	箇所			
	軽傷	人				地すべり	箇所			
計	人	急傾斜地	箇所							
			道路			箇所				
			橋梁			箇所				
			小計		箇所					
② 住家被害	全壊	棟			市町村 工事	河川	箇所			
		世帯				道路	箇所			
		人				橋梁	箇所			
	半壊	棟			小計	箇所				
		世帯				港湾	箇所			
		人				漁港	箇所			
	一部破損	棟		計	箇所					
		世帯			下水道	箇所				
		人			公園	箇所				
	床上浸水	棟		計	箇所					
		世帯			崖くずれ	箇所				
		人			計	箇所				
床下浸水	棟	計	箇所							
	世帯		沈没流出	隻						
	人		破損	隻						
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥ 水産 被害	計	隻				
		その他	棟		漁港施設	箇所				
	半壊	公共建物	棟		共同利用施設	箇所				
		その他	棟		その他施設	箇所				
	計	公共建物	棟		漁具（網）	件				
		その他	棟		水産製品	件				
			その他	件						
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業 被害	道 有林	林地	箇所		
			浸冠水	ha			治山施設	箇所		
		畑	流失・埋没等	ha			林地	箇所		
			浸冠水	ha			林道	箇所		
	農作物	田	ha	林産物			箇所			
		畑	ha	その他			箇所			
				小計			箇所			
				林地		箇所				
				治山施設		箇所				
				林道		箇所				
				林産物		箇所				
				その他		箇所				
				小計		箇所				
			計	箇所						

項 目			件数等	被害金額（千	項 目			件数等	被害金額（千
⑧ 衛生被害	水 道		箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等被害計	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清 掃 施 設	一般廃棄物処理	箇所		⑬その他の被害総額	鉄 道 不 通	箇所		—
		し尿処理	箇所			鉄 道 施 設	箇所		
火 葬 場		箇所		被害船舶（漁船除く）		隻			
計		箇所		空 港		箇所			—
				水 道		戸			—
⑨ 商工被害	商 業		件		電 話	回線			—
	工 業		件		電 気	戸			—
	そ の 他		件		ガ ス	戸			—
	計		件		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			—
⑩公立文教施設被害	小 学 校	箇所		計	都 市 建 設	箇所			
	中 学 校	箇所			被 害 総 額				—
	高 校	箇所			火 災 発 生	建 物	件		
	その他文教施設	箇所				危 険 物	件		
計		箇所		そ の 他	件				
公共施設被害市町村数			団体		消防団員出動延人数		人		
罹 災 世 帯 数			世帯						
罹 災 者 数			人						
消防職員出動延人数			人						
災害対策本部の設置状況	道（十勝総合振興局）								
	市 町 村 名	名 称			設 置 日 時	廃 止 日 時			
補足資料（※別様で報告） ○ 災害発生場所 ○ 災害発生年月日 ○ 災害の種類概要 ○ 人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○ 応急対策の状況 ・ 避難指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 3

被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師の診断によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師の診断によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>

被害区分	判 断 基 準
世 帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
全 壊	<p>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
半 壊	<p>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
一部損壊	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のも。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建物を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
③ 非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
	農地	<p>農地被害は、田畑が流出・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
④ 農業被害	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p>
	畜産被害	<p>施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>

被害区分		判 断 基 準
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
⑤ 土 木 被 害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害総額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
公 園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・けがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園または都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。	

被害区分		判 断 基 準
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 （1）港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 （2）被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩ 公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）

被害区分		判 断 基 準
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。
そ の 他	⑬ 鉄道不通	自動車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3項の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
他	上記項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	

5 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

○ 火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯		平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49013	*-90-49102
	F A X	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信ネッ トワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	F A X	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5017	5010

「*」各団体の交換機の特番

(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

(注3) 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7514
	F A X	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49175
	F A X	*-90-49036
地域衛星通信ネッ トワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49175
	F A X	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5010

第2節 災害通信計画

1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとし、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものと電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

(1) 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

○災害時優先電話（以下の他13回線）

電話機設置場所	電話番号	電話機設置場所	電話番号
大樹町役場	6-2111	大樹消防署	6-3038
学習センター	6-5555	国民健康保険病院	6-3114
保健福祉推進センター	6-4833	車両第2センター	6-3345

(2) 電報による通信

① 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

② 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

③ 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番(局番無し)をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す

イ NTTコミュニケータがでたら

(ア) 「非常または緊急扱いの電報の申込み」と告げる

(イ) 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る

④ 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
他は緊急扱いの通話と同じ	他は緊急扱い通話と同じ

(3) 公衆通信設備以外の通信

① 北海道総合行政ネットワークの利用

災害時における情報通信手段として地上系回線（光ファイバー）と衛星系の2ルートにより通信確保されている北海道防災無線を非常時の北海道など防災関係機関の通信連絡手段として利用する。

設 備 名	設 置 台 数	設 置 場 所
着信灯	1台	役場庁舎防災担当課
情報伝達端末	1台	
I P 電話	1台	
プリンタ	1台	
無停電電源装置	1台	
卓上中継台	1台	
ホットライン電話機	1台	
一斉受令電話機（衛生）	1台	
非常用電源（発電機）	1台	

② 大樹町防災行政無線（デジタル式）の活用

住民など町内への情報送信手段として町が整備している次の防災行政無線を活用する。

ア 移動系防災行政無線

- ・基地局 1局
- ・親局 1局
- ・移動局 35局（車載型17局 ・携帯型15局 ・半固定型3局）
- ・統制台 1局
- ・遠隔制御器 1台（大樹消防署）
- ・拡声子局設置 15箇所（市街地5箇所、浜大樹3箇所、旭、生花2箇所、尾田、石坂、晩成海岸、ホロカヤントウ）
- ・戸別受信機設置 町内全世帯、指定避難所 計2,800台（予備含）

(4) 通信途絶時等における措置

① 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、(1)から(3)までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合には、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

② 防災関係機関の対応

防災関係機関は、①の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 借受希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受希望日及び期間

イ 移動電源車の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 台数
- (ウ) 使用目的及び必要とする理由
- (エ) 使用場所
- (オ) 借受期間
- (カ) 引渡場所

ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 希望エリア
- (ウ) 使用目的
- (エ) 希望する使用開始日時
- (オ) 引渡場所及び返納場所
- (カ) 借受希望日及び期間

エ 臨機の措置による手続きを希望する場合

- (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
- (イ) (ア)及びに係る申請の内容

③ 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

災害時における地域住民等に対する災害情報の提供並びに広報活動に関する計画は、次に定めるところによる。

1 災害広報及び情報等の提供の方法

(1) 実施責任者

- ① 町長（担当：総務対策部）
- ② 広尾警察署
- ③ その他防災関係機関

(2) 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、本章第1節「災害情報通信計画」によるほか、次により収集するものとする。

- ① 災害対策本部各班のパトロールによる収集
- ② 一般住民からの通報による収集
- ③ 関係機関からの通報による収集

(3) 報道機関、住民に対する災害情報の発表の方法

① 報道機関に対する情報発表等の方法

ア 収集した被害状況、災害情報等は、その都度、報道機関に対し次の事項を発表するものとする。

- (ア) 災害の種類・名称及び発生年月日
- (イ) 災害の発生の場所又は被害激甚地域
- (ウ) 被害調査及び発表の時刻
- (エ) 被害状況
- (オ) 応急対策の状況
- (カ) 本部の設置又は廃止

イ 災害時には、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して、積極的に情報、資料の提供を行い協力するものとする。

② 住民に対する広報の方法

ア 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の推移をみながら、次の方法によるものとする。また、高齢者、障がい者等の災害時要援護者への伝達に十分配慮するとともに、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確な情報を適切に提供する。

- (ア) 防災行政無線放送による
- (イ) 広報車による
- (ウ) テレビ、ラジオ、新聞、緊急速報メール、インターネット、SNSなどの利用による

(エ) 広報誌による

イ 広報内容は、次のとおりとする。

(ア) 災害に関する情報及び住民に対する注意情報

(イ) 応急対策とその状況

(ウ) 復旧対策とその状況

(エ) その他必要な事項

③ 被災相談所の開設

本部は、災害の規模等に応じて適宜関係機関と連携して被災者相談所を開設し、住民に便に供するものとする。

2 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

- ① 安否情報の照会は、道又は町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- ② 安否情報の照会を受けた道又は町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第80号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- ③ 安否情報の照会を受けた道又は町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- ④ 道又は町は、③にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

2 安否情報を回答するに当たっての道又は町の対応

道及び町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- ① 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において

回答するよう努めるものとする。

- ② 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- ③ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- ④ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第4節 応急措置実施計画

災害時において、町及び防災関係機関が実施する応急措置については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等
- (2) 北海道知事
- (3) 警察官及び海上保安官
- (4) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (5) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長
- (6) 消防署長

2 町の応急措置

(1) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地区からの退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

町長は、災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第 64 条第 1 項の規定に基づき、区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。なお、この場合においては、基本法施行令第 24 条及び基本法第 82 条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

① 土地建物等の占有等に対する通知

町長は、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下「土地建物等」という。）を使用し、又は収用したときは、速やかに当該土地建物等の占有者、使用者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合において、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を役場に掲示する等の措置をとらなければならない。

- ア 名称又は種類
- イ 形状及び数量
- ウ 所在した場所
- エ その他必要な事項

② 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 支障物件等の除去及び保管

町長は、災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物を保管しなければならない。

なお、工作物等を保管した場合は、基本法第64条第3項から第6項の規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

- ① 町長は、当該工作物等の占有者、所有者、その他当該工作物等について権原を有する者に対し当該工作物等を返還するため、公示する。
- ② 町長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損する恐れがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。
- ③ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用については、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。
- ④ 保管した工作物等を返還するため公示した日から起算して6ヵ月を経過してもなお返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属させる。
- ⑤ 他の市町村長等に対する応援の要求等（基本法第67条）
 - ア 町長は、災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めるものとする。
- ⑥ 北海道知事に対する応援の要求等
町長は、災害時において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することとする。
- ⑦ 住民等に対する緊急従事指示等
 - ア 町長は、災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
 - イ 町長及び消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防のため現場に在る者をして水防に従事させることができる。
 - ウ 消防吏員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。
 - エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。
 - オ 町長は、前4号の応急措置等の業務に協力した住民等が、そのため負傷・疾病・廃疾又は死亡した場合は、関係法令によるほか、市町村総合事務組合市町村消防団員等公務災害補償条例により、その補償を行う。

3 災害救助法の適用の場合

救助法適用の場合は、次のとおりである。

(1) 実施責任者

救助法による救助は、知事が行う。ただし、救助法第30条（職権の委任）に基づき委任された職務については、町長が行う。

(2) 救助法の適用基準

救助法による救助は、知事が行う。ただし、町長は知事から実施について、個別の災害ごとに救助する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

適用基準			
被害区分 人口	市町村単独の場合	相当広範囲な場合（全道2,500世帯以上）	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合 市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき。
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
5,000人以上 15,000人未満	40	20	

摘要

1 住家被害の判定基準

(1) 滅失…全壊、全焼、流失
住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。

(2) 半壊、半焼…2世帯で滅失1世帯に換算
住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。

(3) 床上浸水…3世帯で滅失1世帯に換算
床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

2 世帯の判定

(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
(2) 会社又は学生の寮等は各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

(3) 救助法の適用手続き

- ① 町長は、本町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を十勝総合振興局長に報告しなければならない。
- ② 災害の実態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに十勝総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(4) 救助の実施と種類

救助の実施にあたっては、町長は委任を受けた職権について、委任の範囲内において迅速に

事務を行うものとする。

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の設置	7日以内
建設型応急住宅の供与	20日以内 建設工事完了後3ヶ月以内 特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能
炊出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の給与	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	10日以内
医療	14日以内
助産	分娩の日から7日以内
災害にかかった者の救出	3日以内
在宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内
埋葬	10日以内
死体の搜索	10日以内
障害物の除去	10日以内

(5) 基本法と救助法との関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第5節 避難救出計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るため、危険が切迫している状況にある住民を適切かつ円滑に避難させるための計画及び生命及び身体が危険な状況にある者を救出し、保護するための計画は、次に定めるところによる。

1 避難対策計画

(1) 実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、地震、火山噴火、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者避難等を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発令時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

実施者	実 施 内 容
町長	<p>① 町長は、災害時に警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。</p> <p>ア 避難のための立退きの指示 イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示 ウ 緊急安全確保措置の指示</p> <p>② 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。</p> <p>③ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに十勝総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。） (基本法第 60 条)</p>
警察官、海上保安官	<p>① 警察官又は海上保安官は、町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。</p>

	<p>その場合、直ちに、その旨を市町村長に通知するものとする。</p> <p>② 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。</p> <p>(基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条)</p>
知事又はその命を受けた道職員	<p>① 知事（十勝総合振興局長又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。</p> <p>また、知事（十勝総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。</p> <p>② 知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は、当該町長に代わって実施する。</p> <p>また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第 5 章第 14 節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。</p> <p>(基本法第 60 条・第 72 条、水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条)</p>
災害派遣を命ぜられた自衛官	<p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害時において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。</p> <p>この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。</p> <p>① 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第 4 条)</p> <p>② 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第 6 条第 1 項)</p> <p>③ 警戒区域の設定等(基本法第 63 条第 3 項)</p> <p>④ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第 64 条第 8 項)</p> <p>⑤ 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第 65 条第 3 項)</p>

(2) 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

① 連絡

町、道(十勝総合振興局)、北海道警察本部(広尾警察署)、第一管区海上保安本部(広尾海上保安署)及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

② 助言

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

(3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準

名 称	発 令 時 の 状 況	判 断 基 準
高 齢 者 等 避 難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれ、氾濫警戒情報が発令されたとき ②大雨警報（土砂災害）が発表されたとき ③高潮警報に切り替わる可能性があるとき ④津波注意報が発令されたとき
避 難 指 示	前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	①氾濫危険水位に達し、氾濫危険情報が発令されたとき ②津波警報が発令されたとき ③高潮特別警報・高潮警報が発令されたとき ④土砂災害警戒情報が発令され、土砂災害が発生するおそれがあると判断したとき ⑤土砂災害警戒情報が発表され土壌雨量指数が、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況を想定し、約 2 時間後に到達する予測がなされたとき
緊 急 安 全 確 保	災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合	①大雨特別警報が発令されたとき ②氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき ③高潮発生情報が発令されたとき ④土砂災害が発生したとき

② 警戒レベルと避難情報

- (ア)住民がとるべき行動を警戒レベルに合わせ5段階に分け、情報と行動の対応を明確化。
- (イ)警戒レベル3を高齢者等避難、警戒レベル4を全員避難とし、避難するタイミングを明確化。
- (ウ)災害が実際に発生している可能性が極めて高く、命を守る行動を促す情報として警戒レベル5と位置付けた。

警戒レベルと住民がとるべき行動及び避難勧告等の基準

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5 <u>(命を守る行動)</u>	命の危険 直ちに安全確保！	<p>● 緊急安全確保</p> <p>災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令。 大雨特別警報（土砂災害）</p>
警戒レベル4 <u>(全員避難)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。 	<p>● 避難指示（緊急）</p> <p>地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令。 土砂災害警戒情報</p>
警戒レベル3 <u>(高齢者等避難)</u>	避難に時間を要す高齢者等は避難する。その他の者は、立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	<p>● 高齢者等避難</p> <p>大雨警報</p>
警戒レベル2	避難に備え、自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)

市町村が発令

気象庁が発表

(4) 指示伝達事項

- ① 高齢者等避難、避難指示（緊急）、緊急安全確保の発令者
- ② 高齢者等避難、避難指示（緊急）、緊急安全確保の理由
- ③ 避難対象区域
- ④ 避難先とその場所
- ⑤ 避難経路
- ⑥ 注意事項

(5) 高齢者等避難、避難指示（緊急）、緊急安全確保の伝達方法

- ① 防災行政無線による伝達
- ② 広報車による伝達
- ③ 町ホームページによる伝達
- ④ テレビ、ラジオ、緊急速報メールによる伝達

- ⑤ 町内会や地域自主防災組織の責任者を通じての伝達
- ⑥ 北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）による伝達

(6) 避難方法

① 避難誘導

避難者の誘導は、町職員、消防職員・団員、警察官及び地域の自主防災組織が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全の確保に努めるものとする。

② 移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船艇等によって移送する。

イ 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

ウ 道は、前記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

エ また、道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

(7) 避難行動要支援者の避難行動支援

① 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

② 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

③ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

④ 建設型応急住宅への優先的入居

町は、建設型応急住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

⑤ 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

⑥ 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

(8) 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、市町村の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

(9) 被災者の生活環境の整備

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(10) 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(11) 指定避難所の開設

① 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所

だけでは施設が量的に不足する場合には、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- ② 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。
- ③ 市町村は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- ④ 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- ⑤ 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- ⑥ 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(12) 指定避難所の管理運営等

- ① 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- ② 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。

- ③ 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- ④ 町は、指定避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事の受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるも

のとする。

- ⑤ 町は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

なお、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努め、特に冬期を想定し、可能な範囲で屋内に確保するものとする。

- ⑥ 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

- ⑦ 道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

- ⑧ 道及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、建設型応急住宅の迅速な提供、公営住宅、民間貸借住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- ⑨ 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

- ⑩ 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

- ⑪ 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- ⑫ 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担

当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- ⑬ 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- ⑭ 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。
- ⑮ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。
また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(13) 広域避難

① 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする

② 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

③ 道外への広域避難

ア 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 道は、市町村から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

ウ 道は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、アによらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

④ 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

⑤ 関係機関の連携

ア 道、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

イ 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

(14) 広域一時滞在

① 道内における広域一時滞在

ア 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める町長（以下、「協議元町長」という。）は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、協議元町長は、あらかじめ十勝総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 協議元町長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知するとともに、速やかに、協議元町長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

エ 協議元町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。

オ 協議元町長は、道内広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

カ 協議先市町村長は、協議元町長より道内広域一時滞りの必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

キ 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞りの必要があると認めるときは、当該町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、当該町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該町に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該町長に通知する。

② 道外への広域一時滞在

ア 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長（以下、「協議元町長」という。）は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。

イ 知事は、協議元町長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に

協議を行うものとする。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

ウ 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

エ 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに協議元町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

オ 協議元町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

カ 協議元町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

キ 知事は、協議元町長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知するとともに、公示するとともに内閣総理大臣に報告するものとする。

ク 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

③ 広域一時滞在避難者への対応

道及び町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

④ 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、当該町又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに当該町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

(14) 道(十勝総合振興局長)への報告

避難勧告、指示を町長等が発令したとき及び指定避難所を開設したときは、十勝総合振興局長に報告するものとする。

2 救助救出計画

災害時において、避難に遅れた者、生命身体が危険な状態にある者の救出、又は生死不明の状態にあるもの者を捜索し、その保護に万全を期するものとする。

(1) 実施責任者

町長は、警察官、消防署職員、消防団員等の協力を得て行うものとするが、災害が甚大であり本部のみで救出の実施が困難である場合は、本章26節自衛隊派遣要請計画に定めるところによ

り、知事(十勝総合振興局長)に自衛隊に派遣要請を要求する。

(2) 救出を受ける者

災害のために、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者で概ね次に該当するときとする。

- ①火災の際に火中に取り残された場合
- ②台風、地震等により、倒壊家屋等の下敷きになった場合
- ③津波、洪水等により、沖合いに流された場合
- ④水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- ⑤山崩れ、地すべり等により生埋めとなった場合
- ⑥自動車、飛行機等の大事故が発生した場合
- ⑦その他、自力で危険を脱することが困難な状況にある場合

第6節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備に関する北海道警察の諸活動についての計画は、次に定めるところによる。

1 警察活動の任務

災害発生時における警察活動は、次に掲げる事項を主な任務として行うものとする。

- (1) 情報の収集及び報告
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救助救出
- (4) 危険地域における住民の避難活動
- (5) 避難誘導及び緊急交通路のための交通確保
- (6) 予報及び警報の伝達
- (7) 被害の拡大防止
- (8) 行方不明者の捜索及び死体の検視
- (9) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒
- (10) 危険物に対する保安対策
- (11) 不法事案の予防及び取締り
- (12) 広報活動
- (13) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務に対する協力

2 災害警備本部の設置

非常体制が発令された場合、又は広尾警察署長が自ら警戒体制をとった場合は、予想される災害規模、態様に応じて災害警備本部を設置するものとする。

3 災害発生時の警察活動

災害に際し、関係機関と連携の下で災害警備に関する警察活動を行う。

(1) 被害状況の収集方法

災害発生時の初期的段階における被害情報の収集方法は、現場警察官からの報告、被災者及び他関係機関からの通報のほか、警察職員の警察署等への参集途中における被害状況の報告等、あらゆる方法により収集する。

また、被害状況を集約した情報については、直ちに関係機関に連絡するとともに、救助救出、交通規制等の災害警備諸対策に活用する。

(2) 警備体制の確立

災害の発生が執務時間内の場合は、災害の規模及び被害状況に応じた警備体制を早期に確立して対応することとし、執務時間外の場合は、当直体制で対応し、参集人員に応じて必要な部隊を順次編成して対処する。

(3) 避難誘導

警察官は避難誘導にあたって、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、避難した地域に対しては、状況の許す限り警ら、検問所の設置を行い、遺留財産の保護、その他犯罪の予防に努める。

(4) 交通確保規制

- ①道路の被害、危険及び障害箇所等の交通情報を道路管理者から幅広く収集し、迂回路の設定、通行禁止等の交通規制を行うことができる。
- ②緊急交通路が指定された場合は、広範囲な交通規制を行い、原則として緊急交通車両以外の通行を禁止し、又は制限することができる。
- ③緊急交通路に放置された車両、その他の物件の措置については、災害対策基本法に基づき撤去することができる。

第7節 交通応急対策計画

災害時における道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保に関する計画は、次に定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

(1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

(2) 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害時、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- ① 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- ② 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ③ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ① 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- ② 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続

① 知事(十勝総合振興局長)又は北海道公安委員会(北海道警察)は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

② 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁(十勝総合振興局長)又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

③ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

④ 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- (ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難勧告、避難指示（緊急）に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ロ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (ハ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (ニ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (ホ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (ヘ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ヘ) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

⑤ 事前届出制度の普及等

道、町及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、道民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

① 確認手続

ア 北海道公安委員会(北海道警察)は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

② 規制対象除外車両等

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中の車両

(ア) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学通園バス

(ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(エ) 電報の配達のため使用する車両

(オ) 廃棄物の収集に使用する車両

(カ) 伝染病患者の受入れ又は予防のため使用する車両

(キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

(4) 放置車両対策

① 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

② 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

③ 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

4 災害時における交通規制等に関する事項

- (1) 警察官は、その管轄区域内の道路が災害による決壊等で危険な状態が発生し、又はその状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、制限するものとする。
- (2) 警察官は、災害発生時において、緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、制限するものとする。
- (3) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることができる。

また、消防史員は、警察官がその場合にいない場合においては、同様の措置をとることができる。

5 応急復旧

道路管理者は、災害応急対策に要する輸送を円滑に実施できるよう、道路橋梁等を速やかに復旧するよう努めるものとし、重要かつ緊急を要する場合で自己の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難なときは、町長は知事に対し自衛隊の派遣要請を求めるものとする。

第8節 輸送計画

災害による被災者の避難、傷病者の収容、災害応急対策要員の移送、応急対策用資機材、物資の輸送の実施に関する計画は、次に定めるところによる。

なお、国、道及び市町村は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、道及び市町村は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 実施責任者

(1) 町長（担当：総務対策部）が実施する。

救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が行う。

2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、次の各輸送のうち、迅速、確実に最も適当な方法による。

(1) 道路輸送

①道路の状況

町内における交通道路の状況を把握し、路線の安全確保を図るものとする。

②町における車両等の確保

町が所有する車両は、総務対策部長が必要と認める数の車両を待機させ、使用するものとする。

③町有以外の車両等の確保

総務対策部長は、災害の規模により、町有車両のみでは輸送を実施することができないと認めるときは、必要な車両を確保するため、他の機関又は民間車両の借上げを行う。

また、必要に応じ帯広陸運支局を通じ、十勝地区トラック協会、十勝地区バス協会に対し緊急輸送の応援要請を行うものとする。

(2) 海上輸送

車両等による陸上輸送が困難な場合は、船舶による海上輸送を行うこととし、その要請については、次のとおりとする。

要 請 先 機 関	窓 口	電 話 番 号
釧路海上保安部	広尾海上保安署	01558-2-4999
漁業協同組合	大樹漁業協同組合	01558-7-7801
海上自衛隊	十勝総合振興局（地域政策課）	0155-26-9023
	陸上自衛隊第5旅団	0155-48-5121

(3) 空中輸送

陸上輸送が途絶し、緊急に輸送の必要が生じたときは、知事（防災消防課防災航空室）に対し、北海道消防防災ヘリコプターの緊急運航を、又は十勝総合振興局を通じて、自衛隊所管の

航空機の派遣を要請するものとする。なお、派遣要請の業務は総務対策部長が行う。

- ①ヘリコプター離着陸可能地点などについては、本章第25節「ヘリコプター活用計画」のとおりとする。

3 輸送の範囲

- (1) 罹災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 罹災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他本部が行う輸送

4 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

5 緊急輸送業務に従事する車両の表示

災害対策基本法76条に基づき一般車両の交通が規制された場合には、町長及び防災関係機関は災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として、知事又は北海道公安委員会に申し出て、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受け、輸送にあたるものとする。

- (1) 標章
- (2) 緊急通行車両確認証明書

第9節 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策従事者等に対する食糧供給に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食糧等の配給及び給付対策を実施する。供給の責任者は、町長（担当：厚生対策部）とする。但し、救助法適用の場合は、知事又は知事の委任を受けて町長が実施する。

2 供給対象者

- (1) 避難所等に収容された者
- (2) 住家が被害を受けて炊事のできない者
- (3) 住家が被害を受け、一時縁故先へ避難する者
- (4) 災害地において応急作業に従事している者

3 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とする。

4 食糧の調達方法

(1) 主要食糧

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀については、地元の業者から調達することとするが、その確保が困難な場合は、その確保について十勝総合振興局長を通じ知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に直接、又は、総合振興局長若しくは振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

(2) 副食及び調味料

主要食糧と同様に、地元の業者から調達することとするが、その確保が困難な場合は、その確保について十勝総合振興局長を通じ知事に要請する。

5 食糧の供給方法

(1) 炊き出しによる供給

炊き出しは、必要に応じて日赤奉仕団、町内各女性団体、自主防災組織などの協力を求め、材料を調達し、主食及び副食を調理して供給する。

(2) その他による供給の方法

町として直接炊き出しが困難な場合で、業者等から購入することが実情に即すると認められるときは、購入したものを供給する。

(3) 炊き出しに至るまでの応急措置

上記(1)又は(2)に至るまでの応急措置として即席メン、乾パン、缶詰等、調理の必要のないものを一定程度、備蓄することとし、不足する分を流通備蓄によることとし、町内業者等から購入して供給する。

6 炊出し方法等

(1) 炊出しは文教対策部給食班が行い、給与は厚生対策部救護班が行う。

(2) 炊出し施設は、原則として学校給食センターを利用するものとするが、不足する場合又は同施設が被災で使用不能の場合は、調理設備のある公共施設を利用するものとする。

7 給食の実施

(1) 被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。

(2) 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において実施する。

8 食糧の輸送

食糧供給の輸送等については、車両等によるものとし、本章第7節「輸送計画」による。

9 炊出しの費用

炊出しの費用については、災害救助法が適用された場合に準ずる。

第10節 給水計画

災害により広域的断水が発生し、飲料水をはじめとする生活用水（以下「飲料水等」という。）を得ることができなくなった者に対する飲料水等の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

町長（担当：土木対策部）は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

(2) 生活水の確保

災害時の生活水の水源として、配水池の貯留水を主体として給水するものとする。

(3) 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急資機材（給水タンク、給水袋等）の確保に努める。

2 給水の対象者

災害のため飲料水等を得ることができない者

3 給水の実施

(1) 給水の方法について

①輸送による給水

被災地の隣接地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

この場合、給水車の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

②浄水装置等による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、住民に供給するものとする。

(2) 応援の要請について

町長は、自ら行う飲料水等の供給が困難な場合に、自衛隊、道又は他市町村へ飲料水等の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

(3) 住民への周知

給水にあたっては、防災無線、広報車により給水場所、給水時間、給水方法などを住民に周知する。

4 給水施設の応急復旧

医療用施設等、民生安定と緊急を要するものから優先的に給水指定業者の協力を得て応急復旧を行う。

5 費用の限度及び期間

救助法の基準による

第11節 上下水道施設対策計画

災害時の上下水道施設の応急復旧対策に関する計画は、次の定めるところによる。

1 実施責任者

町長（担当：土木対策部）が実施する。

2 上水道施設

(1) 応急復旧

災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者である町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際して次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- ①施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- ②要員及び資材等の確保等復旧体制を確保する。
- ③被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- ④住民への広報活動を行う。

(2) 広報

水道事業者である町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について周知を図る。

3 下水道施設

(1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者である町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際して次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- ①施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- ②要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- ③被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- ④管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- ⑤住民への広報活動を行う。

(2) 広報

下水道管理者である町は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第12節 衣料・生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、次の定めるところによる。

1 実施責任者

町長（担当：厚生対策部）が実施する。

災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて町長が実施する。

2 物資供給の対象者

- (1) 災害により住家が全焼、半焼、全壊、半壊等の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者
- (2) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 物資の調達方法

(1) 物資の備蓄・調達方法

- ① 調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量は、町において公的備蓄するものとする。
- ② その他調達にあたっては、あらかじめ大樹町商工会や町内の業者と協議し、緊急時に速やかなる対応が可能となるよう、調達先を定め、災害に備えるなど流通備蓄するものとする。
- ③ 災害時要援護者に対する生活必需品の調達については、十分に配慮するものとし、社会福祉施設に対しては、災害時要援護者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発するものとする。
- ④ 被災者の状況を把握のうえ、救護物資供給計画を直ちに樹立し、これにより備蓄品や購入品により物資を確保するものとする。

(2) 給与及び貸与物資

- ① 寝具（布団、毛布、タオルケット等）
- ② 外衣（洋服、作業服、子供服等）
- ③ 肌着（シャツ、パンツ、紙オムツ等）
- ④ 見廻品（タオル、手拭、靴下、傘等）
- ⑤ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- ⑥ 食器（茶碗、皿、箸等）
- ⑦ 日用品（石鹸、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- ⑧ 光熱材料（マッチ、ロウソク等の類）
- ⑨ その他日常生活に欠くことができないと認められるもの。

4 給与及び貸与の方法及び記録

- (1) 町は調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、事前の救護物資供給計画に基づき行うものとする。

(2) 救援物資の給与及び貸与を行った場合「給与及び貸与台帳」(別表1)により内容により明確に区分して処理するものとする。

5 費用の限度及び給(貸)与期間

災害救助法の基準による。

6 義援金品の取扱

町に送付された義援金品の取扱は、厚生対策部救護班が担当し、受付の記録、保管、被災者への配分等は、町長の指示するところにより、その状態に応じ適正かつ正確に行うものとする。

別表1

物 資 の 給 与 状 況

大 樹 町

住家被害 程度区分	世帯主氏名	世帯 人 員	給 与 月 日	物 資 給 与 の 品 名						備 考
計	全 壊	世帯								
	半 壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

取扱責任者

- (注) 1 住家の被害程度に全壊(焼)流出又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後の給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 物資給与の品名及び数量を記入すること

第13節 電気施設対策計画

暴風雨、洪水、地震、火災、豪雪等により、電力施設に災害の発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合においては、人命、住民生活の確保のため、北海道電力株式会社及び町は、各施設に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持することに努める。

1 北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)大樹ネットワークセンター

北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)大樹ネットワークセンターは「防災業務計画」に基づいて、活動体制、情報収集・提供、通信確保、広報、要因の確保、資材等の調達、応急工事についての対策を講ずるものとする。

2 町

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生ずるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク(株)大樹ネットワークセンターの電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努める。

(1) 要 員

町は、災害発生等において、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク(株)大樹ネットワークセンターから自衛隊の派遣の要請の求めがあった場合、町長が応急措置を実施する必要があると認められるときに、知事に対して依頼するものとする。

(2) 資材等

町は、労務施設、設備又は物資の確保について支援する。

(3) 広報活動

町は、北海道電力株式会社と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するための注意喚起を行う。

第14節 医療救護計画

災害時における医療救護活動を円滑に実施するための医療救護計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

医療救護は、町長（担当：主は、医療対策部、一部を厚生対策部保健班）が行い、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が実施するほか、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施するものとする。なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請するものとする。

2 医療救護対策

(1) 対策拠点

災害発生により医療救護を必要と認めた場合は、医療対策部（大樹町立国民健康保険病院）を拠点として活動を実施する。

(2) 応急救護所の設置

応急救護所は、原則として避難所のうち各地区の学校施設を設置場所とし、主に厚生対策部保健班が対応するものとする。

(3) 応援要請

町は医療対策部だけで対応が困難であると判断した場合は、町内の医療機関、十勝医師会、災害拠点病院に患者の受入など応援要請を行う。

また、災害急性期においては、必要に応じて道に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するものとする。

3 医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品及び衛生器材は、医療対策部及び厚生対策部保健班常備のほか、原則として町内の薬局から調達するものとするが、災害の状況により町内で確保できない場合は、知事及び近隣市町村長に調達を要請する。

4 患者の移送

町長は、緊急に移送を必要とする患者が発生し、陸路による患者の移送が困難な場合は、道防災航空室にヘリコプターの出動を要請するものとする。

5 医療機関等の状況

(1) 町内の医療施設

(平成21年4月1日現在)

名 称	診 療 科 目								電 話	備 考
	内 科	外 科	整 形 外 科	小 児 科	眼 科	リ ハ ビ リ 科	放 射 線 科	歯 科		
大樹町立国民健康保険病院	○	○			○	○	○		6-3111	
森内科クリニック	○			○		○			6-5811	
大 庭 医 院	○	○	○	○					6-3174	
大樹町歯科診療所								○	6-4084	

(2) 協力要請医療機関等

市町村	医療機関名	所在地	電話	備考
帯広市	帯広厚生病院	帯広市西6条南 8丁目1	0155-24-4161	内科、精神科、神経 内科、呼吸器科、消 化器科、小児科、外 科、整形外科、形成 外科、皮膚科、泌尿 器科、産婦人科、眼 科、耳鼻咽喉科、放 射線科、麻酔科、心 臓血管外科、脳神経 外科
	帯広協会病院	帯広市東4条南 12丁目1	0155-22-6600	内科、消化器内科、 循環器内科、外科、 小児科、産婦人科、 眼科、神経科、泌尿 器科、麻酔科
	帯広第一病院	帯広市西4条南 15丁目17	0155-25-3121	内科、神経内科、外 科、脳神経外科、皮 膚科、泌尿器科、歯 科、麻酔科
(社)十勝医師会		帯広市西5条南 2丁目11	0155-28-2898	

第15節 防疫計画

災害時における被災地の防疫に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律114号以下「感染症法」という。)に基づく、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。

町長(担当：厚生対策部)は十勝総合振興局保健環境部の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等実施する。

2 防疫班の編成

町長(担当：避難対策・衛生部)は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。

3 防疫の処置

町長は、次の事項について感染症法に基づき、必要があると認める場合及び知事の指示があった場合は、範囲及び期間を定めて行うものとする。

- (1) 消毒方法の施行に関する指示(感染症法第27条第2項)
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示(感染症法第28条第2項)
- (3) 家用水の供給に関する指示(感染症法第31条第2項)
- (4) 物件に係る措置に関する指示(感染症法第29条第2項)
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示(予防接種法第6条及び第9条)

4 予防接種

(1) 消毒方法

①浸水家屋、下水、その他不潔な場所の消毒は、被災後直ちにクレゾール又は石灰等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれのある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。

②避難所の便所、その他不潔な場所の消毒は、クレゾール、オルソ剤等を用い実施する。

(2) 各世帯における家屋等の消

①汚染された台所、浴室及び食器棚などを中心にクレゾール水などで拭浄し、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰を散布するよう指導する。

②便所はクレゾール水をもって拭浄するか散布し、便層は、か性石灰末、石灰乳を投入・攪拌する。

(3) 検病及び検水調査並びに健康診断

避難所、浸水地域その他の感染症の発生が予想される危険地域については、十勝総合振興局保健環境部の協力により、検病及び検水調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。

(4) 臨時予防接種

災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するため、必要に応じ十勝総合振興局保健環境部の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。

5 防疫資機材の調達

災害時において、町が保有する防疫用資機材等が不足した場合においては、十勝総合振興局保健環境部及び近隣市町村より借用するものとする。

6 家畜防疫

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生するウイルスにより汚染され、感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分して消毒を実施する。

また、家畜の防疫については、十勝家畜保健衛生所、十勝農業共済組合南部事業所と協力し実施するものとする。

なお、具体的な対策は、十勝家畜保健衛生所の指示によって行う。

第16節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のごみ収集処理、し尿の収集処理、死亡獣畜の処理等の業務については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地におけるごみ収集等の処理は、地域住民に協力を得て、町長(担当：避難対策・衛生部)が町内業者協力のもと実施するものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときは、十勝総合振興局保健環境部の指示に基づき、町長が実施するものとする。

2 廃棄物等の処理方法

(1) ごみの収集・処理方法

① ごみ収集

- ア 被災地住民の協力を求め、生ごみ類を優先収集し、一般ごみはその後収集する。
- イ 災害の状況によって、町の清掃能力をもって完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し、被災地のごみ収集にあたるものとする。

② ごみ処理

ごみ処理施設(南十勝複合事務組合)を使用して完全処理に務めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど、安全処理が不可能な場合は、一時堆積等の手立てを講じ、後日、処理施設で処理するものとする。

(2) し尿の収集・処理方法

① し尿収集

- ア 被災地域の完全収集にあたるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便屋内量の2・3割程度の収集を全戸に実施し、各戸の便所の使用を早急に可能にするものとする。
- イ 避難が実施された場合には、避難所及び被災地区を重点的に収集にあたるものとし、状況により、応急仮設便所を設置するものとする。

② し尿処理

ア 終末処理施設(帯広市 中島処理場)を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど完全処理が不可能な場合は、一時貯留し、後日、処理施設で処理するものとする。

3 死亡獣畜の処理方法

- (1) 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。
- (2) 所有者が判明しないときは、又は所有者が実施することが困難なときは、十勝総合振興局

保健環境部の指導を受けて、次のとおり町が実施するものとする。

- ①移動できるものは、死亡獣畜取扱場において、集中焼却し、又は埋却するものとする。
- ②移動し難いものは、その場で他に影響はない限りにおいて埋却することとする。
- ③埋却が適当でないと判断される場合は焼却するものとする。なお、埋却する場合は1メートル以上の覆土をするものとする。

4 ごみ処理など関係する施設

町内のごみ処理施設及びし尿及び下水道処理施設は以下のとおりである。

(1) ごみ処理施設・ごみ埋立

名称	所在地	処理能力
南十勝複合事務組合ごみ処理施設	広尾町字紋別760番地3	224 t /D
南十勝複合事務組合ごみ埋立場	大樹町字萌和394番地2	101, 960m ³

(2) し尿及び下水処理施設

名称	所在地	処理能力
中島処理場(十勝環境複合事務組合)	帯広市西23条北4丁目	210kl/D
大樹町下水道処理場	大樹町暁町7番地	1,700m ³ /D

(3) 死亡獣畜処理場

名称	所在地	処理能力
十勝化成工場	中札内村元札内東2線	15 t /D

5 清掃車両等保有状況

	業者数	ごみ収集車	し尿収集車	その他車両
町内許可業者	3社	10台	5台	7台

第17節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地における逸走犬等の管理は町長(担当：避難対策・衛生部)が行うものとする。
- (2) 町長は、災害による被害が甚大で町のみで逸走犬等の捕獲、収容が困難な場合は、知事に応援を求め実施することとする。

2 飼養動物の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。
- (2) 災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難(飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること)を原則とし、平常時からペット用避難用品や備蓄品の確保に努めるものとする。
また、様々な人が共同生活をする避難所において、動物の苦手な人、アレルギーを持っている人等への配慮に努めるとともに、避難所では外での飼育とする。なお、盲導犬はペットとしてみなさないものとする。
- (3) 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護、収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難(飼養している動物を伴い安全な場所まで避難すること)を行う。

第18節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 町立小中学校の応急教育、文教施設の応急復旧対策は、町教育委員会が、道立の学校における教育の確保については、道教育委員会が行うものとする。

ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。

(2) 学校ごとの災害発生時の対応については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うこととする。

2 応急対策実施計画

災害が発生し、又は予想される気象条件となったときは、各学校長は自らの判断に基づき、又は教育委員会の指示により、必要に応じて休校措置をとる。

(1) 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、地区 PTA 等を通じて連絡するとともに、防災行政無線等を利用し、児童・生徒に周知徹底する。

(2) 授業開始後の措置

授業開始後において休校措置を決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分に徹底させるとともに、必要に応じ教師が引率するなど、児童・生徒の安全保護に努める。

(3) 学校施設の確保と復旧対策

① 応急復旧

被害の程度により、応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

② 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

③ 校舎の大部分又は、全部が使用不能となった場合最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。利用する施設がないときは、応急仮校舎の建築を検討するものとする。

(4) 教育の要領

① 災害の状況に応じ特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。授業が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努めるものとする。

② 特別教育計画による授業の実施にあたっては次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容や方法が児童生徒に過度の負担にならないようにすること。

イ 教育の場所が学校以外の施設を利用して行われる場合は、授業の効率化及び生徒の安全確保等に留意すること。

ウ 通学道路、その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

エ 学校が避難所に充てられた場合には、特に児童生徒の指導・監督に注意するとともに避難収容による授業の効率低下にならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(5) 教職員の確保

被災学校の教職員は、学校長の指示により授業を実施する。この場合学校長は、当該被災学校の教職員のみで実施が困難と認めるときは、教育委員会に報告し、教育委員会は、十勝教育局、道教育委員会と連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育に支障をきたさないように措置するものとする。

(6) 学校給食の措置

①給食施設設備が被災したときは、できる限り応急処理を行い、給食の継続を図るものとする。

②給食用物資が被災したときは、関係機関に連絡のうえ、応急調達に努めるものとする。

③衛生管理には、特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

(7) 学用品の措置

①学用品給与の対象者

住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を失い又は損傷し、就学上支障のある児童生徒に対して支給する。

災害救助法の適用を受けた場合は、町長が知事の委任を受けて支給する。

②学用品の品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

3 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

4 学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、次により記録しておかなければならない。

(1) 学用品の給与状況（様式1）

様式 1

学用品の給与状況

大 樹 町

学 校 名	学 年	児童生徒 氏 名	親権者 氏 名	給与 月 日	給 与 品 の 内 訳						金 額	備 考
					教 科 書			そ の 他 学 用 品				
					国 語	算 数		鉛 筆	ノ ー ト			
計	小	人									円	
	中	人									円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

平成 年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

- (注) 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した月日を記入すること。
 2 「給与品の内訳」欄は、数量を記入すること。

第19節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する建設型応急住宅の建設、住宅の応急修理について、次に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法を適用し、建設型応急住宅が必要な場合、その設置は、原則として知事が行う。
- (2) 町長(担当：土木対策部)は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被害者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。
- (3) 町長が仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事の委任を受けて実施することができる。
- (4) 町長は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。また、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

2 実施の方法

(1) 避難所の設置

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第4節「避難救出計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

(2) 建設型応急住宅の設置

町長は、必要により、災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、建設型応急住宅を設置するものとする。

①入居対象者

住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

②入居選定

建設型応急住宅の入居者の選定については町長が行う。

③設置戸数

道は、町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

④設置予定場所

原則として町有地とする。ただし、町有地が適当な場所がない場合などは、適当な公有地及び私有地とする。

⑤規模及び構造、存続期間及び費用

ア 建設型応急住宅の標準規模は、1戸につき29.7㎡を基準とする。

イ 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「建設型応急住宅仕様基準」とおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

ウ 建設型応急住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るために特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る建設型応急住宅については、さらに、期間を延長することができる。

エ 知事が設置した場合、その維持管理は、知事から委任を受けた町長が管理する。また、町が設置したものについては、町が管理を行う。

オ 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

カ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

⑥運営管理

建設型応急住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

(3) 住宅の応急修理

①対象者

災害により住宅が半壊又は半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者であること。

②応急修理実施の方法

応急修理は、建設型応急住宅の建設に準じて行うものとする。

③修理の範囲と費用

ア 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(4) 罹災証明の交付

①住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

②住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

3 施工及び資材の調達

施工及び資材の調達は、原則として町の入札参加資格指名登録業者から選定して行うものとする。この場合において、町は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

4 建設型応急住宅及び住宅応急修理の記録

建設型応急住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくなければならない。

- (1) 建設型応急住宅台帳
- (2) 住宅応急修理記録簿

5 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にも斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

6 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第20節 被災地宅地安全対策計画

町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止、住民の安全を図るために必要な事項については、次に定めるところによる。

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に対し、宅地判定士の派遣等の支援を要請するものとする。

2 判定対象宅地

対象宅地は、宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられる土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査表へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、土木対策部建設班に置き、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」に基づき、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町は、災害の発生に備え、道と連絡体制を整備するとともに、道と協力して危険度判定に使用する資機材を備蓄するものとする。

第21節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び死体の収容処理埋葬の実施については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 町長

救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

(2) 警察官

(3) 海上保安官

2 実施の方法

(1) 行方不明者の捜索

①捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定されるもの。

②捜索の実施

町長が、消防機関、警察官及び海上保安官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

③捜索の方法

捜索班を編成し、必要な船艇その他機械器具を活用して実施するものとする。

④捜索の要請

町内において被災した行方不明者が、流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示し、捜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着、又は埋没していると思われる場所。

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴及び着衣等。

(2) 死体の処理

①対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が死体の処理を行うことができない者。

②変死体を発見したときは、直ちに警察署又は海上保安署に届け出るものとし、検視後に死体の処理にあたるものとする。

③処理の範囲

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理（日赤北海道支部）

イ 死体の一時保存（町）

死体の身元識別に相当の時間を必要とし、また、死亡者が多発のため、短時間に埋葬ができない場合は、死体を特定の場所に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

ウ 検案（日赤北海道支部）

エ 死体見分（警察官、海上保安官）

（3）死体の埋葬

①対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない場合は、次の方法で行うこととする。

②埋葬の方法

ア 町は、死体を土葬又は火葬に付し、棺、骨壺等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

イ 身元不明の死体については警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに埋葬に当たっては、土葬又は火葬にする。

ウ 埋葬の実施が町において実施できないときは関係機関や協定による協力を得て行う。

3 他市町村における被災の漂着処理

町長は、被災された市町村より漂流した死体については、次のとおり処理するものとする。

（1）死体の身元が判明している場合

死亡した者の遺族等又は被災地域の市町村長に連絡のうえ、引き渡すものとする。ただし、被災地域が災害発生直後においては、災害による社会混乱のためその遺族等が直ちに引き取ることができないものと予想される場合は、次により処理するものとする。

①道内の他市町村から漂流した場合は、知事が行う救助を補助するという立場により埋葬を実施するものとする。

②道外の他市町村から漂流した場合は、他県に対する応援として埋葬を実施するものとする。

（2）死体の身元が判明していない場合

死亡した者の遺族等又は被災地域の市町村長に連絡のうえ、引き渡すものとする。

①ある一定地域に災害が発生してから短期間に多数の死体が漂着した場合は、死体の身元が判明していない場合と同様に処理するものとする。

②死体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着してきた死体であることが推定できない場合は、町が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

4 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

5 捜索等の記録

行方不明者の捜索、死体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておかなければならない。

（1）死体捜索状況記録簿

（2）死体処理台帳

（3）埋葬台帳

第22節 障害物除去計画

災害により道路、住民又はその周辺に運ばれた土砂、流木等で生活の著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 障害物の除去は、町長（担当：土木対策部）が実施するものとする。

災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

(2) 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼす恐れのある場合は、道路法及び河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者が行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとする。

(1) 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合

(2) 障害物の除去が交通の安全と輸送確保に必要な場合

(3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するために必要と認める場合。

(4) その他公共的立場から除去を必要とする場合。

3 障害物除去の方法

(1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び建設業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。

(2) 障害物の除去の方法は、原状回復でなく、応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において、付近の遊休地又はグラウンド等を利用し集積するものとする。

5 除去に必要な機械器具等の確保

町有機械のみでは、障害物の除去を実施することができないときは、建設業者から車両を借上げて確保するものとする。

6 費用の限度及び期間

救助法が適用された基準に準じ行うものとする。

7 障害物除去の記録

障害物を除去した場合は、次により記録するものとする。

(1) 障害物除去の状況

第23節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

- ①所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達に努める。
- ②災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

所管の施設に防護のため、必要な箇所の補強等の防護措置を講ずるとともに、緊急の必要があると認めるときは、応急措置等を実施する。なお、町のみで実施することが困難な場合は、道、近隣市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、応急復旧を実施する。

(4) 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画等の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第24節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

家畜飼料の円滑な確保は、町長（担当：産業対策部）が行う。

2 実施の方法

被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、農協等と緊密な連携をとり、応急確保に努めるものとし、これによりさらに不足するときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、十勝総合振興局長を通じ、道農政部長に応急飼料に斡旋を要請するものとする。

（1）飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- ① 家畜の種類及び頭羽数
- ② 飼料の種類及び数量（再播用種子については種類、品種、数量）
- ③ 購入予算額
- ④ 農家戸数の参考となる事項

（2）転飼

- ① 家畜の種類及び頭数
- ② 転飼希望期間
- ③ 管理方法（預託、付添等）
- ④ 農家戸数等の参考となる事項

3 家畜用水の確保

災害により営農用水施設の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸又は自然河川水の利用を図り、速やかに施設の応急修理を行うとともに災害復旧に努めるものとする。

第25節 労務供給計画

災害時における災害応急対策の実施に、職員の労力だけでは十分その効果をあげることが困難な場合の労務の供給は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

災害応急対策に必要な労務員の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、町長（担当：総務対策部）が行う。

2 民間団体等への協力要請

(1) 動員の順序

動員の順序については、次のとおりとする。

- ア 町内会
- イ 婦人部、青年部
- ウ 労働者の雇用

(2) 動員要請

本部の各部長において奉仕団等の労務を必要とするときは、次の事項を示し総務対策部長に対し要請するものとする。

- ア 労務要員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 従事する場所
- エ 就労予定期間
- オ 所要人員数
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

3 労務員の雇上げの範囲

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは、労務員を雇い上げするものとする。

(1) 労務員雇上げの範囲

- ア 被災者の避難のための労務員
- イ 医療助産の移送のための労務員
- ウ 被災者救出のための機械器具及び資材の操作のための労務員
- エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務員
- オ 救助物資支給のための労務員
- カ 行方不明者の捜索及び遺体処理のための労務員
- キ その他災害応急対策のために必要な労務員

(2) 帯広公共職業安定所長への要請

町において労務員の雇上げをするときは、次の事項を明らかにして帯広公共職業安定所長へ

求人申し込みをするものとする。

- ア 職種別所要労務員数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

4 賃金及びその他費用負担

- (1) 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- (2) 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を基本とする。

5 労務者雇用の記録

労務者を雇用した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 人夫雇い上げ台帳

第26節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、次に定めるところによる。

1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運行は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「北海道防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めるところによるものとする。

2 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、知事に対し運航の要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによらなければ有効な活動が困難であると認められる場合

3 要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連携方法
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要事項

4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

電話 011-782-3233 F A X 011-782-3234

総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897, 898

5 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書により、総括管理者（北海道総務危機管理監）に報告するものとする。

6 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動
 - ①被災状況の調査などの情報収集活動
 - ②救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急活動・救助活動
 - ①傷病者、医師等の搬送
 - ②被災者の救助・救出
- (3) 火災防御活動
 - ア 空中消火
 - イ 消火資機材、人員等の搬送
- (4) その他（ヘリコプター等の活用が有効と認める場合）

7 救急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

町長は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

(2) 救急患者の緊急搬送手続

- ① 町長は、医療機関等からの緊急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（危機対策局危機対策課防災航空）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後十勝総合振興局（地域政策部地域政策課）及び広尾警察署にその旨を連絡するものとする。
- ② 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝票を提出するものとする。
- ③ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。
- ④ 町長は、知事（危機対策局危機対策課防災航空）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

8 ヘリコプターの離着陸可能地

(1) 町におけるヘリコプターの離着陸可能地は次のとおりである。

施設名	名称	広さ
大樹町多目的航空公園	大樹町字美成169番地	1,000m×30m
大樹中学校グラウンド	大樹町鏡町1番地	140m×150m
大樹高校グラウンド	大樹町緑町1番地1	90m×90m
歴舟川河川公園サッカー場	大樹町新通地先河川敷地	100m×150m
大樹町運動公園	大樹町柏木町16番地	80m×80m

(2) 町はヘリコプターの離着陸に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じる。

第27節 自衛隊派遣要請計画

災害時における人命又は財産の保護のための自衛隊への派遣要請は、次に定めるところによる。

1 災害時派遣要請基準

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
- (5) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信などの応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の手続

(1) 派遣要請方法

自衛隊の派遣を要請する必要があるときは、次の事項を明らかにして、災害派遣要請権者である知事（十勝総合振興局長）に派遣要請を要求する。この場合において、町長は必要に応じてその旨及び当町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要請を要求し、その後速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その派遣部隊との連絡方法、その他参考事項

(2) 人命の救助に関し、知事（十勝総合振興局長）に要請を要求するいとまがないとき又は通信の途絶等により知事（十勝総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊長に通報できるものとする。ただし、この場合速やかに知事（十勝総合振興局長）に連絡し、前記（1）の手続きを行うものとする。

(3) 派遣依頼担当及び依頼先

- ① 自衛隊の災害派遣要請は、総務対策部総務班が行う。
- ② 十勝総合振興局地域政策部地域政策課に派遣の要請を要求する。

3 派遣部隊の受入体制

(1) 受入準備の確立

知事（十勝総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

- ① 担当部班
受入の担当部班は、応援を受ける内容により関係のある部班が担当するものとする。
- ② 連絡職員の指名
本部長は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定、連絡にあたらせる。
- ③ 作業計画の樹立及び器材等の保管場所等の準備
担当部班は受入のため、次の事項に関し計画を立て、自衛隊の活動が速やかに開始される

よう必要な措置及び準備をとるものとする。

- ア 応援を求める作業の内容
- イ 所要人員
- ウ 機材等の確保
- エ 派遣部隊の車両、器材等の保管場所等の準備
- オ 派遣部隊の滞留場所（災害対策本部敷地内駐車場）

(2) 派遣部隊到着後の措置

① 派遣部隊との作業計画等の協議

担当部班は、派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

② 十勝総合振興局への報告

総務対策部は、到着後及び必要に応じて、次の事項を知事（十勝総合振興局）に報告するものとする。

- ア 派遣部隊の長の官職氏名
- イ 隊員数
- ウ 到着日時
- エ 従事している作業内容及び進捗状況
- オ その他参考となる事項

4 派遣部隊に係る経費負担等

(1) 次に費用は、町において負担するものとする。

- ① 資材費及び機械借上料
- ② 電話料及びその施設費
- ③ 電気料
- ④ 水道料
- ⑤ し尿処理料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び町において協議の上、定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

5 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の実施する活動等は、通常次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者の捜索救助
- (4) 水防・消防活動
- (5) 道路又は水路の警戒
- (6) 応急医療、救護及び防疫
- (7) 人員及び物資の緊急輸送

- (8) 炊事及び給水
- (9) 救援物資の無償貸与又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去
- (11) その他

6 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又は、その必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事（十勝総合振興局長）に対し、撤収の依頼をするものとする。

第28節 広域応援対策計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、次に定めるところによる。

1 防災相互応援体制の確立

- (1) 町長は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、道や他の市町村に応援を要請する。
- (2) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮し、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、応援の受入体制を確立しておく。

2 消防相互応援体制の確立

- (1) 町長及び消防署長は、大規模災害時に、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。
また、必要に応じ、町は道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- (2) 消防機関は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確認しておく。
- (3) 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第29節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めることができる。

1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員。なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議しなければならない。

2 要請手続等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国等の職員の派遣要請のみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の職員の派遣についても同様とする。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ 前①～④に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- ① 派遣のあっせんを求める理由
- ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ 前①～④に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側及び受入側の双方の身分を有するものとし、双方の条例・規則の適用を受ける。ただし、双方の法令・条例・規則に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

(2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又、地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定による。

(3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定する。

(4) 派遣職員の服務は受入側の規定を適用する。

(5) 受入側は、派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第30節 災害ボランティアとの連携計画

地震や水害をはじめとする大規模な災害は、いつ・どこで起きるかわかりません。

そうしたことを踏まえ、災害を防ぐことはできないが、その後の対応により被害をできるだけ軽減することは可能であり、災害時に「住民の生命、身体及び財産を災害から保護する」責務があると災害対策基本法にも規定されており、被災者支援は町の責務であります。

そのため、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上でNPO団体やボランティア団体等との連携・協働する体制の整備が重要であります。

各種団体等との連携・役割については、次に定めるところによる。

1 災害ボランティアセンターの目的

「災害ボランティアセンター」（以下災害VC）とは、大規模災害等が発生した後に、大樹町災害対策本部との連携により、大樹町社会福祉協議会が設置するボランティア活動の拠点である。

被災により生じた困難・問題を軽減、解決するため、町内はもとより、道内外から駆けつけるボランティアを被災者等のニーズをもとに、必要としている場所へ派遣し、地域の復旧、復興及び被災者の自立生活を支援することを目的とするものである。

2 災害VCの設置判断

大樹町は、大規模災害が発生し、住民の被害状況等から災害ボランティアによる救援が必要であると認められる場合は、社会福祉法人大樹町社会福祉協議会に大樹町災害ボランティアセンターの設置を要請する。

大樹町社会福祉協議会は、関係団体やボランティア等と協議し、災害ボランティア活動の拠点として災害VCを設置する。

また、北海道社会福祉協議会との間で締結した「災害救援活動支援に関する協定」に基づき、設置決定に関する連絡や支援の要請を行う。

3 災害ボランティアセンターの設置場所

災害VCの設置場所は、大樹町中央運動公園センターハウスとする。ただし、当該施設が被災等により使用できない場合は、大樹町災害対策本部と協議のうえ、他の場所に設置するものとする。

4 町と災害ボランティアセンターとの役割等

(1) 行政の役割（災害時）

ア 応援要請

全容が把握できなくても、早期に応援要請を行うものとし、文書により行うものとするが、急を要する場合は口頭等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

イ 情報発信

NPO・ボランティア団体、ボランティア活動希望者への被害・被災者状況などの情報発信は極めて重要であるため、情報不足に注意する。

(ボランティア・物資などの支援情報など)

ウ 応援・支援受入れの統轄機能

応援・支援の申し出に対し、ボランティアセンターの組織体制に合わせて、対策本部のなかで対応者を決めておくこと。

エ 情報共有

災害 VC や NPO・ボランティア団体などの支援に関わる主体と情報共有を行う必要があるため、町の情報と被災者の近くで活動するボランティアの情報を共有することで、被災者ニーズの把握や支援活動の重複を避けること。

オ 災害 VC の閉鎖

災害 VC の閉鎖の時期は、災害の復旧状況を考慮し、町と大樹町社会福祉協議会とが協議のうえ、決定するものとする。

(2) 行政の役割 (平時)

ア 協定の締結等

災害時に連携が重要な大樹町社会福祉協議会と協定等を締結し、災害時に連携して対応することを明確化する。また大樹町社会福祉協議会や北海道社会福祉協議会と日頃から情報共有など連携を図り、大規模災害時にスムーズな対応ができるよう、災害 VC 設置・運営マニュアルを整備し、各組織・団体の役割を明確化、費用負担等の拠出に関するルール作り、職員の派遣や資機材の提供など、災害時の具体的な対応について記載すること。

イ 訓練の実施

実際の災害時を想定し訓練をすることで、大樹町社会福祉協議会と協定の内容を検証し課題を抽出することで、関係職員の戸惑いがなくなるよう繰り返し実施する。

(3) 災害 VC の役割

ア ボランティア活動に関する行政、関係機関等との連絡調整 (総務班)

- ① センターの運営管理、体制の整備、業務の調整
- ② 災害対策本部、北海道災害ボランティアセンター、関係機関との調整
- ③ 総合窓口 (電話等の初期対応、ボランティア活動者・依頼者の初期対応)
- ④ 広報・情報発信 (ホームページ、SNS、チラシ等によるボランティア募集、ニーズ募集、Q&Aの作成・公開など)
- ⑤ マスコミ対応
- ⑥ 物資の受付、調達、配分
- ⑦ 会計事務 (センター会計処理、助成金申請、募金・寄付の受付)
- ⑧ スタッフミーティングの開催、進行
- ⑨ 運営スタッフ (班員) の勤務表作成 (勤務管理)
- ⑩ 活動の記録 (写真等も含む)、統計、日報、報告 (災対本部や道災害ボランティアセンターへ)
- ⑪ 救護 (病気・けがへの救急対応)
- ⑫ その他、他班に属さない事柄 (活動証明書の発行、苦情、事故対応など)

イ 被災者ニーズの把握、被災世帯調査 (ニーズ班)

- ① 被災者ニーズの受付（来所、電話等）、ボランティア依頼票の作成
- ② 被災者ニーズの現地調査・発掘（アウトリーチ）、ポスティング活動
- ③ ニーズ集計（継続、終了の判断や件数管理、個々のニーズ管理）
- ウ ボランティア活動の支援（受付、活動調整等、安全・健康管理）（受付班）
 - ① ボランティア受付（電話、来所等）
 - ② ボランティア数の集計
 - ③ ボランティア活動保険の加入受付、手続き
 - ④ 名札等の着用依頼
 - ⑤ ビブスの管理
 - ⑥ 待機場所への案内、誘導
- エ 依頼者とボランティアの連絡調整（マッチング班）
 - ① オリエンテーション
 - ② ボランティアとニーズのマッチング、グループ編成、活動場所の説明
 - ③ 送り出し（必要に応じ、送迎車とのマッチング）
 - ④ ボランティアからの活動報告書受理と聞き取り（状況に応じニーズ班が実施）
- オ 様々な支援活動・支援への資機材等の調整（資機材管理班）
 - ① 活動用資機材・物資の管理、貸出（車両のレンタル等の手配を含む）
 - ② センターの設営や修繕など
 - ③ 駐車場への誘導・案内など

5 ボランティア団体等の協力

町及び防災関係機関は、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等に基づき、災害応急対策の実施について、労務の協力を受けるものとする。

6 ボランティアの受入

町及び大樹町社会福祉協議会は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。

また、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされる配慮をするとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

7 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。

- ① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ② 炊出し、その他の災害救助活動
- ③ 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- ④ 清掃及び防疫の補助
- ⑤ 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配布

- ⑥ 被災建築物の応急危険度判定
- ⑦ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ⑧ 災害応急対策事務の補助
- ⑨ 救急・救助活動
- ⑩ 医療・救護活動
- ⑪ 外国語通訳
- ⑫ 非常通信
- ⑬ 被災者の心のケア活動
- ⑭ 被災母子のケア活動
- ⑮ 被災動物の保護・救助活動
- ⑯ ボランティア・コーディネート

8 ボランティア活動の環境整備

町及び大樹町社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と大樹町社会福祉協議会が連携し、災害VCの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第31節 災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するため応急金融の大要は、次に定めるところによる。

融資の名称	内容・資格・条件等						
生活福祉資金	貸付の対象 低所得者・高齢者・身体障害者等 利率年3% 但し据置期間中及び修学資金は、無利子、長期生活支援資金については、年3%又は毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方						
	資金の種類	内容	貸付限度(円)	据置期間	償還期間	備考	
	更生資金	生業費	低所得世帯等が生業を営むのに必要な経費	低 2,800,000 以内 障 4,600,000	1年 以上 18月 以内	7年 以上 9年以 内	措置期間 災害による場合は最大24月
		技能習得費	低所得世帯等が就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費 低所得世帯等が生業又は就職に必要な知識・技能を習得するのに必要な経費等	低 1,100,000 障 1,300,000	6か月	8年	措置期間 災害による場合は最大24月
	福祉資金	福祉費	低所得世帯等が結婚・出産及び葬祭に必要な経費等、転宅に必要な経費、就職時の支度費、日常生活上一時的に必要な経費	500,000		3年	
		障害者等福祉用具購入費	障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉機器等の購入に特に必要な経費	800,000	6か月	6年	
		障害者自動車購入費	障害者等が自動車を購入するのに必要な経費	2,000,000			
		中国残留邦人等国民年金追納費	中国残留邦人等が国民年金の保険料を追納するのに必要な経費	4,704,000		10年	

融資の名称	内容・資格・条件等						
生活福祉 資金	資金の種類		内 容	貸付限度(円)	据置 期間	償還期 間	備考
	就学 資金	就学 費	低所得世帯に属する者が高等学校(盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む)大学、短期大学及び専修学校の専門課程又は高等専門学校に修学するのに必要な経費	(高校、専修学校高等課程) 月 35,000 (高専) 月 60,000 (短大、専修学校専門課程) 月 60,000 (大学) 月 65,000	卒業後 6 か月 以内	15年	
		修学 支度 金	入学に際し必要な経費	500,000			
	住宅 資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要な経費	2,500,000	6 か月	7年	据置期間 災害による場合は最大24月	
	療養・介護 資金	低所得世帯又は高齢者世帯の負傷又は疾病の療養(療養を必要とする期間が1年以内の場合に限る。)に必要な経費及び介護保険法による介護サービスを受けるのに必要な経費(原則として1年以内の場合に限る。)	1,700,000	6 か月	5年	据置期間 災害による場合は最大24月	
	災害支援 資金	低所得者世帯に対し災害を受けたことにより困窮から自立正するために必要な経費	1,500,000	12 か 月	7年		
	緊急小口 資金	緊急一時的な需要に対応するための経費	50,000	2 か月	4 か月		
長期生活 支援 資金	毎月の生活費	土地の評価額に基づき定めた額		償還期限 貸付契約の終了時	一定不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として貸付を行う		

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子・寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等	貸付限度額(円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率	
	事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業(例えば洋裁軽飲食、文具販売、菓子小売業等母子福祉団体においては政令で定める事業)を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金 2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年以内	無利子	
	事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業(母子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金 1,420,000		6か月	7年以内	無利子	
	修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校(高等課程) 短大、専修大学(専門課程)	公立(自宅) 18,000 (自宅外) 23,000 私立(自宅) 30,000 (自宅外) 35,000 公立(自宅) 44,000 (自宅外) 50,000 私立(自宅) 52,000 (自宅外) 59,000 大学 公立(自宅) 44,000 (自宅外) 50,000 私立(自宅) 53,000 (自宅外) 63,000	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内 専修学校(一般課程は5年以内)	無利子
	技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金(例洋裁、タイプ、栄養士等)	月額50,000 (特1回450,000)	知識、技能を習得する期間中3年をこえない範囲内	知識技能習得後6か月	10年以内	無利子
	修業資金	母子家庭の母が扶養する児童	緊急一時的な需要に対応するための経費	月額50,000 (特1回450,000) (注) 修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けられなくなった場合上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中3年をこえない範囲内	知識技能習得後6か月	6年以内	無利子

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子・寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等		貸付限度額(円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
	就職支度資金	母子家庭の母又は児童父母のない児童寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等を購入する資金	100,000 (特別 320,000)		1か月	10年以内	無利子
	医療介護資金	母子家庭の母又は児童寡婦	医療又は介護(当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	310,000 (特 1回 450,000) 介護 500,000		6か月	5年以内	無利子
	生活資金	母子家庭の母 寡婦	技能習得資金借受期間中の生活費補給資金	月額 (一般)103,000 (技能)140,000	技能習得資金貸付期間中3年以内	知識技能習得(医療)後6か月	10年以内	無利子
			医療介護資金借受期間中の生活費補給資金		医療介護資金貸付期間中1年以内	貸付期間満了後6か月	7年以内	年3%
			配偶者のいない女子になって5年未満の家庭の生活補給資金又は失業中の生活費補給資金		生活安定貸付後2年以内又は離職した日の翌日から1年以内	生活安定8年以内 失業5年以内		
	住宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	2,000,000 補修、保全等 1,500,000		6か月	7年以内(保全等は6年以内)	年3%
転宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		6か月	3年以内	年3%	

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子・寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等	貸付限度額(円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率	
	就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	入学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 39,500 中学校 46,100 高校等 公立(自宅)75,000 (自宅外)85,000 私立(自宅)410,000 (自宅外) 420,000 大学・短大等 公立(自宅)370,000 (自宅外) 380,000 私立(自宅)580,000 (自宅外) 590,000		6か月	20年以内 (専修学校(一般課程5年以内))	無利子
	結婚資金	母子家庭の母 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	300,000		6か月	5年以内	年3%
	特例児童扶養資金	母子家庭の母 父母のいない児童	児童扶養手当の全部又は一部の支給制限を受け、かつ、前年の収入が一定額未満である配偶者のいない女子	平成14年7月分の児童扶養手当支給額と貸付申請時の児童手当支給額との差額	18歳未満の児童を扶養する期間中5年を超えない範囲	6か月	10年以内	無利子

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護 資金貸付 金	実施主体 町(大樹町災害弔慰金の支給等に関する条例) 対象災害 自然災害であって、道内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付対象等	利率	据置期間	据置期間	償還方法
	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	年3% 据置期間は 無利子	3年 特別の事情 がある場合 は5年	10年 据置期間を 含む	半年月賦 年賦
	②家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円				
	イ 住宅の半壊 1,700,000円				
	ウ 住宅の全壊(エの場合を除く) 2,500,000円				
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円					
③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円					
④ 次のいずれかの事由の一に該当する場合 であって、被災した住居を建て直しに際し、 残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 3,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生花福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道 市町村	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興 住宅資金	1 対象災害 災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する被害を受けた市町村が1以上ある災害及び主務大臣が指定する災害					
	2 融資対象者 ・住宅金融公庫が指定した災害で被災を受けた住宅の所有者等で自ら居住するか、罹災者のために建設、購入、補修する者 ・毎月の返済額の4倍以上の月収がある者					
	3 融資条件					
		区 分	建 設	新 築 購 入	中 古 購 入	補 修
	融資対象	住宅の規格 建築基準法 住宅部分床 面積	各戸に居住室、炊事室、便所が備えられていること。 建築基準法等の関係法令に適合すること。 店舗併用住宅などの場合は、住宅部分が概ね1/2以上あること。			
			13㎡以上175㎡以下	50㎡以上(マンションの場合は40㎡以上)175㎡以下	50㎡以上(マンションの場合は40㎡以上)175㎡以下	
	融資限度額	耐火構造 準耐火構造	建設資金 1,160万円 土地取得資金 770万円 整地資金 380万円	購入資金 1,930万円	購入資金 1,630万円	補修資金 640万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円
		木造	建設資金 1,100万円 土地取得資金 770万円 整地資金 380万円	購入資金 1,870万円	購入資金 1,420万円	補修資金 590万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円
	返済期間	耐火構造準 耐火構造木 造	35年以内 35年以内 25年以内	35年以内 35年以内 25年以内	20～35年以内 20～35年以内 20～25年以内	20年以内
		据置期間	3年以内			1年以内(返済期間に含む。)
	貸付金利	年1.7%(平成19年9月30日現在)				
	受付期間	災害発生の日から2年間				

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道・市町村、住宅金融公庫支店、住宅金融公庫の代理店(各受託金融機関)	住宅金融公庫法	「災害発生時における災害復興住宅融資の確保等に関する基本協定書」(平成17年4月1日、道知事と住宅金融公庫北海道支店長とで協定締結。協定文は省略)

融資の名称	内容・資格・条件等	
農業経営維持安定資金	貸付対象	災害による収入減の補てんに充てるための資金を必要とする場合で、その農地、施設その他の農業に活用される資源を売渡す等農業経営に著しい支障を及ぼすこととなしに必要な資金の調達ができない農業者
	貸付限度額	農業を営む個人 200万円 農業を営む法人 1,000万円(1戸1法人の場合は、200万円)
	償還期間	20年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率	年0.9%~1.7%(H17.10.20現在)

取扱機関	関係法令等	備考
市町村 農林漁業金融公庫及び農 林中央金庫等公庫の事務 受託金融機関	農業経営維持安定資金融通措置実施要綱	
北海道 農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資による融資	貸付対象	(7)被害農業者 (4)被害林業者 (以下「農林漁業者という。」) (5)被害者漁業者 (6)被害組合
	融資額	農林漁業者 2,000,000円(北海道 3,500,000) 法令で定める資金 5,000,000円 法令で定める法人 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円
農林漁業施設資金(主務 大臣指定施設(災害復旧))	償還期間	農林漁業者 6年以内(激甚災害法適用 7年以内)
	貸付利率	農林漁業者 損失額の割合 10%以上で一定の要件に該当する者 年 6.5%以内 損失額の割合 30%以上の者 年 5.5%以内 特別被害地域内の特別被害農業者 年 3.0%以内
	貸付制度	1施設当たり 3,000,000円(特認 6,000,000円) 又は貸付対象事業費×0.8のいずれか低い額
	貸付期間	15年(うち据置3年)以内。ただし、果樹の改植は 25年(うち据置10年)以内

※実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定められる。

	貸付利率	年 0.9%~1.7%(H17.10.20 現在)
水産業施設資金	貸付の対象	水産倉庫、網干場、水産養殖施設、水産物陸揚施設、水産加工施設、漁船修理施設又は漁船その他主務大臣の指定するもの
	貸付限度	1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船 1,000 万円 その他施設 300 万円 1 及び 2 のいずれか低い額
	貸付期間	15 年以内(うち据置 3 年以内)
	貸付利率	年 0.65~1.5%(H17.9.20)
	貸付の対象	災害による経営再建費及び経費の節減又は預貯金の払戻し等で補填されない災害又は災害に準ずるものによる収入減補填費用に充てるための資金を必要とする沿岸漁業者
沿岸漁業経営安定資金	貸付限度	個人 200 万円、法人 400 万円
	貸付期間	20 年以内(うち据置 3 年以内)
	貸付利率	0.65~1.50%(H17.9.20 現在)
	貸付期間	0.65~1.50%(H17.9.20 現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道 市町村 金融機関	天 災 融 資 法	<p>天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災の都度、政令で指定される天災資金の借受資格者(被害農林漁業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害農林者 農作物等の減収量が平年収穫量の 30%以上で、かつ損失額が平年の農業総収入額の 10%以上、又は、果樹等の損失額がその者の栽培する果樹等の被害時の価格の 30%以上のもの ・被害林業者 林産物の損失額が平年の林業総収入額の 10%以上、又は炭焼がま、しいたけほだ木等の損失額が当該施設の被害時の価格の 50%以上のもの ・被害漁業者 魚類の損失額が平年の漁業総収入額の 10%以上、又は漁船等の損失額が当該施設の被害時の価格の 50%以上のもの ・被害組合 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所有し、又は管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの。
北海道、農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農 林 漁 業 金 融 公 庫 法	<p>主務大臣指定災害復旧資金 沿岸漁業経営安定資金</p>

第4章 災害応急対策計画

融 資 の 名 称	内 容・資 格・条 件 等	
造林資金	貸付の対象	造林地の災害復旧を行う林業を営む者(地方公共団体を含む)及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額、ただし、計画森林にあつては、90%相当額
	償還期間	30年以内(20年以内の据置期間含む)
	貸付利率	1.00~1.70%
樹苗養成資金	貸付の対象	苗畑用地及びかんがい配水施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内(5年以内の据置期間含む)
	貸付利率	1.00~1.65%
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。)の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	1.00~1.70%
主務大臣指定施設資金	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクレーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額
	償還期間	15年以内(3年以内の据置期間含む。)
	貸付利率	1.00~1.70%
共同利用施設資金	貸付対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクレーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等共同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む。)
	貸付利率	1.00~1.70%

取扱機関等	関係法令等	備 考
農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等
林業経営維持資金	<p>貸付の対象 樹苗又は特用林産物に係る災害で資金を要する林業を営む個人(ただし、農林水産業所得が平年度における総所得の過半を占め、かつ、その経営する森林面積が80haを超えない者)及び林業を営む法人(ただし、合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社に限る。)</p> <p>並びに森林組合同連合会等(ただし、前記の者に転貸する場合に限る。)</p> <p>貸付限度額 個人60万円(ただし、標準伐期齢以上の林齢の立木を有するときは、その立木の評価額を60万円から控除した額)法人800万円</p> <p>償還期間 20年以内(原則一括払い)</p> <p>貸付利率 1.00~1.70%</p>
備荒資金直接融資資金	<p>貸付の対象 備荒資金組各市町村が災害復旧応急事業を行う場合。</p> <p>貸付限度額 各組各市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで 災害救助法適用市町村は4千万円まで</p> <p>償還期間 6ヶ月</p> <p>融資利率 年利率3%</p>

取扱機関等	関係法令等	備考
農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業金融公庫法	
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組各市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍(その額が2千万円に満たないときは2千万円)以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内 容・資 格・条 件 等							
中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付(災害貸付)」	・目 的 災害により経営に支障を生じている中小企業等に対し、金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。							
	融 資 対 象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第3項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上の減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの						
	資 金 使 途	設備資金 運転資金						
	融 資 金 額	8,000万円 5,000万円						
	融 資 期 間	10年以内(据置2年以内) 7年以内(据置2年以内)						
	融 資 利 率	<table border="0" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">[固定金利]</td> <td style="width:50%">[変動金利]</td> </tr> <tr> <td>5年以内 年1.2%</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td>10年以内 年1.4%</td> <td>(融資期間が3年超の場合選択可)</td> </tr> </table>	[固定金利]	[変動金利]	5年以内 年1.2%	年1.2%	10年以内 年1.4%	(融資期間が3年超の場合選択可)
	[固定金利]	[変動金利]						
	5年以内 年1.2%	年1.2%						
10年以内 年1.4%	(融資期間が3年超の場合選択可)							
担 保 ・ 償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによる							
信 用 保 証	すべて北海道信用保証協会の保証付き(通常より低い保証料率が適用)							

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内 容・資 格・条 件 等			
勤労者福祉資金	区分	中小企業に働く方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	中小企業に勤務する方(育児・介護休業中の方も含む。)前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②貸確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	融資金額	100万円以内		
	融資期間	5年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
	融資利率	年1.50%		年0.60%
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可		
	信用保証	取扱金融機関の定めによる。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要	
取扱機関等	関係法令等	備 考		
北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱			

第3 2 節 災害救助法の適用計画

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任

(1) 北海道

知事は、一定規模以上の災害に際しての救助活動について、市町村に対し災害救助法を適用し、応急救助活動を実施するものとする。

(2) 町

町長は、知事が行う応急救助活動を補助するものとし、災害救助法第30条に基づき、災害救助法施行規則(昭和31年10月10日北海道規則第142号)により委任された職種の一部については、自らの判断と責任において、救助を実施するものとする。

2 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合(全道 2,500 世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000 世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	大樹町区域の住家滅失世帯数	
5,000 人以上 15,000 人未満	40	20	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき。
適用	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失：全壊、全焼、流失 <p>住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 <p>住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 		

	<p>床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>2 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>
--	---

3 災害救助法の適用手続

(1) 町

①町長は、本町の地域における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を十勝総合振興局長(以下「振興局長」という。)に報告しなければならない。

②災害の事態が急迫し、知事による救助のいとまがない場合は、町長は、災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(2) 十勝総合振興局

振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨町長に通知するとともに、知事に報告するものとする。

(3) 北海道

知事は、振興局長から災害救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知し、委任する。

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避難場所の設置	7日以内	町
建設型応急住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～道(ただし、委任したときは町)
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町

飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部(ただし、委任したときは町)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部(ただし、委任したときは町)
災害にあった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	3か月以内 (国の対策本部が設置された場合は、6か月以内)	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋葬	10日以内	町
死体の捜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取り扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第33節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

第5章 地震・津波災害対策計画

1 地震の想定

北海道地域防災計画地震防災計画編では、北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、既往の地震経験及び最近の地震予知研究などから、太平洋側では、北海道東部及び日高中部（浦河沖を含む）、日本海側では、石狩、留萌沖及び後志沖、内陸では、釧路北部など広範囲になると考えられている。

このうち、太平洋側に関しては、平成16年に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、特に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」に対応した防災対策の推進が求められている。

これらのことから当町における地震及び津波災害対策について次の3つの地域を想定した地震を本計画における基本的な考えとする。

(1) 北海道東部

根室半島沖、釧路沖及び十勝沖は地震活動が極めて活発であり、これまでに1834年、1894年、1952年、2003年のM8クラスの巨大地震をはじめ、M7クラスの地震が多数発生し、各地に地震・津波による被害を及ぼしている。

地震予知連絡会は、1973年にこの地域を特定観測地域に指定したが、同年、根室半島沖でM7.4の地震が発生し、陸上部において現在も地震前の大きな地殻の歪みが残ったままであることから、1987年に再度特定観測地域に指定した。

なお、この地域は、津波にも十分考慮を払う必要がある。

(2) 日高中部（浦河沖を含む）

日高では、1931年、1932年、1971年、1987年にM6～7クラスの、また、浦河沖では、1913年、1968年、1982年にM6～7クラスの被害地震が起きており、近年の地震活動は極めて高い。

(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

法律上、房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震を日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震と定義しており、中央防災会議においては、この領域で過去に大きな地震（M7程度以上）が繰り返し発生していることが確認されているものとして、択捉島沖の地震、色丹島沖の地震、根室沖・釧路沖の地震、十勝沖・釧路沖の地震、500年間隔地震、三陸沖北部の地震、明治三陸タイプ地震及び宮城県沖の地震を防災対策上の対象としている。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震においては、津波により大きな被害が発生すること等の特徴が指摘されており、平成16年度から進めている、これらの地震を対象とした道の津波浸水予測・被害想定調査結果においても、太平洋沿岸中部・東部の地域を中心として甚大な津波被害が想定されることが明らかになっている。

地震調査研究推進本部より平成29年度に示された、千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）では、十勝沖から択捉島沖までの複数の箇所が連動し発生するマグニチュード8.8程度以上となる超巨大地震（17世紀型）（以下「超巨大地震」）の想定が追加されました。この地域において同規模の地震が発生したのは、地質調査等から1611年～1637年の間で、発生周期

は340年～380年と推定されるため、既に発生周期を経過しており、今後30年以内の発生確率は7～40%と非常に高い数値となっています。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の従来の規模などが見直され、令和2年4月に内閣府の検討会により日本海溝・千島海溝がある北海道沖から岩手県沖で起きる二つの巨大地震の想定を公表した巨大地震モデルを基に検討を行い、令和3年度に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく新たな津波浸水想定の設定を行った。

北海道に甚大な被害を及ぼすと予想される千島海溝型の巨大地震が発生した場合、地震の規模はM9.3、地震のエネルギーは東日本大震災の2.8倍に相当し、津波の高さは最大で30m（大樹町は約22m）の津波が発生し、少なくとも道内の24市町村の庁舎が浸水の恐れがあると予想されていることから、東日本大震災を教訓に、甚大な被害が見込まれる地域は、なお一層の警戒と対策が必要である。

計画推進に当たっての基本となる事項は、次の項目を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助、共助及び公助のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は道民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第1節 地震災害予防計画

地震及び津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進する。

1 地震に強い町づくりの推進

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など、構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強い町づくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

(1) 地震に強い町の形成

- ①防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強い町の形成を図る。
- ②不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。
- ③新型コロナウイルスの感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取入れた防災対策の推進を図る。

(2) 建築物の安全化

- ①町及び防災関係機関並びに施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に十分配慮する。
- ②町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- ③国、道及び市町村は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- ④町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- ⑤町は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- ⑥町及び防災関係機関並びに施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、超高層ビルにおける長周期地震動対策など総合的な地震安全対策を推進する。

(3) 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

また、道が指定した北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路の管理者は、道路の整備及び管理の徹底に努める。

(4) 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

(5) ライフライン施設等の機能確保

- ① 町及び防災関係機関並びにライフライン事業者は、上下水道、電気等のライフライン施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- ② 町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

(6) 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

(7) 津波に強いまちづくり

- ① 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- ② 国及び道は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定するものとする。
- ③ 国、道及び市町村は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と、住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

2 北海道防災会議の行う訓練

町は、北海道防災会議が実施する次の訓練について協力して実施する。

(1) 災害通信連絡訓練

地震、津波情報及び津波注意報、警報の伝達並びに災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

(2) 防災総合訓練

災害時における応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害救助、水防活動、大規模地震等を想定した総合訓練を実施する。

3 町及び防災関係機関の行う訓練

町及び防災関係機関は、それぞれ若しくは共同で次の防災訓練を実施する

(1) 情報通信訓練

(2) 広報訓練

(3) 指揮統制訓練

(4) 避難訓練

(5) 救出救護訓練

(6) 警備・交通規制訓練

(7) 炊き出し、給水訓練

4 民間団体等の連携

町及び防災関係機関は、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

5 相互協定に基づく訓練

道、町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

6 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第3節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次に定めるところによる。

1 現況

北海道は、太平洋、日本海及びオホーツク海に囲まれ、その海岸延長は、約 3,000 km であり、このうち海岸法第3条の規定に基づき指定した海岸保全区域は、約 1,800km である。この海岸に、特定重要港湾 2 港、重要港湾 10 港、地方港湾 25 港、漁港 285 港が点在しており、当町では、大樹漁港、旭浜漁港の 2 漁港がある。

本道においては、過去に太平洋沿岸及び日本海南西部沿岸を中心に津波による被害を受けており、近年においても昭和 27 年の十勝沖地震津波、昭和 35 年のチリ地震津波、昭和 48 年の根室半島沖地震津波、昭和 58 年の日本海中部地震津波及び平成 5 年の北海道南西沖地震津波では、多大な被害を受けている。

当町においては、昭和 27 年の十勝沖地震から平成 15 年の十勝沖地震まで主なもので 5 度津波の被害を受けている。

2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防ぎよすることは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定を行うものとする。

ハード対策として、国、道及び町は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、ソフト対策として、沿岸市町村は、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとし、道は可能な限り町が行うこれらに対し支援を図るものとする。

(1) 津波等災害予防施設の整備

① 海岸保全対策

国、道及び町は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施することや防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速、的確な開閉に万全を期するものとする。

また、国は、津波発生時に船舶の待避場所を確保するため、開発保全航路の一部として泊地を指定し、その開発・保全を行うものとする。

② 河川対策

道は、高波、高潮及び津波の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門、樋門等のゲート操作の自動化などの河川事業を実施する。

③ 港湾及び漁港整備事業

漁港管理者は、高波、高潮及び津波の減災に寄与する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

(2) 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

① 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

札幌管区気象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、町等への大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。また、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

道は、防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）により、津波災害情報の伝達体制を整備する。

② 伝達手段の確保

町は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

③ 伝達協力体制の確保

町長は、大樹漁業協同組合、事業者及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

④ 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

(3) 啓発活動及び防災訓練の実施

町は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

3 津波警戒の周知徹底

町は、広報誌等を活用して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

(1) 一般住民に対し、周知を図る事項

① 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にでき

るだけ高い場所に避難する。

- ② 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
 - ③ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
 - ④ 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
 - ⑤ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生可能性がある。
 - ⑥ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
 - ⑦ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
 - ⑧ 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
 - ⑨ 正しい情報をラジオ、テレビ、インターネット、SNS、町防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、北海道防災情報システム、携帯電話（緊急速報メール含む。）などを通じて入手する。
 - ⑩ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
 - ⑪ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。
- (2) 船舶関係者に対し、強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
- ① 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
 - ② 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
 - ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、インターネット、SNS、町防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、北海道防災情報システム、携帯電話（緊急速報メール含む。）などを通じて入手する。
 - ④ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。
- (3) 漁業地域において、周知を図る事項
- ① 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
 - ② 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に

避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入力し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

- ③ 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

4 基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する。

ア 町民の責務

(1) 平常時の備え

- ① 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- ② 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池携帯電話充電器等等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ③ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- ④ 隣近所との相互協力関係のかん養
- ⑤ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- ⑥ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- ⑦ 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- ⑧ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

(2) 災害時の対策

- ① 地域における被災状況の把握
- ② 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ③ 初期消火活動等の応急対策
- ④ 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- ⑤ 自主防災組織の活動

イ 事業者の責務

(1) 平常時の備え

- ① 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- ② 防災体制の整備
- ③ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- ④ 予想被害からの復旧計画策定
- ⑤ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

⑥ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

(2) 災害時の対策

- ① 事業所の被災状況の把握
- ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ③ 施設利用者の避難誘導
- ④ 従業員及び施設利用者の救助
- ⑤ 初期消火活動等の応急対策
- ⑥ 事業の継続又は早期再開・復旧
- ⑦ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第4節 火災予防計画

第3章第8節「消防計画」及び第7章第4節「大規模な火事災害対策計画」に準ずるほか、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防に指導の徹底及び消防力整備については、次に定めるところによる。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、とちぎ広域消防事務組合火災予防条例に基づく、火気の手扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

消防機関は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

消防施設及び消防水利の整備を促進するとともに消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

5 消防計画の整備強化

消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査

- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

第5節 危険物等災害予防計画

第7章第3節「危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、地震時における危険物等による災害の予防を促進するため、町及び消防機関等は、事業所に対し次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化

第6節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎよするための計画は、次に定めるところによる。

1 建築物の防災対策

(1) 防災対策拠点施設の耐震性の確保

①町及び防災上重要な施設の管理者による施設に耐震化

震災時における活動の拠点となる役場庁舎、病院、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、道が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化を促進するよう努める。

②避難に重要な道路沿いに立つ建築物の耐震性の確保

避難場所への避難路など、応急対策活動に重要な役割を果す道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、収容及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の促進を図る。

(2) 木造建築物の防火対策の推進

町は住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

(3) 既存建築物の耐震化の促進

町は、大樹町耐震改修促進計画に基づき、平成27年度までに耐震化率を9割とすることを目標として耐震化の促進に取り組むものとする。

(4) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

町は、大樹町耐震改修促進計画に位置づけられている緊急輸送道路の沿道建築物について、積極的に耐震化に取り組むこととする。

第7節 土砂災害予防計画

第3章第6節「土砂災害予防計画」を準用する。

第8節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備

第3章第9節「食料等の調達・確保及び防災資機材の整備」を準用する。

第9節 避難体制整備計画

第3章第10節「避難体制整備計画」を準用する。

第10節 避難行動要支援者対策計画

第3章第11節「避難行動要支援者対策計画」を準用する。

第11節 積雪・寒冷対策計画

第3章第13節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第12節 地震、津波に関する防災知識の普及・啓発に関する計画

町及び防災関係機関は、地震津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

1 防災知識の普及・啓発

(1) 職員に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

(2) 住民に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

①啓発内容

- ア 地震・津波に対する心得
- イ 地震・津波に関する一般知識
- ウ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- エ 非常用食料、飲料水、身の回りの品等、非常持出品や緊急医療の準備
- オ 建物の耐震診断及び補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- カ 災害情報の正確な入手方法
- キ 出火の防止及び初期消火の心得
- ク 外出時における地震発生時の対処方法
- ケ 自動車運転時の心得
- コ 救助・救護に関する事項
- サ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震・津波災害対策

②普及方法

- ア 広報誌、ホームページへの掲載
- イ パンフレットの配布
- ウ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- エ インターネット、SNSの利用
- オ テレビ、ラジオ、新聞の利用

(3) 学校等教育機関における防災思想の普及

- ①学校においては、児童生徒に対し、地震・津波現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- ②児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員に対する地震・津波防災

に関する研修機会の充実に努める。

- ③社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第13節 住民の心構えに関する計画

住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ①地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- ②がけ崩れ、津波に注意する。
- ③建物の補強、家具の固定をする。
- ④火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- ⑤飲料水や消火器の用意をする。
- ⑥「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- ⑦地域の防災訓練に進んで参加する。
- ⑧隣近所と地震時の協力について確認しておく
- ⑨保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 地震発生時の心得

- ①まずわが身の安全を図る
- ②特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ③揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- ④火が出たらまず消火する。
- ⑤あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- ⑥狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- ⑦山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- ⑧避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ⑨みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- ⑩正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- ⑪秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ①消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- ②消防計画により避難訓練を実施すること。
- ③とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- ④重要書類等の非常持出品を確認すること。
- ⑤不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ①まずわが身の安全を図る。
- ②特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ③揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- ④職場の消防計画に基づき行動すること。
- ⑤職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- ⑥正確な情報を入手すること。
- ⑦近くの職場同士で協力しあうこと。
- ⑧エレベーターの使用は避けること。

3 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ①走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ②停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ③走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- ④停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ⑤車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第14節 自主防災組織の育成に関する計画

第3章第12節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第15節 地震・津波災害応急対策計画

地震及び津波災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

1 応急活動体制

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

(1) 災害対策組織

第2章第2節「災害対策本部の設置」を準用する。

(2) 職員の動員配備

第2章第3節「非常配備体制」及び同章第2節「災害対策本部の設置」を準用する。

2 地震・津波情報の伝達計画

地震・津波情報の伝達については、次のとおりとする。

(1) 緊急地震速報

① 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注） 緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わないことがある。

② 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いて広く伝達されている。気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(2) 津波警報等の種類及び内容

① 津波警報等の種類

ア 大津波警報（特別警報）及び津波警報：該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがあ

る場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

イ 津波注意報：該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

② 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア 津波警報等の発表基準

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10mを超える	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5mを超え	10m		
		10m	5m		
		3mを超え 5m以下	3m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1mを超え 3m以下	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m以上、 1m以下	1m	(標記なし)	陸域では避難の必要はない。海にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

イ 津波予報の発表基準

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

③ 地震及び津波に関する情報の種類と内容

ア 地震に関する情報

情報の種類	発表基準	内容
震動速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と震度の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表等 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
各地の震源に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表

その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・ 震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

(3) 地震、津波に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称、津波予報区

① 地域名称及び内陸の震央地名

緊急地震速報で用いる府県予報区 の名称	緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	郡市区町村
北海道道東	網走地方網走	網走市、網走郡(美幌町、津別町、大空町)、斜里郡(斜里町、清里町、小清水町)
	網走地方北見	北見市、常呂郡(訓子府町、置戸町、佐呂間町)
	網走地方紋別	紋別市、紋別郡(遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町)
	十勝地方北部	河東郡の一部(上士幌町、鹿追町)、上川郡の一部(新得町)、足寄郡(足寄町、陸別町)
	十勝地方中部	帯広市、河東郡の一部(音更町、士幌町)、上川郡の一部(清水町)、河西郡の一部(芽室町)、中川郡の一部(幕別町、池田町、豊頃町、本別町)、十勝郡(浦幌町)
	十勝地方南部	河西郡の一部(中札内、更別村)、広尾郡(大樹町、広尾町)
	釧路地方北部	川上郡の一部(弟子屈町)
	釧路地方中南部	釧路市、釧路郡(釧路町)、厚岸郡(厚岸町、浜中町)、川上郡の一部(標茶町)、阿寒郡(鶴居村)、白糠郡(白糠町)
	根室地方北部	標津郡(中標津町、標津町)、目梨郡(羅臼町)
	根室地方中部	野付郡(別海町)
	根室地方南部	根室市

②北海道周辺海域の予報区名

津波予報区名	津波予報区域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷地方（宗谷岬北端以東に限る。）及び網走地方の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室地方及び釧路地方の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝地方及び日高地方の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振地方及び渡島地方（白神岬南端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷地方（宗谷岬北端以東を除く。）、留萌地方、石狩地方及び後志地方（積丹岬北端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志地方（積丹岬北端以東を除く。）、檜山地方及び渡島地方（白神岬南端以東を除く。）の管内

3 災害情報等の収集、伝達計画

第4章第1節「災害情報通信計画」を準用するとともに、津波警報等が発表された場合又は津波のおそれがある場合は、第2章第4節第2「注意報、警報及び火災気象通報」の気象予警報等の伝達系統図により、沿岸住民に対し防災行政無線、町広報車などにより伝達、周知を行うものとする。

4 災害広報・情報提供計画

第4章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用するとともに、津波に関する広報活動については、以下のとおり、災害の規模、今後の動向、被害状況等の情報を的確に周知させ、人身の安全、社会秩序の維持のため、次により迅速なる広報活動を行うものとする。

(1) 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする。

- ①地震及び津波に関する情報（札幌管区地方気象台発表の地震情報を受けて周知させる。）
- ②避難場所について（避難場所の位置、経路等）
- ③交通通信状況（通信状況、道路交通状況、不通場所、開通見込日時）
- ④火災状況（発生場所、避難指示等）
- ⑤電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項）
- ⑥医療救護所の開設状況（開設場所等）
- ⑦給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- ⑧衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- ⑨河川、港湾、漁港、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- ⑩住民の心得等、人身の安全及び社会秩序保持のための必要事項

(2) 広報の方法

第4章第2節「災害広報・情報提供計画」に準用し、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、防災行政無線等）を利用して、迅速かつ適切なる広報を行うものとする。

5 避難救出計画

第4章第5節「避難救出計画」に準用し、避難場所については、災害時において最も安全かつ適切な方法により行うものとする。また、避難誘導は、町職員、消防職員、消防団、警察官、その他指示、捜索の命を受けた職員が当たるが、避難誘導に当たっては、高齢者、幼児、傷病者及び女性等の災害時要援護者を優先して行うものとする。

6 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建設等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

町における消防活動に関する計画は、次のとおりとするほか、第3章第8節「消防計画」及び第7章第4節「大規模な火事災害対策計画」に準ずるものとし、必要に応じて国、道、自衛隊、近隣市町村及び関係機関の協力を得て行うものとする。

(1) 消防活動体制の整備

町は、町の区域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、大樹消防署と連携し、応急消防活動やその他消防活動の実施体制の整備に努める。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、概ね次に掲げる危険区域を把握し又は必要に応じて被害想定図を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

①住宅密集地域の火災危険区域

②特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

(3) 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力する。

①消防相互応援

②広域航空消防応援

③緊急消防援助隊による応援

(4) 初期消火の徹底

地震による被害が大規模となるのは、市街地における火災の同時多発及びこれに基づく延焼並びに石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生による場合である。これらの火災発生及びその拡大を最小限度に食い止めるため、初期消火活動を迅速に行うことが必要であり、このため、消火作業上必要な第一次的処置については、消防署（団）において実施するが、必要に応じ本部長は、他市町村、道、防災関係機関等に応援の派遣要請をするものとする。

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

住民に対しては、平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させる

ため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあたっては、被災地までの道路交通網等の寸断により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の行政区等、地元住民は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

(5) 危険物の保安活動

- ①災害発生時及び発生のおそれのあるときは、町長（本部長）は、火薬類、プロパン、石油、薬品等の製造業者に対し製造、販売、使用等の一時禁止又は制限についての協力を求める。
- ②町長は、被害が広範囲にわたり、危険物に引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、立入禁止区域の設定をするとともに区域内の住民に対する避難、立ち退きの指示勧告をする。
- ③町長は、火災の性質、状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、火災消防車の派遣要請等、他機関の応援を受ける。
- ④流出及び転倒した石油及び薬品等の危険物が漏出した場所、その他危険区域をロープ等で区画し、係員を配置する。

7 津波災害応急対策計画

津波警報等が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策については、次のとおりである。

(1) 災害対策本部の設置

町長は、津波警報等を受け、又は津波の発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置するなど職員を非常配備するとともに、道、防災関係機関の協力を得て、応急対策を実施するものとする。

(2) 津波警戒体制の確立

町は、札幌管区気象台の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

海面監視については、本部の指示により所定の区域を巡視し、監視警備を厳重に行い異常を発見したときは、直ちに本部に報告するものとする。

(3) 住民等の避難・安全の確保

津波警報が発表された場合もしくは海面監視により異常現象を発見した場合、町長は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

なお、避難指示又は避難場所については、第4章第5節「避難救出計画」の定めによるが、特に次の措置を講じ住民の避難が円滑かつ安全に行われるよう努めるものとする。

①避難指示等

津波警報等が発表された場合、又は津波の発生するおそれがある場合に、町長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう避難指示を行い、高齢者、乳幼児、傷病者等を優先的に避難させるとともに、危険区域内の物件（自動車等）を移動させるほか、危険区域内への立

入を禁止するなどの措置を講ずる。

②避難場所の指示及び誘導

町長は、避難の時期を失しないよう速やかに行うものとし、危険区域内の全住民を避難させるものとする。

③避難救出

救出にあたっては、消防機関を主体そとして行うが、関係機関及び地域町内会等の住民による自主救出の実施を促進する。

④漁船救出

町長は、関係機関と協議し、港内にある漁船及び船舶に対し避難指示又は勧告を行うとともに、漁船及び船舶は、津波警報等が発表された場合、又は津波発生のおそれがある場合は、人命の安全を最優先とした上で、漁船及び船舶の港外への避難又は流出防止措置を講ずる。

8 災害警備計画

第4章第6節「災害警備計画」を準用する。

9 交通応急対策計画

第4章第7節「交通応急対策計画」を準用する。

10 輸送計画

第4章第8節「輸送計画」を準用する。

11 ヘリコプター活用計画

第4章第26節「ヘリコプター活用計画」を準用する。

12 食糧供給計画

第4章第9節「食糧供給計画」を準用する。

13 給水計画

第4章第10節「給水計画」を準用する。

14 衣料・生活必需物資供給計画

第4章第12節「衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

15 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上下水道、下水道、電気）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。これら、各施設の応急復旧については、次の計画を準用する。

第4章第11節「上下水道施設対策計画」

第4章第13節「電気施設対策計画」

16 医療救護計画

第4章第14節「医療救護計画」を準用する。

17 防疫計画

第4章第15節「防疫計画」を準用する。

18 廃棄物処理等計画

第4章第16節「廃棄物処理等計画」を準用する。

19 文教対策計画

第4章第18節「文教対策計画」を準用する。

20 住宅対策計画

第4章第19節「住宅対策計画」及び被災地宅地危険度判定については、第4章第20節「被災地宅地安全対策計画」を準用する。

21 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりである。

(1) 応急危険度判定の実施

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

(2) 応急危険度判定の基本的事項

①判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

②判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

③判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

④判定の効力

行政機関による情報の提供である。

⑤判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

22 行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画

第4章第21節「行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画」を準用する。

23 広域応援計画

第4章第28節「広域応援計画」を準用する。

24 自衛隊派遣要請

第4章第27節「自衛隊派遣要請計画」を準用する。

25 防災ボランティアとの連携計画

第4章30節「災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

26 災害救助法の適用と実施

第4章第32節「災害救助法の適用計画」を準用する。

第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画

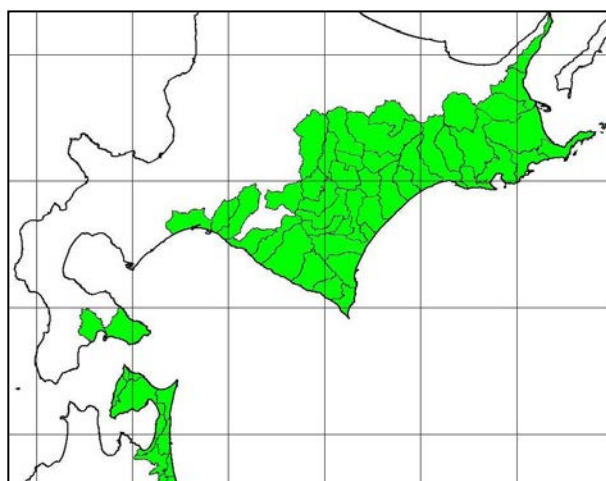
第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 推進地域

法第3条に基づき指定された本道の推進地域は次のとおりである。



<本道の推進地域>

函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、北斗市、厚真町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

当町の地域に係る地震防災に関し、防災関係機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第4節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

4 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝・千島海溝周辺で発生する大規模な地震のうち、過去に繰り返し発生していることから、近い将来発生する可能性が高く、北海道に著しい被害を生ずるおそれのある地震として想定した、色丹島沖の地震、根室沖・釧路沖の地震、十勝沖・釧路沖の地震、500年間隔地震、三陸沖北部の地震の5つの地震は、いずれもM8クラスの大地震であり、津波被害が著しい。

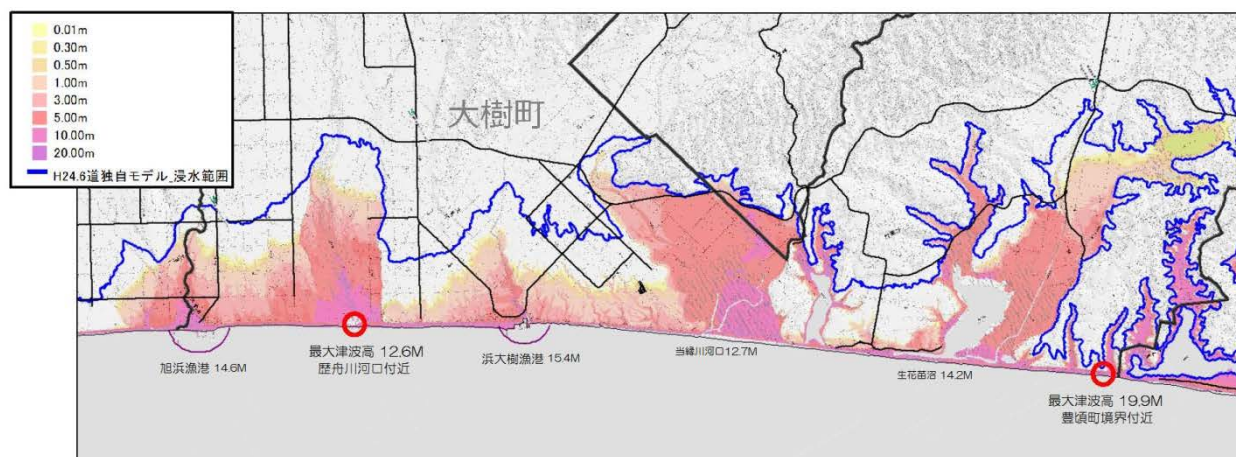
このうち、根室沖・釧路沖の地震は切迫性が高いとされており、500年間隔地震はある程度

の切迫性を有している可能性がある」とされている。

また、北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成 24 年度に作成しているが、令和 2 年 4 月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和 3 年 7 月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。

この新たな津波浸水想定の詳細は次のとおりである。

津波浸水想定について（最大浸水深分布と海岸線の津波高分布）



市町名		広尾町	大樹町	豊頃町	浦幌町
最大津波高 (T.P.m)		12.5 ~ 25.4	12.6 ~ 19.9	10.1 ~ 22.3	12.3 ~ 21.7
影響開始時間 (分)	±20cm	4 ~ 23	13 ~ 23	7 ~ 23	4 ~ 22
	+20cm	4 ~ 23	22 ~ 23	21 ~ 24	20 ~ 22
(参考)最大津波到達時間(分)		30 ~ 40	35 ~ 39	35 ~ 39	34 ~ 39

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災丁目意義づくりを実施するための基礎となるもの。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するもの。
- 最大クラスの津波は、過去に実際に発生した津波や、今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではない。
- この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していないが、津波の遡上等により水位が変化することがある。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となることもある。

第2節 災害対策本部等の設置

1 災害対策本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判断されうる規模の地震（以下「海溝型地震」という。）が発生したと判断したときは、基本法に基づき、本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

2 災害対策本部等の組織及び運営

本部等の組織及び運営は、基本法、大樹町災害対策本部条例に定めるところによるほか、第2章第2節「大樹町災害対策本部の設置」に定めるところによる。

3 災害応急対策要員の参集

- (1) 町長は、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとし、配備基準については、第2章第3節「非常配備体制」に定めるところによる。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達

地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、収集した情報を住民へ速やかに伝達するものとする。

特に避難指示・大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の沿岸部住民等への迅速かつ確実な伝達手段として、防災行政無線を活用するとともに、有線系や携帯電話も含め、多様な手段の整備に努めるものとする。

情報の収集・伝達における役割、地震・津波や被害状況等の情報収集・伝達については、第4章第1節「災害情報通信計画」に定めるところによる。

(2) 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、通信施設、防災無線施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定緊急避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

町は、地震・津波による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、防災関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、防災関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 救助・救急・消火・医療活動

地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、災害状況によっては、被災地の応急対策活動に時間を要する可能性があることを踏まえ、防災関係機関が全力を挙げて対応するのはもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても可能な限り人命活動、出火防止及び初期消火、延焼防止に努めるものとする。

町、消防機関や広尾警察署をはじめとする救助機関は、各機関相互の情報交換などを行い、迅速な救助活動を実施するものとする。

町、道、日本赤十字社北海道支部、医療機関、医療関係団体等は、相互の連携の下に、迅速かつ円滑な医療救護活動を実施するものとする。

消防機関は、必要に応じ他の消防機関等との相互応援協力を得るなどして、消防力を結集し、その全機能をあげて消防活動を実施するものとする。

このほか、救助・救急・消火・医療活動については、第4章第5節「避難救出計画」、同章14節「医療救護計画」に定めるところによる。

(5) 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認し、その不足に対する供給を道に要請を行う。

物資調達活動については、第4章第12節「衣料・生活必需物資供給計画」に定めるところ

による。

(6) 輸送活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、道や公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第4章第8節「輸送計画」に定めるところによる。

(7) 保健衛生・防疫活動・清掃等対策

地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、道や公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第4章第15節「防疫計画」及び同章第16節「廃棄物処理等計画」に定めるところによる。

2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保に努める。また、町内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」）に対する応急救護及び地震発生後の被災者の救護を実施するにあたり、必要な物資等が不足する場合は、道や関係機関等に供給の要請を行う。

(2) 人員配備

町は、第2章第2節「大樹町災害対策本部の設置」及び同章3節「非常配備体制」に定める配備体制により人員の配備を行い、人員の配備状況を道に報告する。

(3) 防災関係機関の災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

- ① 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- ② 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3 他機関に対する応援要請

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し締結している応援協定又は知事に対する自衛隊の災害派遣要請については、第4章第27節「自衛隊派遣要請計画」及び同章28節「広域応援対策計画」に定めるところによる。

町は必要があるときは、上記の応援協定等に従い応援を要請するものとする。

第4節 積雪・寒冷対策

1 除雪体制等の整備

道路管理者は積雪寒冷地に適した道路整備を行うとともに、国、道と相互連携を図り除雪を協力を推進する。

また、積雪期における、消防水利の確保に困難を期することも考えられるため消防機関においては積雪期の消防水利の確保について配慮するものとする。

2 避難所体制の整備

積雪期における避難所体制については、地域ごとに避難施設を確保し除雪等を早急に行える体制等の整備の確保に努める。

3 寒冷対策の推進

積雪・寒冷期においては、避難所における暖房器具等の確保に努めるとともに暖房用機器及び暖房用燃料等の取扱業者は、地震災害により被災した施設及び設備等の調査、点検を実施し被害にあった場合は二次災害の発生防止に努めるとともに、速やかに応急復旧を行い安全対策に努める。

第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保

地震が発生した場合、地震の大きさや、気象状況等にもよるが、十数分程度で当町に津波が来ることが想定される。この間に住民の円滑な早期避難を行えば、被害は大幅に軽減できると考えられる。

このことから、津波の発生に備え、防災無線など通信施設の保持による住民への連絡体制の確保を図るものとする。

また、地震による道路、公園、漁港などの公共施設の被害は、震災時の避難や応急復旧などの障害になるばかりではなく、住民の社会・経済活動上、計り知れない影響を及ぼすことから、これらの施設の耐震性の強化を図るなど被害を最小限にとどめる対策を講ずる。

1 津波からの防護のための施設の整備等

① 施設整備の推進

河川、海岸及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するため防潮堤・堤防・水門等の点検や補強等必要な施設整備を推進する。

② 施設管理の徹底

河川、海岸及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検を行うものとする。

③ 防災行政無線の整備等

町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線を活用するとともに、整備方針を定めるものとする。

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第4章第1節「災害情報通信計画」のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

- (1) 津波に関する情報が、住民及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。外国人や聴覚障害者、視覚障害者等にも的確に伝わること等に配慮すること。
- (2) 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や道及び市町村等による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。
- (3) 町は、道等から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。
- (4) 関係機関と連携し、船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。

この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。

- (5) 町及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

3 避難対策等

大津波警報（特別警報）、津波注意報、津波警報が発表された場合、町は海岸付近の住民及び船舶等に対し、直ちに安全な場所への避難広報を行う。

- (1) 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地区は、次のとおりである。

【浜大樹地区、旭地区、晩成地区海岸など町内海岸線全域】

- (2) 町は、次の事項について住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- ① 地区の範囲
- ② 想定される危険（浸水域の範囲）
- ③ 避難所
- ④ 避難所に至る経路
- ⑤ 避難指示（緊急）の伝達方法
- ⑥ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- ⑦ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装等）

- (3) 避難指示（緊急）の発令及び避難所

避難指示の発令基準及び避難所については、第4章第5節「避難救出計画」の定めるところにより、適切に避難の指示を行うものとする。

- ① 道又は法令に基づく機関から大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合。
- ② 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき。
- ③ 海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき。

- (4) 避難所の維持・運営

町は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、染食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。なお、新型コロナウイルス等の感染防止対策を徹底するとともに、避難所への情報の提供や冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとする。

- (5) 避難所における救護

避難所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ア 受入施設への受入れ

イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

② 町は①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

(6) 災害時要援護者の避難支援

他人の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

① あらかじめ在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。

② 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示（緊急）が行われたときは、①に掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、町は、避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

③ 海溝型地震が発生した場合、町は①に掲げる者を受け入れる施設のうち自ら管理するものについて、受入れする者等に対し必要な救護を行うものとする。

(7) 避難誘導等

避難者の誘導は、町職員、消防職員・団員、警察官及び地域の自主防災組織がこの任に当たり、避難計画及び大樹町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

また、町は現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意や津波避難場所を示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。また、津波注意及び津波避難場所等を示す標識の設置にあっては統一標識のデザインを使用するよう留意するとともに、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(8) 避難意識の普及啓発等

町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、避難訓練、津波ハザードマップの整備、ワークショップの開催等を通じて、津波避難に関する意識啓発を実施する。

4 消防機関等の活動

消防関係機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

(1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報の的確な収集及び伝達

(2) 津波からの避難誘導

(3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

(4) 救助・救急等

(5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保等

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

(2) 電気

電気事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

(3) ガス

ガス事業の管理者等については、津波から円滑に避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓の閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。

(5) 放送

- ① 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、これら津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- ② 放送事業者は、道、市町村及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- ③ 放送事業者は、地震・津波等に伴う避難指示等について町から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。
- ④ 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防災措置を講ずるものとする。

6 交通対策

(1) 道路

道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予

定されている区間についての交通規制の内容を住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

また、避難場所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を行う。

(2) 海上

海上保安署及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じて船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を行う。

(3) 交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、第4章第7節「交通応急対策計画」に定めるところによる。

7 町が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、公民館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

① 各施設に共通する事項

ア 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達

伝達方法等については、次の事項に留意する。

- (ア) 来場者が極めて多数の場合は、これらの者が円滑に避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を考慮すること。
- (イ) 避難所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。
- (ウ) 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であって長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止装置

エ 出火防止措置

オ 飲料水、食料等の備蓄（避難所の指定を受けている施設）

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、町防災行政無線、テレビ・ラジオ・パソコンなど情報を入手するための機器の整備・維持

ク 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

② 病院

重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

を行う。

③ 学 校

災害発生時の避難所となる学校にあっては、避難の安全に関する措置を行うとともに、避難住民等の受入等に協力する。また、学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を行う。

④ 社会福祉施設

社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を行う。なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 災害対策本部等設置施設

本部等がおかれる庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

② 避難所施設

避難所となる学校、社会教育施設等の管理者は、(1)の③又は④に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築物に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は、計画的に行うものとし、災害時の拠点となる施設や主要な道路・港湾等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

1 建築物、構造物等の耐震化

建築物、構造物等の耐震化については、第5章第1節「地震災害予防計画」及び同章第6節「建築物等災害予防計画」に定めるところによる。

また、具体的な計画については、大樹町耐震改修促進計画に定めるところによる。

2 避難所の整備

避難所については、今後、耐震化も含め整備等に努める。

3 消防用施設の整備

消防用施設の整備については、第3章第8節「消防計画」に定めるところによる。

4 緊急輸送を確保するため必要な道路又は漁港の整備

緊急輸送を確保するため必要な道路又は漁港の整備については、第5章第1節「地震災害予防計画」に定めるところによる。

5 通信施設の整備

通信施設の整備について、第4章第1節「災害情報通信計画」に定めるところによる。

第7節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、震災対策計画の熟知、関係機関相互の連携及び地域住民や自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施する。

1 防災訓練

防災訓練は、毎年実施できるように努める。訓練内容は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とするとともに、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。

2 実践的な訓練実施

町は、道、防災関係機関、町内会及び自主防災組織等と連携して、次のような具合的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練
- (4) 必要な情報（災害の状況、避難訓練状況等）に関する道及び防災関係機関への伝達訓練

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、道、防災関係機関、町内会や自主防災組織と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 職員に対する教育

町及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。なお、町職員に対する防災教育は、本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ、その内容は次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い、発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果すべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する教育・広報

町は、道や防災関係機関と協力して、住民等に対する教育・広報を実施する。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位で行うものとし、その内容は、おおむね次の事項を含むものとする。

なお、その教育・広報の方法として、防災マップ等の印刷物、ビデオ等の映像、講演会等の実施など地域の実情に合せた、より具体的な手法により自助努力を促し地域の防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の転倒防止等の家庭内対策の内容
- (10) 住宅の耐震診断と必要な診断改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 地震や津波の発生のおそれと危険性
- (3) 地震や津波に対する身の守り方と心構え
- (4) 地域における地震・津波防災の取組等

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、道や関係機関と連携し、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、道、町が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

5 自動車運転者に対する教育

道、北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について教育・広報に努めるものとし、第5章第12節「地震、津波に関する防災知識の普及・啓発に関する計画」に定めるところによる。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関等が実施する各種の予防、応急対策は、次に定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

① 船舶所有者等(船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ)、大樹漁業協同組合

ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

② 大樹町

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

エ 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

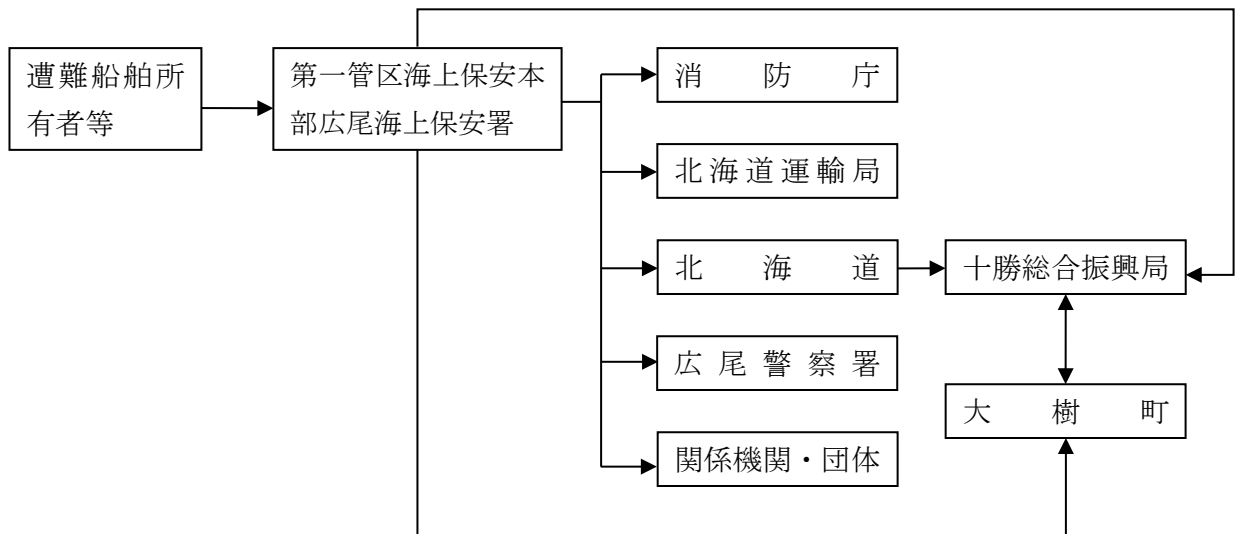
オ 海難発生時の救急・救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。

カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時に活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。連絡系統は次のとおりとする。



(2) 広報

海難発生時の広報は、第4章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるほか、次により実施する。

① 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に次の情報について、正確にきめ細かく、適切に提供する。

- ア 海難の状況
- イ 被災者等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要な情報

② 旅客及び地域住民等への広報

- ア 海難の状況
- イ 旅客及び乗組員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報

オ その他必要な情報

(3) 応急活動体制

① 町長の災害対策組織

町長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

② 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれ船舶・ヘリコプターなど活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第4章第5節「避難救出計画」の定めによるほか次により実施する。

① 町(基本法第62条、水難救助法第1条)

ア 遭難船舶を認知したときは、広尾海上保安署及び広尾警察署に連絡するとともに直ちに現場に臨み、救護措置を行う。

イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

② 海上保安署(海上保安庁法第5条)

ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。

イ 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督を行うこと。

ウ 関係機関の救助活動の調整に関すること。

③ 北海道警察(水難救護法第4条)

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行うこと。

④ 大樹漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

⑤ 水難救難所(道内に110カ所設置されているボランティア組織)

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

(6) 消防活動

領域内における船舶等火災の消火活動については、広尾海上保安署ととちかち広域消防事務組合が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

(7) 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第4章第14節「医療救護計画」の定めるところに

より実施する。

(8) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等については、第4章第21節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

(9) 油流出等に対する応急対策

事故により流出した油等の拡散防止及び回収除去のための応急措置は、その原因者が行わなければならない。しかし、大量の流出油等で原因者の防除活動のみでは、対応できないときは、広尾海上保安署をはじめとする関係機関が事故原因者ととともに次の対策を講じる。

- ① 流出油の拡散防止のためオイルフェンス展張ならびに処理剤、吸着剤の使用による応急措置
- ② 油回収船による流出油の回収
- ③ 事故船舶からの油の抜き取り
- ④ 流出油の漂着のおそれのある沿岸へのオイルフェンスの展張等、二次災害の防止措置

(10) 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、第4章第27節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施する。

(11) 広域応援

海難の規模により町では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第28節第「広域応援対策計画」の定めるところにより、道や他の市町村等へ応援を要請する。

第2節 道路災害対策計画

1 基本方針

道路構造物の被災又は国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次に定めるところによる。

2 災害予防

防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 道路管理者

- ① 橋梁等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努めるものとする。
- ② 道路災害を防止するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努めるものとする。
- ③ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- ④ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずるものとする。
- ⑤ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。
- ⑥ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- ⑦ 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえて再発防止対策を実施するものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

① 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又は発生しようとしている場合の情報通信連絡系統図は、別記1のとおりとする。

② 実施事項

- ア 町及び防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 町及び防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

道路災害対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被害者の家族等、道路利用者及び地域住民に対して行う災害広報は、第4章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるによるほか、次により実施するものとする。

① 実施機関

道路管理者、大樹町、広尾警察署

② 実施事項

ア 被災者家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び防災行政無線等により、道路災害の状況や被災者の安否情報等必要な情報について広報を実施する。

(3) 応急活動体制

① 災害対策組織

ア 大樹町

町長は、道路災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第4章第5節「避難救出計画」の定めにより実施する。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第4章第14節「医療救護計画」の定めにより実施するほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行えるよう協力する。

(6) 消防活動

道路災害における消防活動は、次により実施する。

① 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行えるよう協力する。

② 消防機関

ア 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 町は消防機関と連携して、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(7) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町及び各関係機関は、第4章第21節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

災害の拡大防止及び交通確保のため、第4章第7節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施する。

① 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

② 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第7章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害防止に努める。

(10) 自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、第4章第27節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施する。

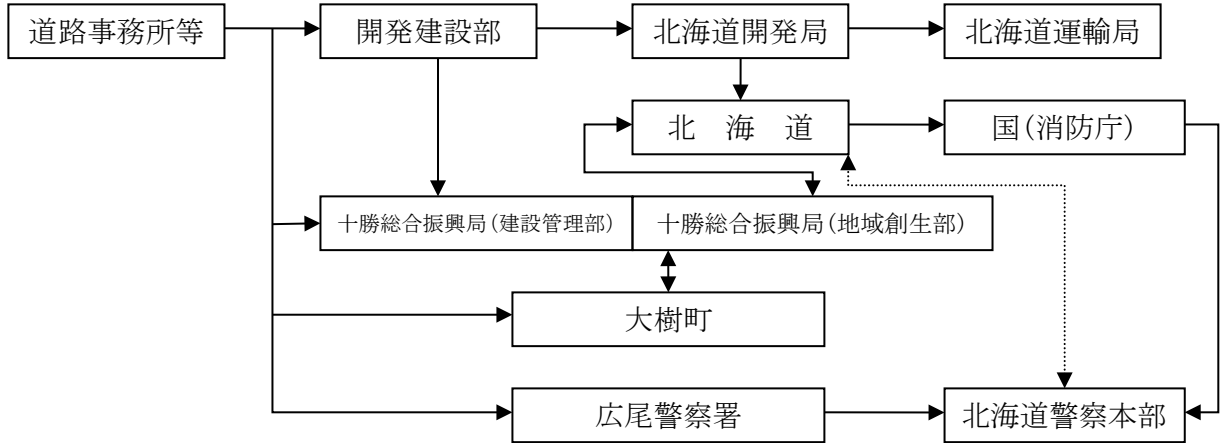
(11) 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

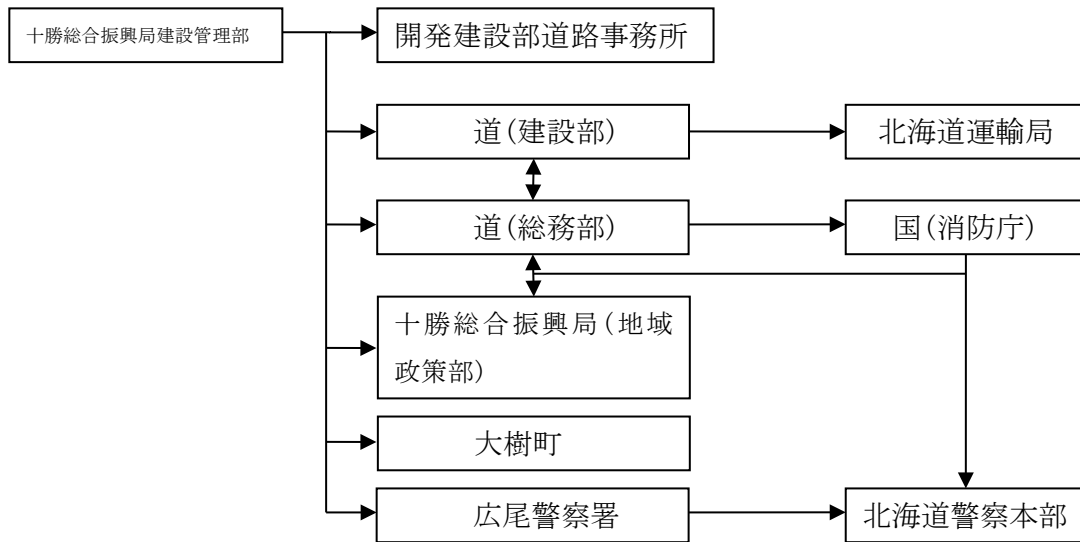
- ① 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- ② 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- ③ 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- ④ 災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

別記1

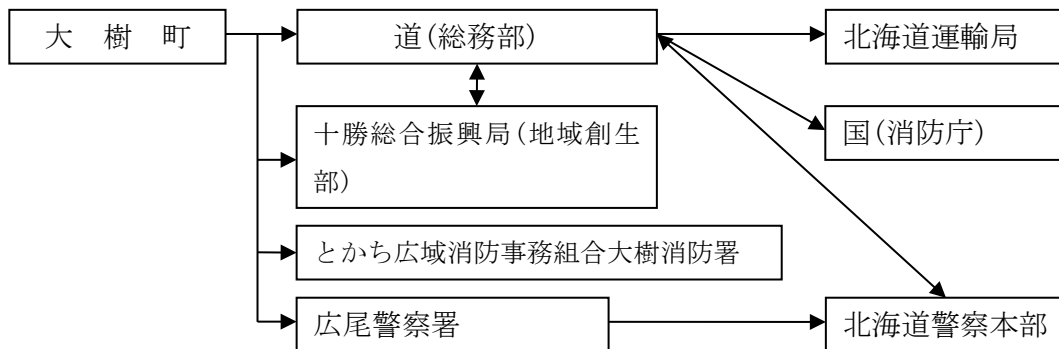
1. 国が管理する道路の場合



2. 道が管理する道路の場合



3. 町が管理する道路の場合



第3節 危険物等災害対策計画

1 基本方針

危険物等(危険物、火災類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者並びに防災関係機関が実施する予防、応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

2 危険物の定義

(1) 危険物

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの。

(例)石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

(2) 火薬類

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定されているもの

(例)火薬、爆発、火工品(工業雷管、電気電管等)など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定されているもの

(例)液体石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニア

(4) 毒物、劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律303号)第2条に規定されているもの

(例)毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)等によりそれぞれ規定されているもの。

3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者(以下「事業者」という)及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

(1) 危険物等災害予防

① 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規定の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

② 消防機関

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

③ 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実施を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(3) 火薬類災害予防

① 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官に届けるものとする。

② 北海道警察

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道又は北海道通商産業局に対し、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事業により危険な状態になり、又は火薬庫が安定度異常を呈したとき、及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

③ 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(4) 高圧ガス予防

① 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危険予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る

ものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届出るものとする。

② 北海道警察

人の生命、身体又は財産に対する危険を予防するために特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

③ 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(5) 毒物・劇物災害予防

① 事業者

ア 毒物及び劇物取扱の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、従事者に対する危険防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

② 北海警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

③ 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(6) 放射性物質災害予防

① 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規定の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに科学技術庁長官、消防署等関係機関へ通報するものとする。

② 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

③ 北海道

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検

査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のための必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

4 災害応急対策

(1) 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

① 情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又は発生しようとしている場合の情報通信連携系統図は、別記1のとおりとする。

② 実施事項

ア 町及び防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

危険物等災害対策の実施にあたり、混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによる。

(3) 応急活動体制

① 災害対策組織

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて第4章第4節「応急措置実施計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

① 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

② 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じる。

(5) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

① 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努める。

② 消防機関

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 消防職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(6) 避難措置

町及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため、第4章第5節「避難救出計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

(7) 救助救出及び医療救護活動等

町及び防災関係機関は、第4章第5節「避難救出計画」及び第4章第14節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町及び防災関係機関は、第4章第21節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

関係機関は、災害の拡大防止及び交通確保のため、第4章第7節「交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

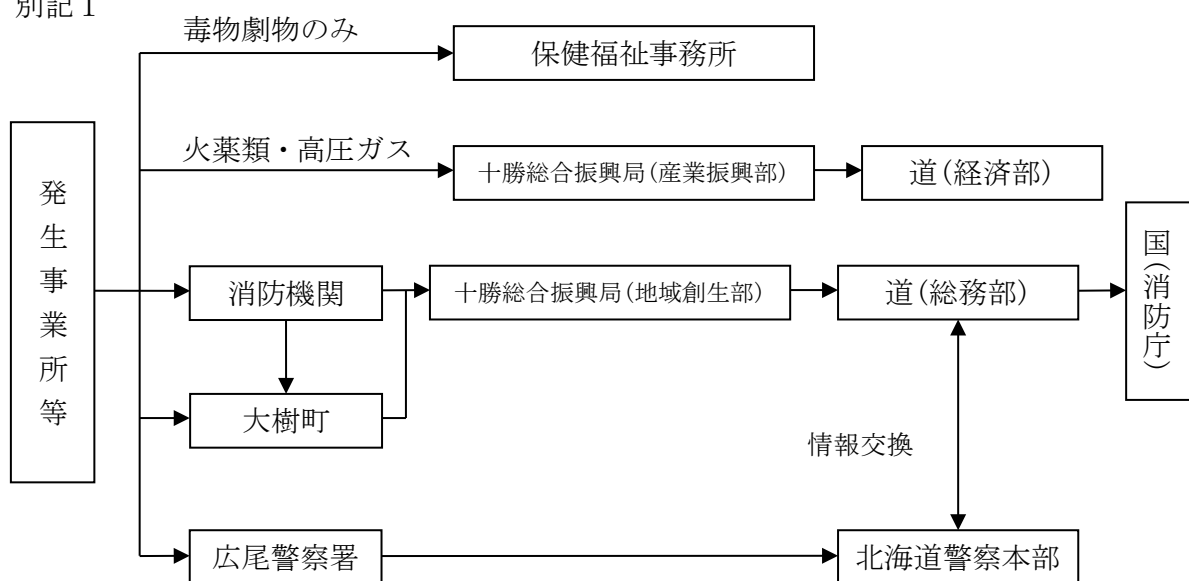
(9) 自衛隊派遣要請

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、第4章第27節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

(10) 広域応援

町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第28節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村及び国へ応援要請する。

別記1



第4節 大規模な火事災害対策計画

1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次に定めるところによる。

2 災害予防

町及び防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定図を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回(春、秋期)の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等災害時要援護者対策に十分に配慮する。

(6) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分検討を行い、大規模な災害の対応力を高める。

(7) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(8) 火災警報

町長は、十勝総合振興局から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件(実効湿度72%以下にして、最小湿度45%以下となり、最大風速7m/S以上のとき)となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法(昭和23年法律第186号)第22条に基づく火災

警報を発令する。

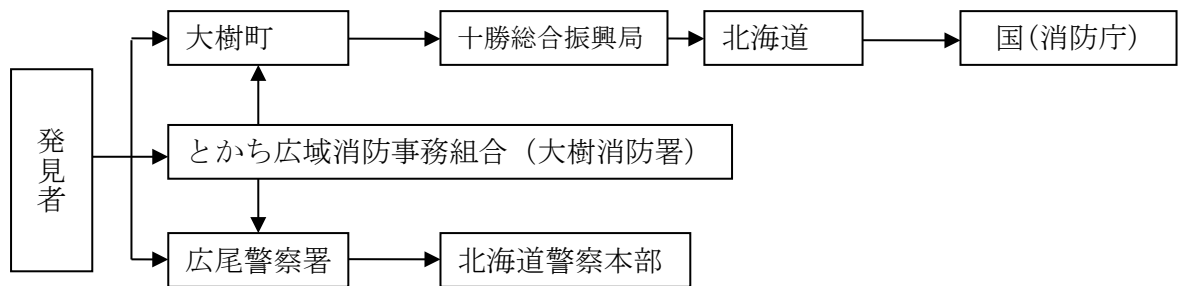
3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

① 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は発生しようとしている場合の情報通信連絡系統図は、次のとおりとする。



② 実施事項

ア 町及び防災関係機関は、災害が発生したときは、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 町及び防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 町及び防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、第4章3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

① 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び防災行政無線等により、災害の状況や被災者の安否情報等必要な情報について広報を実施する。

(3) 応急活動体制

町及び防災関係機関は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その

状況に応じて第3章第3節「応急措置実施計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- ① 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- ② 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- ③ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(5) 避難措置

町及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため、第4章第5節「避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

(6) 救助救出及び医療救護活動等

町及び防災関係機関は、第4章第5節「避難救出計画」及び第4章第13節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町及び防災関係機関は、第4章第21節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(7) 交通規制

関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第7節「交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

(8) 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については、第4章第27節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

(9) 広域応援

町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第28節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村及び国へ応援を要請する。

4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、防災関係機関との密接な連携のもと、第8章「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第5節 林野火災対策計画

1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策は、次に定めるところによる。

2 予防対策

(1) 実施事項

林野火災発生原因の殆どが人為的なものであるので、次の予消防対策を講ずるものとする。

北海道森林管理局、北海道、大樹町

① 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、標語、ポスター、広報車等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

イ 入林の許可・届出等について指導する。

ウ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

エ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

② 火入対策

林野火災危険期間(概ね3月から6月。以下「危険期間」)中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

ア 森林法(昭和26年6月26日法律第249号)及び町条例の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

(ア)火入許可基準

面積：1回3ha以内とし、周囲に4m以上の防火帯をつくること。

人員：火入に従事する人員は、0.5haまで5人以上、1haまで7人以上、2haまで10人以上、3haまで15人以上とする。

(イ)火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

(ウ)火入れ跡地の安全消火を図り、責任者に確認させる。

(エ)火入れ(造林のための地拵え、害虫駆除等)に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

③ 消火資機材の整備

ア 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

イ ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

④ 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- イ 巡視員の配置
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

⑤ 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じる。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設置、標識及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(2) 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

① 林野火災気象通報

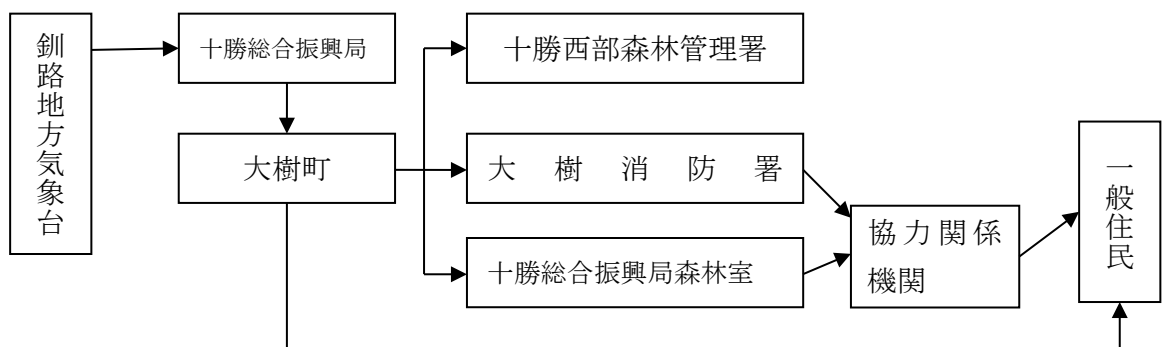
林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として釧路地方気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、第2章第4節「気象業務に関する計画」のとおりである。

② 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。

町は、通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を、関係機関へ通報するとともに、住民に周知徹底を図るものとする。

また町は、林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険性があると認めるときは、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第22条に基づき火災警報を発令することとする。

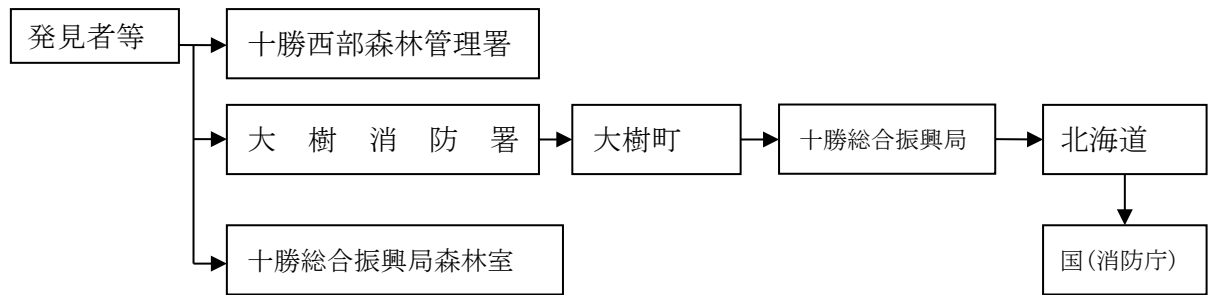


3 応急対策

(1) 情報通信

① 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとする。



② 実施事項

- ア 町及び防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 町及び防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 町及び防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- エ 町は、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第4章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

① 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ そのほか必要な事項

② 地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び防災行政無線等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関の実施する応急対策の概要
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響

(3) 応急活動体制

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その状況に応じて第4章第4節「応急措置実施計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、実施機関、協力機関が一体となって地域住民とともに林野防止に努力する。

なお、万が一林野火災が発生した場合での消火活動を円滑にするため、次のとおり連絡体制の徹底を図る。

- ① 林野火災の発生した場合の連絡調整
- ② 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。
- ③ 実施機関、協力機関は、火災現場に到着後、当該機関の人員と消火機械、その他を現場での指揮本部に報告し、指揮本部の指示にしたがって消火作業にあたる。
- ④ 家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等は、第4章第26節「ヘリコプター活用計画」に基づく道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。
- ⑤ 消火作業終了後、当該機関の責任者は、消火作業の状況、作業人員、消火作業時間、その他必要な事項を指揮本部に報告し、指示にしたがって解散する。
- ⑥ 林野火災発生原因の調査は、今後の予防対策上必要とされるので、原因の調査にご協力願いたい。

(5) 避難措置

町及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため、第4章第5節「避難救助計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

(6) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第7節「交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

(7) 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については、第4章第27節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

(8) 広域応援

町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第28節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村及び国へ応援を要請する。

第6節 大規模停電災害対策計画

1 基本方針

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

① 北海道電力(株)・北海道電力ネットワーク(株)大樹ネットワークセンター

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

② 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

③ 病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満了にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

① 情報通信連絡系統

ア 大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。

② 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第4章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

① 実施機関

市町村、北海道、北海道警察、北海道電力㈱、北海道電力ネットワーク㈱大樹ネットワークセンター

② 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

① 大樹町

町は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

② 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

③ 北海道電力(株)・北海道電力ネットワーク(株)大樹ネットワークセンター

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となって災害応急対策を講ずるものとする。

イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

ウ 大規模な災害が発生し北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)大樹ネットワークセンターのみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

(4) 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ 火災発生に対する迅速な消火活動

ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

(5) 医療救護活動

道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めにより実施する。

(6) 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

① 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

② 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じ必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

(7) 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第3章第10節「避難体制整備計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 応急電力対策

① 緊急的な電力供給

ア 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

イ 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

② 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

(9) 給水対策

町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

(10) 石油類燃料の供給対策

道及び市町村は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第18節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

(11) 防犯対策

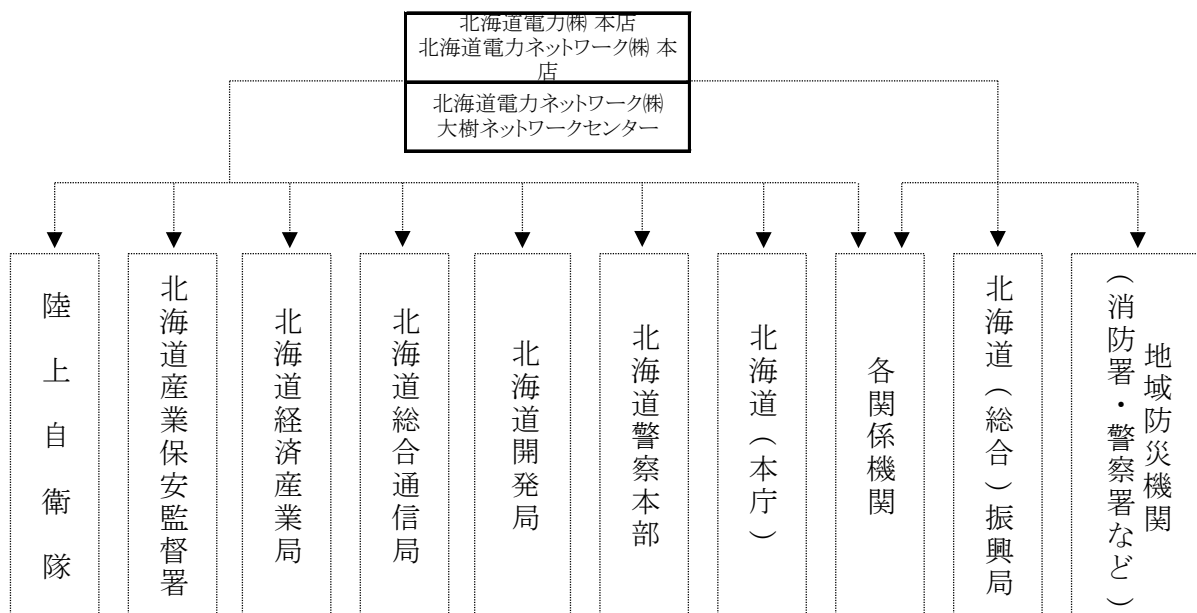
北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

(12) 自衛隊派遣要請

町長は、第4章第27節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(13) 広域応援

道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第28節「広域応援対策計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。



第8章 災害復旧計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものは、被災した施設及び設備について迅速、的確に被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。

2 復旧工事の実施

復旧工事の実施にあたっては、人員、資材等を最大限に活用して復旧作業を迅速に推進し、全般的な早期復旧を図ることとして状況に応じて、次のとおり実施するものとする。

(1) 応急復旧工事

復旧工事が長期にわたる場合は、必要最小限の復旧を図ったのち逐次全面的な復旧工事を実施する。

(2) 補強、改良復旧工事

応急資材による仮工事により復旧した施設、設備は、その後適切な補強及び改良工事を実施する。

(3) 緊急復旧工事

被害後速やかに復旧を図らなければ、更に被害が累加するおそれのある施設、設備については、可及的速やかに適切な復旧措置を講ずるものとする。

3 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ① 河川
- ② 海岸
- ③ 砂防設備
- ④ 林地荒廃防止施設
- ⑤ 地すべり防止施設
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設
- ⑦ 道路
- ⑧ 港湾
- ⑨ 漁港
- ⑩ 下水道
- ⑪ 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

4 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

5 激甚災害に係る財政措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

6 応急金融等対策

災害の応急復旧を図り、被災者の速やかな立直りを期するため応急金融等対策については、次のとおりとする。

- (1) 生活確保資金融資
 - ① 生活応急資金
 - ② 世帯更正のための災害援助資金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金
 - ③ 災害援助資金
- (2) 被災者生活再建支援制度
 - ① 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律による被災者生活再建支援金の支給
- (3) 住宅確保資金融資
 - ① 災害復興住宅建設補修資金、一般住宅災害特別貸付金、住宅改良資金
 - ② 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の住宅資金
- (4) 農林業応急融資
 - ① 自作農維持資金法による自作農維持資金
 - ② 農林漁業金融公庫法による土地改良資金
 - ③ 天災融資法による融資
 - ④ 農林漁業金融公庫法による林業改良造成又は復旧資金、造林に必要な資金
- (5) 中小企業経営維持資金融資
 - ① 中小企業振興資金による災害資金

第9章 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能向上と住民に対する予防知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、次に定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、大樹町防災会議の構成機関の長、公的団体の長、防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に作成し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全に期すため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 災害通信連絡訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 消防訓練
- (5) 避難救助訓練
- (6) 非常招集訓練
- (7) 防災図上訓練
- (8) その他災害に対する訓練

3 民間団体との連携

町及び防災関係機関は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び災害時要援護者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第10章 防災思想普及・啓発計画

防災関係職員及び一般住民に対する災害予防応急対策等防災知識の普及は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 町及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。
- (2) 防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- (3) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (4) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (5) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (6) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

2 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- (3) 新聞、広報誌等の活用
- (4) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) パンフレットの配布
- (7) 講習会、後援会等の開催
- (8) その他

3 普及・啓発を要する事項

- (1) 町計画の概要
- (2) 災害の予防措置
 - ① 防災の心得
 - ② 火災予防の心得
 - ③ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - ④ 農作物の災害予防事前措置
 - ⑤ 船舶等の避難措置
 - ⑥ その他
- (3) 災害の応急措置
 - ① 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - ② 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - ③ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - ④ 災害時の心得
 - ア 気象情報の種別と対策
 - イ 避難時の心得
 - ウ 被災世帯の心得
- (4) 災害復旧措置
 - ① 被災農作物に対する応急措置
 - ② その他
 - その他必要な事項

4 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災意識の普及に努める。

5 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第 1 1 章 津波避難計画

第 1 節 総 則

1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの最低3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の意義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 浸水域

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域。

(2) 浸水深

陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ。

(3) 津波水位（津波高）

津波来襲時の海岸線での海面の高さ（標高で表示）。

(4) 基準水位

津波浸水想定浸水深に、津波が建物等に衝突した際のせり上がりの高さを加えた水位。

(5) 津波浸水想定区域

最大クラスの津波の悪条件に発生した場合に、想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するもの。

(6) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）

津波が発生した場合に住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域。

(7) 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）

津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合に建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域。

(8) 津波影響開始時間

地震発生直後の海面（初期水位）に±20cmの変動が生じるまでの時間で、人命に影響が出るおそれのある水位変化を生じるまでの時間。

(9) 津波第一波到達時間

海岸線において、第一波の最大到達高さが生じるまでの時間。

(10) 最大津波到達時間

海岸線において、津波最大到達高さが生じるまでの時間。

(11) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、大樹町が指定するものをいう。

(12) 避難目標地点

津波の危険から、とりあえずの生命の安全を確保するために避難対象地域の外に定める地点で、住民等が設定する避難の目標地点をいう。

(13) 避難路、避難経路

避難するための経路で、大樹町や住民等が指定・設定するものをいう。

(14) 避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に大樹町が指定するものをいう。

(15) 避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域の外、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。

(16) 避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急避難する建物で、市町村又は自主防災組織等が指定又は設定するものをいう。

※ (13) を総称して「避難経路」、(12)、(14)、(16) を総称して「避難先」という。

第2節 避難計画

1 津波到達時間の設定

本町では、道が作成した津波浸水想定区域の結果を勘案し、津波影響開始時間を地震発生から13分～23分、最大津波到達時間は、35分～39分とする。

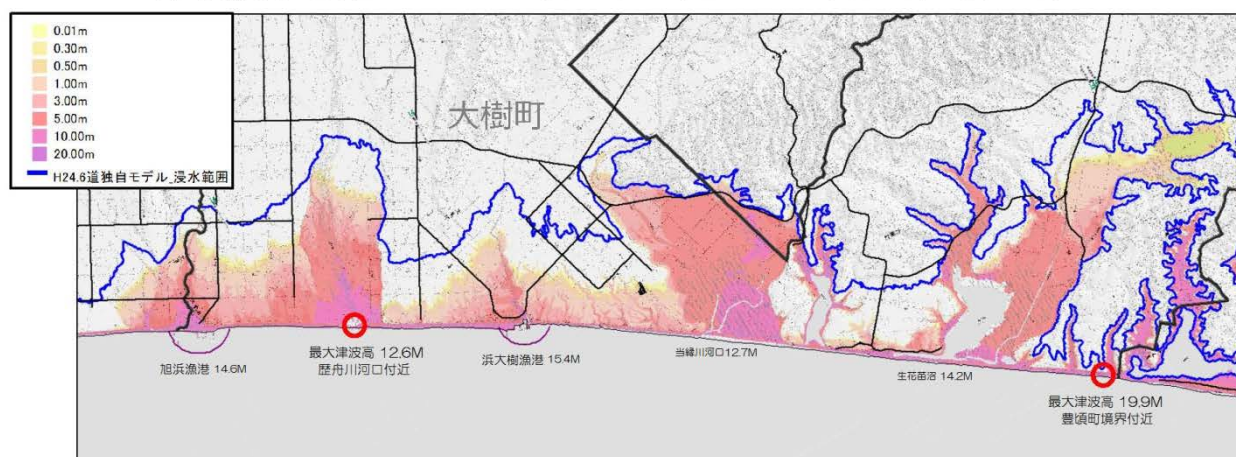
地震の発生場所や規模によっては、到達までの時間が異なるので、大規模な地震が発生したら直ぐに、可能な限り海岸線から避難すること。

津波影響開始時間 : 22分～23分 (+20cm以上)

最大津波到達時間 : 35分～39分

想定する最大津波高 : 19.9m (大樹町と豊頃町の境界付近)

津波浸水想定について (最大浸水深分布と海岸線の津波高分布)



市町名		広尾町	大樹町	豊頃町	浦幌町
最大津波高 (T.P.m)		12.5 ~ 25.4	12.6 ~ 19.9	10.1 ~ 22.3	12.3 ~ 21.7
影響開始時間 (分)	±20cm	4 ~ 23	13 ~ 23	7 ~ 23	4 ~ 22
	+20cm	4 ~ 23	22 ~ 23	21 ~ 24	20 ~ 22
(参考)最大津波到達時間(分)		30 ~ 40	35 ~ 39	35 ~ 39	34 ~ 39

※ 津波影響開始時間の±cmは、引き波等で海面に変動があるものであって、陸域に波が遡上する時間ではない

2 津波避難計画

避難対象避難対象行政区、避難目標地点、避難経路、避難場所、避難困難地域は次表のとおりとする。

(令和3年12月31日)

避難対象 行政区名	避難目標地点	避難路 避難経路	避難場所	避難困 難地域	備考(自動車の 利用等)
旭行政区 45世帯 110人	中島地域コミュニティーセンター	道道旭浜大樹 停車場線	中島地域コミュニティーセンター	—	津波到達予想 時間からして 自動車の利用 が必要
中島行政区 55世帯 108人	中島地域コミュニティーセンター	道道旭浜大樹 停車場線	中島地域コミュニティーセンター	—	〃
浜大樹行政区 42世帯 98人	歴舟地域コミュニティーセンター	町道浜大樹線	歴舟地域コミュニティーセンター	—	〃
美成行政区 13世帯 34人	歴舟地域コミュニティーセンター	町道美成7号線 国道336号 線 道道清水大樹 線	歴舟地域コミュニティーセンター	—	〃
更生行政区 12世帯 21人	歴舟地域コミュニティーセンター	町道更生基線	歴舟地域コミュニティーセンター	—	〃
晩成行政区 30世帯 55人	晩成行政区会館	道道わかやん-線 町道わかやん-線	晩成行政区会館	—	〃
生花行政区 30世帯 60人	生花行政区会館	道道わかやん-線	生花行政区会館	—	〃

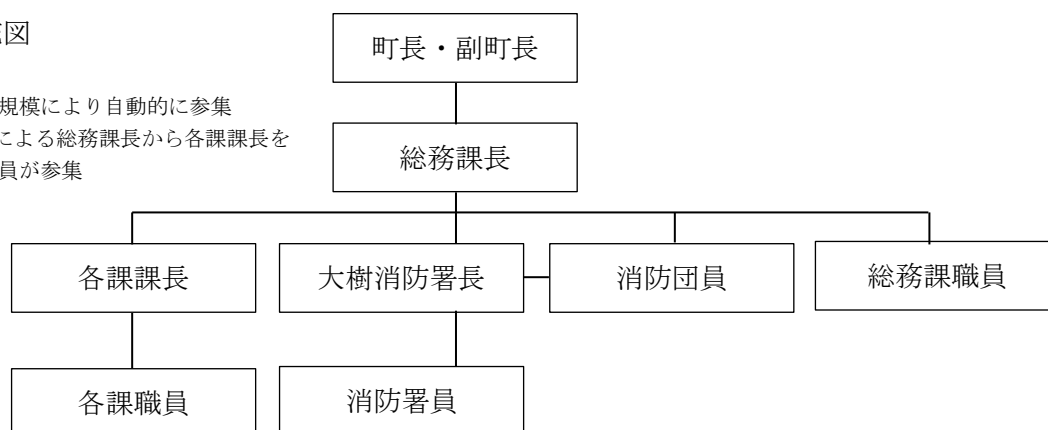
第3節 初動体制(職員の参集等)

1 連絡・参集体制

勤務時間外に、津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員(消防団含む)の連絡・参集体制は「大樹町地域防災計画応急対策計画」及び「大樹町職員初動マニュアル」に定めるもののほか、次による。

伝達系統図

1. 災害の規模により自動的に参集
2. 電話等による総務課長から各課課長を通して職員が参集



2 配備体制

区 分	基 準	動 員 配 備 人 員
第1種非常配備体制	津波注意報が発令されたとき	総務課長、企画商工課長、農林水産課長、総務課職員、企画商工課職員、農林水産課職員
第2種非常配備体制 (災害対策本部設置)	津波警報・大津波警報が発令されたとき	全職員

3 津波情報等の収集・伝達

(1) 津波情報等の収集

区 分	基 準	備 考
職員による高台からの海面監視	浜大樹・旭浜・晩成行政区の高台から海面監視及び海岸や漁港への立入り監視 (津波注意報及び津波警報が発令され)	大津波警報発令時は実施しない
津波観測点の情報収集	十勝港潮位観測情報(気象庁) 津波監視カメラ(浜大樹)の映像監視	
全国瞬時警報システム(J-ALERT)からの収集	津波観測情報 津波到達予想時刻、津波到達時刻	
気象庁からの情報提供(北海道防災情報システム・マスメディア)	津波観測情報 津波到達予想時刻、津波到達時刻	

(2) 津波情報等の伝達

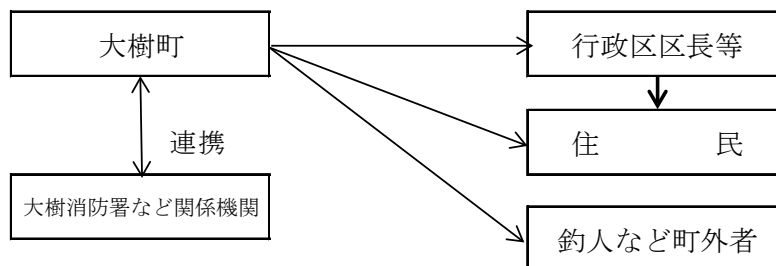
① 伝達事項

- ア 発令された警報の種類(津波注意報、津波警報、大津波警報)
- イ 予想される津波の高さ
- ウ 津波の予想到達時刻
- エ 各地の観測点での津波の高さ状況(観測情報が入り次第)
- オ 津波監視カメラ(浜大樹)の監視及び情報伝達

② 伝達方法

- ア 防災行政無線による伝達
- イ エリアメールによる伝達
- ウ 広報車による伝達
- エ 町内会や地域自主防災組織の責任者を通じての伝達

伝達系統図



第4節 高齢者等避難・避難指示（緊急）及び緊急安全確保の発令

1 発令基準

区 分	津波注意報	津波警報	大津波警報
注 意 喚 起	海岸等立入り規制	海岸等立入り規制	
高 齢 者 等 避 難	原則高齢者等避難		
避難指示（緊急）	状況により避難指示	避難指示（緊急）	避難指示（緊急）
緊急安全確保			

※どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

※津波が発生・切迫した状況で町から発令される避難情報は「避難指示」である。

津波でリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。

2 伝達方法

発令基準に該当した場合は、速やかに町民等へ防災行政無線等を通し伝達する。

この場合、休日や時間外の伝達については、総務課職員等の体制が整うまで大樹消防署が実施する。

また、職員及び消防署員が対象地区へ赴き広報車で避難広報を行う。

(1) 指示伝達事項

- ①避難準備情報、勧告又は指示の発令者
- ②避難準備情報、勧告又は指示の理由
- ③避難対象区域
- ④避難先とその場所
- ⑤避難経路
- ⑥注意事項

(2) 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達方法

- ①防災行政無線による伝達
- ②エリアメールによる伝達
- ③広報車による伝達
- ④町内会や地域自主防災組織の責任者を通じての伝達
- ⑤テレビ、ラジオ、インターネット、SNSを通しての伝達

第5節 津波対策の教育・啓発

- 1 強い地震(震度4以上)を感じたとき、また、弱い地震であっても長時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れて、急いで安全な場所に避難する等、自主避難を徹底する。
- 2 消防団、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、普及を行い、地域防災の要となるリーダーの養成に努める。
- 3 津波防災啓発ビデオなどの啓発資料を用いて津波防災の啓発を行う。特に保育所や小学校など子どもたちの防災教育を行う。

第6節 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の課題の検証を行うため、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施する。

第7節 積雪・寒冷対策

1 冬期道路交通の確保

道路管理者と連携して、避難路や緊急輸送道路の確保の徹底を図る。

2 避難所の生活環境確保

避難所の暖房設備及び暖房用燃料の備蓄など避難所の生活環境確保に努める。

また、停電などによる暖房設備が使用できない場合のため、電力不要のストーブ購入などの整備を計画的に行う。

3 電力の確保

停電となった場合、北海道電力などと連携して早期復旧となるよう努める。

また、電力が復旧するまでの対応として、発電機の確保に努める。

第8節 その他の留意点

1 釣客等の町外者対策

大樹消防署及び北海道警察と協力して避難広報など避難対策の徹底を図る。

2 要配慮者の避難対策

避難対象地域内における要配慮者の現状把握に努めるとともに、地域と協力して避難プランの策定を行う。

3 地域コミュニティにおける自主防災組織活動の推進

自助・共助の精神に立ち自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが大切である。

地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動や避難行動を行うため、自主防災組織活動の推進を行う。

資料1

大樹町防災会議条例

昭和37年12月23日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、大樹町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大樹町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長が、部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) とから広域消防事務組合大樹消防署長
 - (7) 指定公共機関又は公共的団体の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 陸上自衛隊の自衛官のうちから、町長が任命する者
 - (9) 大樹消防団長
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は、25人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮ってきめる。

附 則

この条例は、昭和37年12月25日から施行する。

附 則(昭和63年条例第2号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第25号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第5項第6号及び第9号の規定は、平成28年4月1日から適用する。

資料 2

大樹町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 23 日

条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号) 第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、大樹町災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部及び班)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部、部に班を置くことができる。

2 部及び班に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部及び班にそれぞれ部長及び班長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、担当の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(昭和 63 年条例第 3 号)

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 15 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 56 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料

大樹町揺れやすさマップ

(1) 揺れやすさマップとは

「揺れやすさマップ」とは、地域に考えられる想定地震を設定し、評価する地域単位毎にまとめた地盤情報などを元にして、計算された地震の揺れの大きさの分布（震度分布）を表すものです。ここでは大字・町丁目界を表示単位として震度を示すマップを作成しています。

(2) 想定地震の概要

揺れやすさマップ作成のため、震度を評価するために設定した地震は、海溝型地震が主である北海道地域防災計画、中央防災会議で想定された8想定地震（図1、表1）、内陸活断層である地震調査研究推進本部の12想定地震（図2、表2）です。

また、中央防災会議では、地震に対応する活断層が地表で認められていない規模の上限として、①過去の事例(マグニチュード6.5以下はほとんどみられない、6.8はみられないものもある)や、②防災上の観点(全ての地域で何時地震が発生するか分からないとして防災対策上の備えが必要)から、マグニチュード6.9を想定しています。ここでは中央防災会議と同様に、全国どこでも起こりうる直下の地震として、全ての評価単位(500mメッシュ)の直下にマグニチュード6.9の地震を想定します。

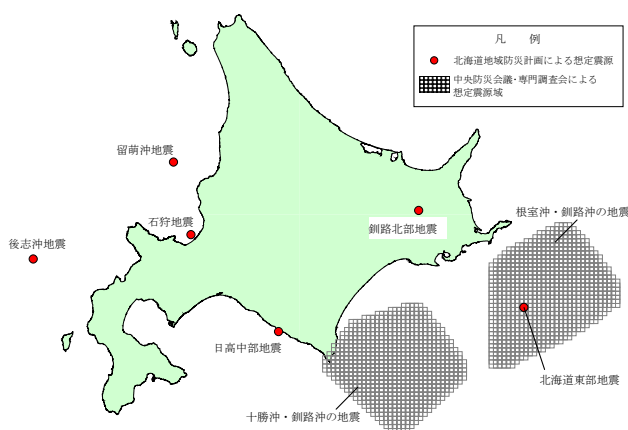


図1 北海道、中央防災会議の想定地震の位置

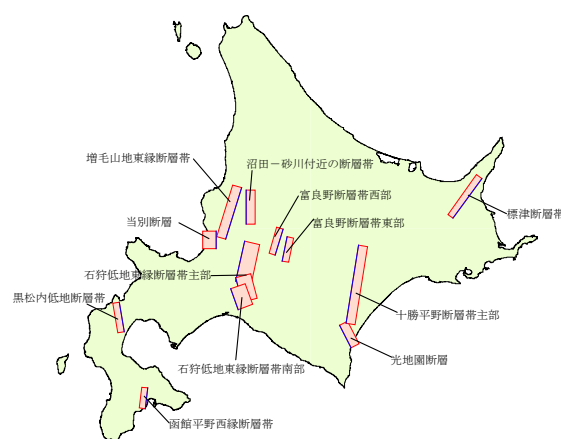


図2 地震調査研究推進本部の想定地震の位置

表1 北海道、中央防災会議の想定地震の概要

地震名称	位置(旧測地系)	マグニチュード
石狩地震	点震源:北緯43.25度 東経141.25度	M 6.75
北海道東部地震	点震源:北緯42.5度 東経146度	M 8.25
釧路北部地震	点震源:北緯43.5度 東経144.5度	M 6.5
日高中部地震	点震源:北緯42.25度 東経142.5度	M 7.25
留萌沖地震	点震源:北緯44度 東経141度	M 7.0
後志沖地震	点震源:北緯43度 東経139度	M 7.75
十勝沖・釧路沖の地震*	面震源:図1中の断層領域	M 8.2
根室沖・釧路沖の地震*	面震源:図1中の断層領域	M 8.3

表2 地震調査研究推進本部の想定地震の概要

断層の名称	断層モデル	マグニチュード	断層長さ	断層幅	傾斜角
標津断層帯	標津断層帯	M 7.7	53 km	14 km	北西60度
十勝平野断層帯	十勝平野断層帯主部	M 8.0	84 km	20 km	東60度
	光地園断層	M 7.2	27 km	20 km	東60度
富良野断層帯	富良野断層帯西部	M 7.2	29 km	14 km	西60度
	富良野断層帯東部	M 7.2	27 km	14 km	東60度
増毛山地東縁断層帯	増毛山地東縁断層帯	M 7.8	58 km	20 km	西60度
	沼田一砂川付近の断層帯	M 7.5	37 km	20 km	東60度
当別断層	当別断層	M 7.0	19 km	19 km	西40度
石狩低地東縁断層帯	石狩低地東縁断層帯主部	M 8.0	27 km	24 km	東45度
	石狩低地東縁断層帯南部	M 7.1	24 km	24 km	東45度
黒松内低地断層帯	黒松内低地断層帯	M 7.3	32 km	32 km	西60度
函館平野西縁断層帯	函館平野西縁断層帯	M 7.3	22 km	22 km	西60度

(3) 震度計算結果

(1)の想定地震に基づき、地震動の経験的な評価手法を用いた震度の計算結果(役場周辺を代表震度)を表3、4に示します。

表3 北海道、中央防災会議の想定地震による震度(役場周辺)

想定地震名	石狩地震	北海道東部地震	釧路北部地震	日高中部地震	留萌沖地震	後志沖地震	十勝沖・釧路沖の地震	根室沖・釧路沖の地震
計測震度(役場周辺)	2.6	3.6	2.4	4.4	2.3	2.5	5.6	4.0

表4 地震調査研究推進本部の想定地震による震度(役場周辺)

断層の名称	標津断層帯	十勝平野断層帯主部		富良野断層帯		増毛山地東縁断層帯		当別断層	石狩低地東縁断層帯		黒松内低地断層帯	函館平野西縁断層帯
		十勝平野断層帯主部	光地園断層	富良野断層帯西部	富良野断層帯東部	増毛山地東縁断層帯	沼田一砂川付近の断層帯		石狩低地東縁断層帯主部	石狩低地東縁断層帯南部		
計測震度(役場周辺)	3.4	6.1	5.8	3.5	3.7	3.6	3.4	2.7	4.1	3.4	2.4	2.5

ただし、気象庁の震度階級と計測震度との関係は以下の通りです。

気象庁の震度階級	震度4以下	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
計測震度	-4.4	4.5-4.9	5.0-5.4	5.5-5.9	6.0-6.4	6.5-

(4) 市町村揺れやすさマップ

(3)で計算した震度をもとに、

- ① 海溝型地震が主である北海道、中央防災会議の地震で最大震度となる地震の揺れやすさマップを図3に示します。
- ② 内陸活断層である地震調査研究推進本部の地震で最大震度となる地震の揺れやすさマップを図4に示します。
- ③ 全国どこでも起こりうる直下の地震による揺れやすさマップを図5に示します。

作成した揺れやすさマップは、全道を500mメッシュ(約500m角の正方形)に分割し、メッシュ毎に計算した震度を大字・町丁目界に置き換えて表示したものです。大字・町丁目界の震度は、重なるメッシュのうち最大の震度を代表値と示しているため、大字・町丁目界全域が表示される震度で揺れる訳ではないことに注意してください。

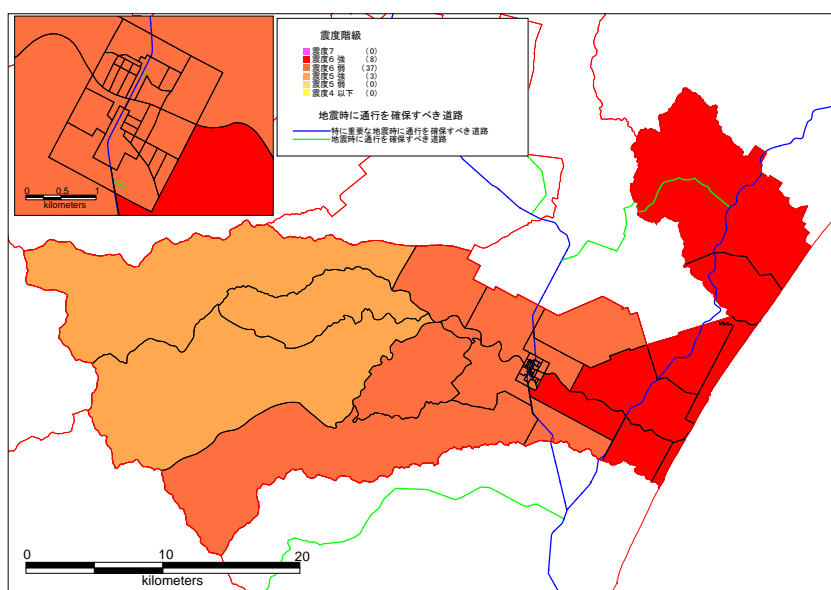


図3 十勝沖・釧路沖の地震(大樹町)

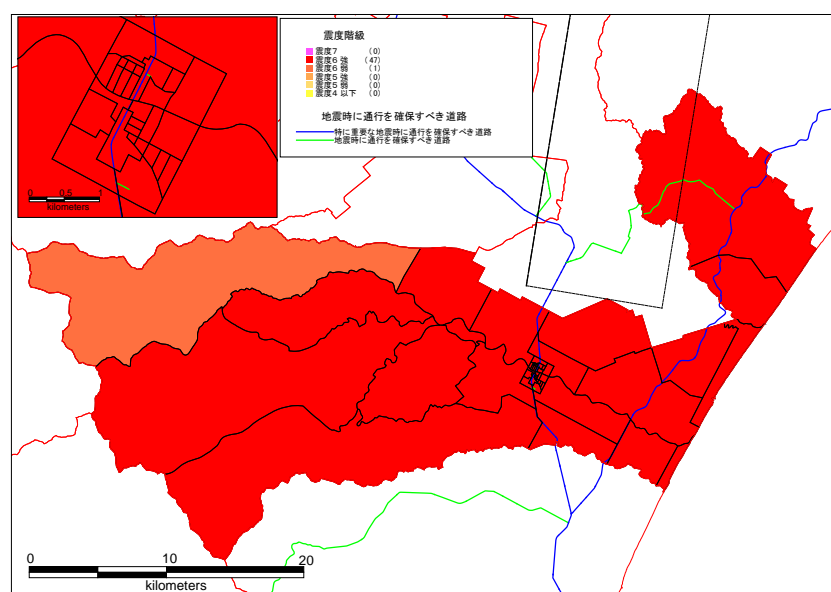


図4 十勝沖・釧路沖の地震(大樹町)

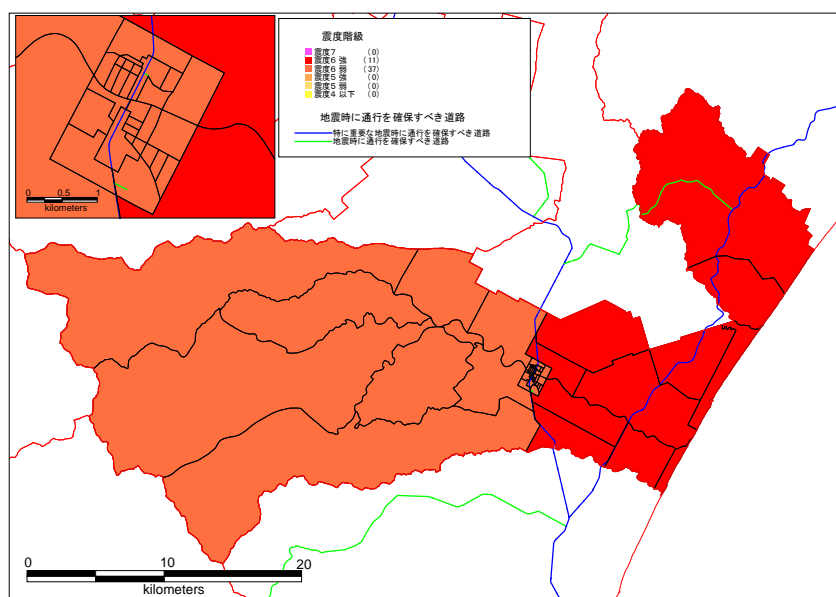


図5 全国どこでも起こりうる直下の地震（大樹町）